

令和7年度版

環境白書

—令和6年度報告—

～人と自然が共生し

みんなで作る持続可能なまち～

—八幡市—

目 次

-----本編-----

第1部 総説

第1章 八幡市の概要

第1節 位置・地勢・気象 2

第2節 人口・世帯数 3

第2章 環境行政の概要

第1節 環境行政の推移 4

第2節 環境行政の機構及び事務分掌 11

第3節 八幡市環境自治体宣言 12

第4節 ゼロカーボンシティ宣言 13

第2部 環境基本計画と環境の現況

第1章 第3次八幡市環境基本計画の概要

第1節 環境基本計画の概要

1. 概要と計画策定について 15

2. 望ましい環境像と基本方針概念図 16

第2節 目標の達成と重点取組の進捗

1. 目標項目の達成度 17

2. 重点取組の進捗状況 18

第2章 第3次八幡市環境基本計画の進捗状況

基本方針1 脱炭素社会に挑戦するまち 19

施策1 省エネの取組推進 21

施策2 再生可能エネルギーの普及推進 23

施策3 脱炭素のまちづくりの推進 25

施策4 気候変動適応策の推進 26

基本方針2 ごみを減らし資源が循環するまち

施策5 ごみ減量と再使用（2R）の推進 28

施策6 資源の適切な循環利用と適正処理の推進 30

基本方針3 人と自然が共生するまち

施策7 生物多様性の保全 33

施策8 人と自然のふれあい 35

基本方針4 安心して快適に住み続けられるまち

施策9 安心して暮らせるまちづくり 37

施策10 良好な生活環境の確保 43

基本方針5 みんなで取り組む環境活動のまち

施策11 環境教育・環境学習の推進 47

施策12 環境に配慮した活動の推進 49

第3部 第4次八幡市エコ・オフィス計画

第1章 第4次八幡市エコ・オフィス計画の取組

第1節 数値目標の取組

1. 第4次八幡市エコ・オフィス計画の温室効果ガス削減目標別の結果 54
2. 施設種別ごとのエネルギー・資源等の使用量・排出量の推移 56

第2章 公共施設の取組概要

第1節 公共施設での省エネ・再エネ設備導入

1. 環境に配慮した新庁舎 63
2. リユース太陽光パネル設置実証事業 63
3. 公共施設における太陽光発電システム・蓄電設備の設置状況 64

第3章 八幡市環境マネジメントシステム

第1節 環境マネジメントシステムの概要

1. 経過 65
2. 概要 65
3. 組織体制 66

第2節 環境マネジメントシステムの運用

1. KES 環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ1） 67
2. 八幡市環境マネジメントシステムの運用について 70

第3節 環境マネジメントシステムに係る資料

1. 【資料】KES 審査対象施設（各施設の施設管理責任者） 71
2. 【資料】環境に配慮した取組ガイド 72

-----資料編-----

1. 市内河川水質の現状 ～資料編～ 1
2. 大気質の環境基準と調査結果 ～資料編～ 21
3. 騒音・振動の環境基準等と測定結果 ～資料編～ 27
4. 騒音・振動・悪臭の規制基準と届出状況 ～資料編～ 30
5. その他の環境に配慮した取組 ～資料編～ 34
6. CO₂排出量の算定方法 ～資料編～ 35
7. 用語解説 ～資料編～ 36

第1部

総説

第1章 八幡市の概要

第2章 環境行政の概要

第1章 八幡市の概要

第1節 位置・地勢・気象 —近畿の中央に位置する八幡市—

本市と近畿圏最北端の経ヶ岬を結んだ距離を半径として円を描くと、圏域のほとんどがその中に入ることから、本市は近畿圏のほぼ中央に位置しているといえます。京都府の南西端で大阪府境に接し、木津川・宇治川・桂川の三川が合流して淀川となる地点で、京都市、大阪市という二大都市の中間にあって、交通至便な立地条件を有しています。

面積は 24.35km²、最大幅は東西約 6.7km、南北約 8.5km で、北部から東部にかけては、淀川、木津川を境界にして島本町・大山崎町・京都市・久御山町・城陽市と、南東部は京田辺市と、西部は枚方市と接しています。西部の緑豊かな男山から南部の美濃山地域にかけてはなだらかに起伏した丘陵地で、その他の地域はおおむね平地で形成されています。平地部には、一級河川の大谷川・防賀川が流れ、また、中央部から東部にかけては田園が広がっています。

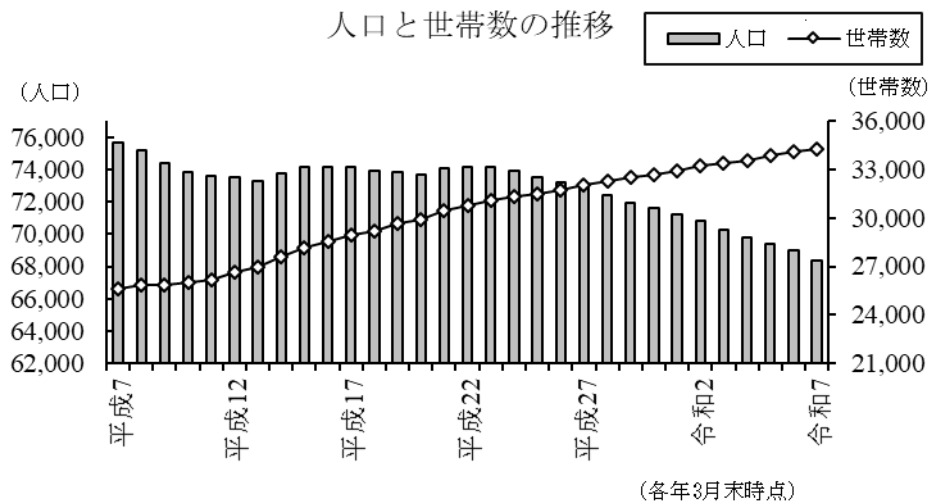
気候は、年間を通じて比較的温暖で、年間の平均気温は約 18℃、降水量にはばらつきがありますが近年では年間 1,500mm 程度です。



第2節 人口・世帯数

1. 人口・世帯数の動向

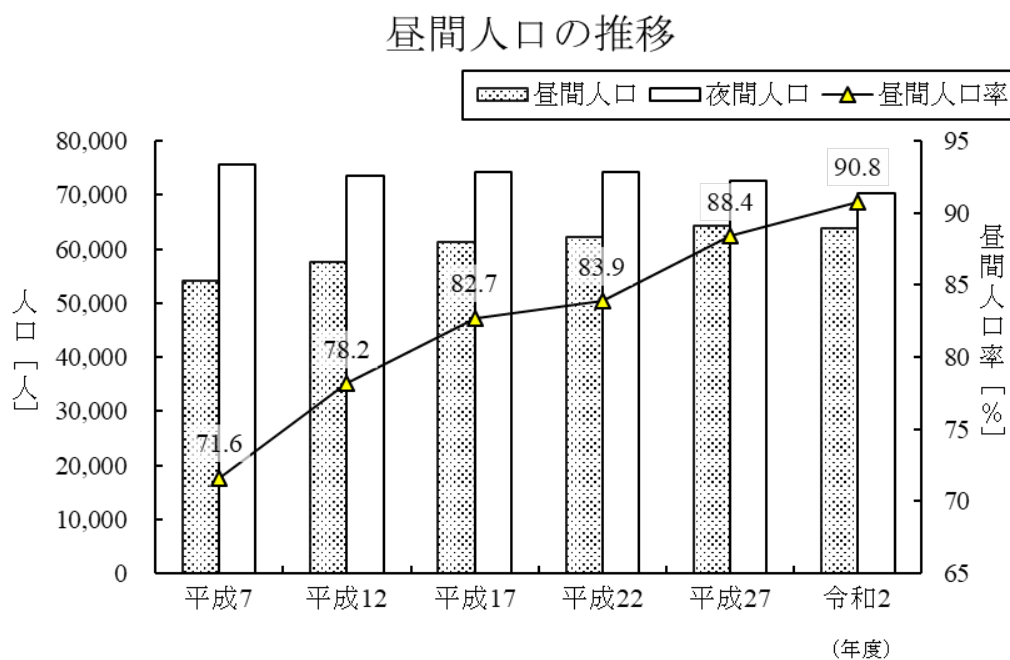
八幡市の人口は令和7年3月末現在で68,346人ですが、ここ数年の人口は微減状態が続いています。世帯数は令和7年3月末現在34,281世帯で、人口とは逆に増加しています。



(出典：八幡市統計書)

2. 昼夜間における人口の動向

昼間人口については、平成27年までは増加傾向でしたが、令和2年は僅かに減少しています。昼間人口率は増加傾向ですが、昼間人口は夜間人口と比較して少ないという特徴が見られます。



(出典：国勢調査資料)

第2章 環境行政の概要

第1節 環境行政の推移

年	月	八幡市	世界・国・京都府
S42			国・公害対策基本法、騒防法制定
S43	4月	水質保全法に基づく水域指定（淀川水域）	国・大気汚染防止法、騒音規制法制定
	8月	城南衛生管理組合がごみ焼却場（長谷山焼却場）を竣工し、操業開始（ごみ収集の無料化）	
S44	10月	八幡町空き地の除草等に関する条例公布	府・衛生部環境衛生課に公害係、衛生研究所に公害調査課を設置
		八幡町公害対策審議会設置	
S45	1月	不燃ごみの収集を業者委託により開始	国・公害関連法 14 法案成立（公害国会） 国・公害紛争処理法制定 府・衛生部に公害課を設置
S46			ラムサール条約採択 国・環境庁発足 国・悪臭防止法、公害防止管理者法、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特措法制定 府・公害防止条例施行 府・公害研究所設置
S47	4月	山城地方公害行政事務連絡協議会結成（南山城地方 17ヶ市町村）	国連人間環境会議開催、人間環境宣言採択 国連環境計画（UNEP）設立
		城南衛生管理組合の沢ごみ中継所の竣工（可燃ごみ収集が週2回）	国・自然環境保全法制定 府・公害対策審議会、水質審議会設置
S48	6月	城南衛生管理組合の奥山埋立て処分地の竣工	ワシントン条約採択
	7月	不燃ごみ収集を町の直営に切り替え	国・動物愛護管理法、水銀灯による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特措法、公害健康被害補償法、瀬戸内海環境保全特措法制定 府・衛生部に公害対策室設置 府・自然環境保全審議会設置
S49	7月	城南衛生管理組合が焼却しきれないごみを枚方市等に処理委託（昭和55年3月まで）	
	12月	騒音規制法に基づく地域指定	
S50			国・合特法、船舶油濁損害賠償保障法制定 府・公害審査会設置
S51	1月	悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定	府・衛生研究所と公害研究所を統合（衛生公害研究所）
S52	8月	大掃除実施時期（8・12月）に粗大ごみの無料収集を開始	
	11月	八幡市市制施行	
S53	1月	振動規制法に基づく規制地域指定	国・騒特法、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法制定
	4月	八幡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例公布	
	5月	「清潔で美しいまちづくり運動」が開始（昭和63年廃止）	
	8月	有料で粗大ごみの戸別収集を開始	
S54	3月	八幡市生活環境保全条例公布（カラオケ騒音、野外焼却規制等）[5月施行] ～8月廃止	
	8月	不燃ごみの収集を20日ごとに短縮	
S55	4月	食用廃油の回収を35ステーションで実施	
	10月	八幡市合成洗剤対策推進要綱制定	
	11月	川口東扇、西扇をモデル地区に空きビン収集を実施（昭和61年まで）	
S56	4月	城南衛生管理組合にあわせごみ区分名称変更 ・燃えるごみ→燃やすごみ ・燃えないごみ→燃やさないごみ	府・自然環境の保全に関する条例制定
		市内小学校給食用食器等の洗浄に石鹼使用開始	
S58	3月	男山地域が京都府歴史的な自然環境保全地域第1号に指定	

年	月	八幡市	世界・国・京都府
S59	11月	廃乾電池分別収集を実施	国・湖沼法制定
S60	5月	燃やさないごみ月2回収集に短縮	オゾン層保護のためのウィーン条約採択
S61	3月	城南衛生管理組合の折居清掃工場及び奥山粗大ごみ処理施設、京都府洛南浄化センターが完成	府・水質審議会を公害対策審議会へ統合
	4月	八幡市自転車等放置防止条例公布	
S62			モントリオール議定書採択 府・公害対策室を環境対策室に改称、室内担当を再編整備
S63	3月	男山団地内に食用廃油回収貯蔵庫を設置	国・オゾン層保護法制定
	4月	空きビンの分別収集を71ステーションで実施	
H1	4月	燃やさないごみ収集を週1回に短縮	府・環境影響評価要綱制定
H2	5月	八幡市自然観察指導員等設置要綱制定	国・スパイクタイヤ粉じん防止法制定 府・緑と文化の基金設置
H3	3月	八幡市みどりの条例公布〔4月施行〕	国・再生資源利用促進法制定
	4月	市民団体と協働で、小学校を拠点に牛乳パックの分別収集を実施	府・京都の自然200選（植物部門）選定
	8月	空き缶プレスカーを購入し、「リサイクルやわた号」と命名（平成9年3月31日廃車）	
H4	1月	電気自動車を購入し、「クリーンやわた号」と命名（平成9年6月廃車）	地球サミット（アジェンダ21＊合意）開催 気候変動枠組条約、生物多様性条約採択
	6月	空き缶プレスカーを使用し、空き缶の分別収集を97ステーションで実施	国・種の保存法、自動車NOX・PM法制定 府・環境対策室に環境企画課及び環境管理課を新設
	8月	城南衛生管理組合が大阪湾広域臨海環境整備センターへの廃棄物搬入を開始	府・温泉審議会を自然環境保全審議会に統合 府・産業廃棄物処理計画策定 府・京都の自然200選（動物部門）選定
H5	3月	冊子「八幡のまちの小さな仲間たち」を発行	国・環境基本法（公害対策基本法廃止）施行 府・京都の自然200選（地形・地質部門）選定
H6			国・環境基本計画策定 府・環境審議会設置（公害対策審議会廃止）
H7	8月	組織機構の改革により生活環境部の新設	国・容器包装リサイクル法制定 国・生物多様性国家戦略策定 府・環境を守り育てる条例制定（公害防止条例・自然環境の保全に関する条例廃止） 府・環境企画課及び環境管理課を保健環境部から企画環境部に移管 府・京都の自然200選（歴史的な自然環境部門）選定
H8	10月	環境にやさしい市役所（エコ・オフィス）推進本部設置要綱制定〔平成8年11月施行〕	
H9	3月	八幡市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制並びに土砂採取事業の規制に関する条例公布〔9年6月施行〕	国・環境影響評価法、新エネルギー法、南極地域の環境の保護に関する法律制定 国・地球温暖化防止京都会議（「京都議定書」採択）開催
		八幡市放置自転車等の発生の防止及び適正な処置に関する条例公布〔9年6月施行〕	国・地球温暖化対策推進大綱決定 府・ナホトカ号重油流出事件
	4月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行にともない資源ごみ収集にペットボトルを追加し、缶、ビン、紙パック、ペットボトルの4品目を収集	府・京都新エネルギービジョン策定
	6月	環境パトロール車「みはるくん」導入	
H10	3月	リーフレット「八幡の自然と動物たち」を発行	国・地球温暖化対策推進法、家電リサイクル法制定
	4月	組織機構の改編により生活環境部を改め、環境経済部を設置	府・環境基本計画策定 府・環境影響評価条例制定 府・企画環境部に環境政策監と地球環境対策推進室を設置
H11	3月	八幡市みどりの基本計画策定	国・ダイオキシン類対策特別措置法、PRT法制定
		ふれあい入浴事業実施要領並びにふれあい入浴事業助成金交付要綱制定	府・ごみ処理広域化計画、京と地球の共生計画（地球温暖化対策推進版）策定
	4月	市からの補助金を交付し、毎月15日の「ふれあい入浴でー」を開始 城南衛生管理組合のリサイクルプラザエコ・ポート長谷山が竣工	府・ISO14001認証取得

年	月	八幡市	世界・国・京都府
	6月	八幡市再生資源化奨励金交付要綱制定	
	9月	八幡市環境保全協定の締結に関する要綱制定	
H12	4月	地方分権一括法により、狂犬病予防法に基づく犬の登録事務等、墓地、埋葬等に関する法律に基づく1,000㎡未満の墓地申請許可に関する事務、鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律に基づく鳥獣の保護等に関する事務の3事業が京都府から八幡市に事務移譲	国・建設リサイクル法、グリーン購入法、循環型社会形成推進法、食品リサイクル法制定 国・新環境基本計画策定 府・家畜排せつ物の利用の促進を図るための京都府計画策定 府・循環型社会推進課設置
	6月	八幡市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領制定	府・環境審議会と自然環境保全審議会を統合し、環境審議会を設置
	7月	組織機構の改編により環境事務所に「ごみ減量推進課」を新設	府・家畜排せつ物の利用の促進を図るための京都府計画策定
	8月	八幡市生ごみ減量化推進補助金交付要綱制定 八幡市火葬料補助金交付要綱制定	
H13	1月	八幡市地下水の採取に関する要綱制定	POPs 条約採択
	3月	城南衛生管理組合のグリーンヒル三郷山一般廃棄物最終処分場が竣工	国・環境省発足 国・フロン回収破壊法、PCB 処理特別措置法制定
	4月	粗大ごみの無料収集を廃止 八幡市エコ・オフィス計画（改訂版）策定 環境にやさしい市役所（エコ・オフィス）推進本部設置要綱を廃止し、環境政策推進要綱を制定	府・不法投棄等特別対策本部設置、不法投棄等特別対策室設置 府・地球にやさしい21世紀府庁プラン策定 府・府庁グリーン調達方針施行
	10月	八幡市環境基本計画策定 ごみ袋の透明化を実施	
H14	4月	八幡市環境自治体宣言 「里山再生活用事業」開始（3箇年事業）	国・新地球温暖化対策推進大綱決定 国・京都議定書批准
	7月	八幡市カラスよけネット等購入費助成金交付要綱制定	国・新生物多様性国家戦略策定 国・土壤汚染対策法、新エネルギー等利用法、自動車リサイクル法、自然再生推進法、エネルギー政策基本法、有明海・八代海再生特措法制定
	8月	八幡市環境市民ネットの発足	府・レッドデータブック発刊
	9月	八幡市環境マネジメントシステムの構築に向けた取り組みの開始	府・産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例制定 府・地球温暖化対策プラン策定
H15	3月	八幡市生ごみ減量化推進補助金交付要綱廃止	国・第3回世界水フォーラム開催
	4月	八幡市環境マネジメントシステム運用開始 八幡市開発指導要綱改正〔平成15年5月施行〕	国・循環型社会形成推進基本計画策定 国・環境保全活動・教育推進法、JESCO 法制定
	5月	八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	府・循環型社会形成計画策定 府・産業廃棄物政策室、地球温暖化対策プロジェクト設置
	7月	八幡市環境マネジメントシステム外部監査実施（共通目標）	府・地球温暖化防止活動推進センター指定 府・第1期京都府地球温暖化防止活動推進員委嘱
	9月	L A S - E 判定委員会において八幡市環境マネジメントシステム共通目標の合格判定	府・京都府民の生活環境を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例制定
	11月	八幡市環境フォーラム開催	府・『環』の公共事業行動計画策定
H16	1月	八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	国・外来生物法、環境配慮促進法制定
	5月	八幡市環境マネジメントシステム外部監査実施（独自目標） L A S - E 判定委員会において八幡市環境マネジメントシステム独自目標の合格判定	府・産業廃棄物税条例制定 府・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定 府・京都グリーン購入ネットワーク設立 府・地球温暖化対策プラン（改訂版）策定
	7月	八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	府・『環』の公共事業皇后計画ガイドライン策定
	8月	中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	
H17	2月	八幡市地域省エネルギービジョン策定	国・京都議定書発効
	3月	八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例公布〔平成17年4月施行〕	国・京都議定書目標達成計画策定 国・特定特殊自動車排出ガス規制法制定
	8月	中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	府・4課（1課内室）プロジェクトを6室1プロジェクトに再編（自然・環境保全室を設置） 府・第2期京都府地球温暖化防止活動推進委員委嘱

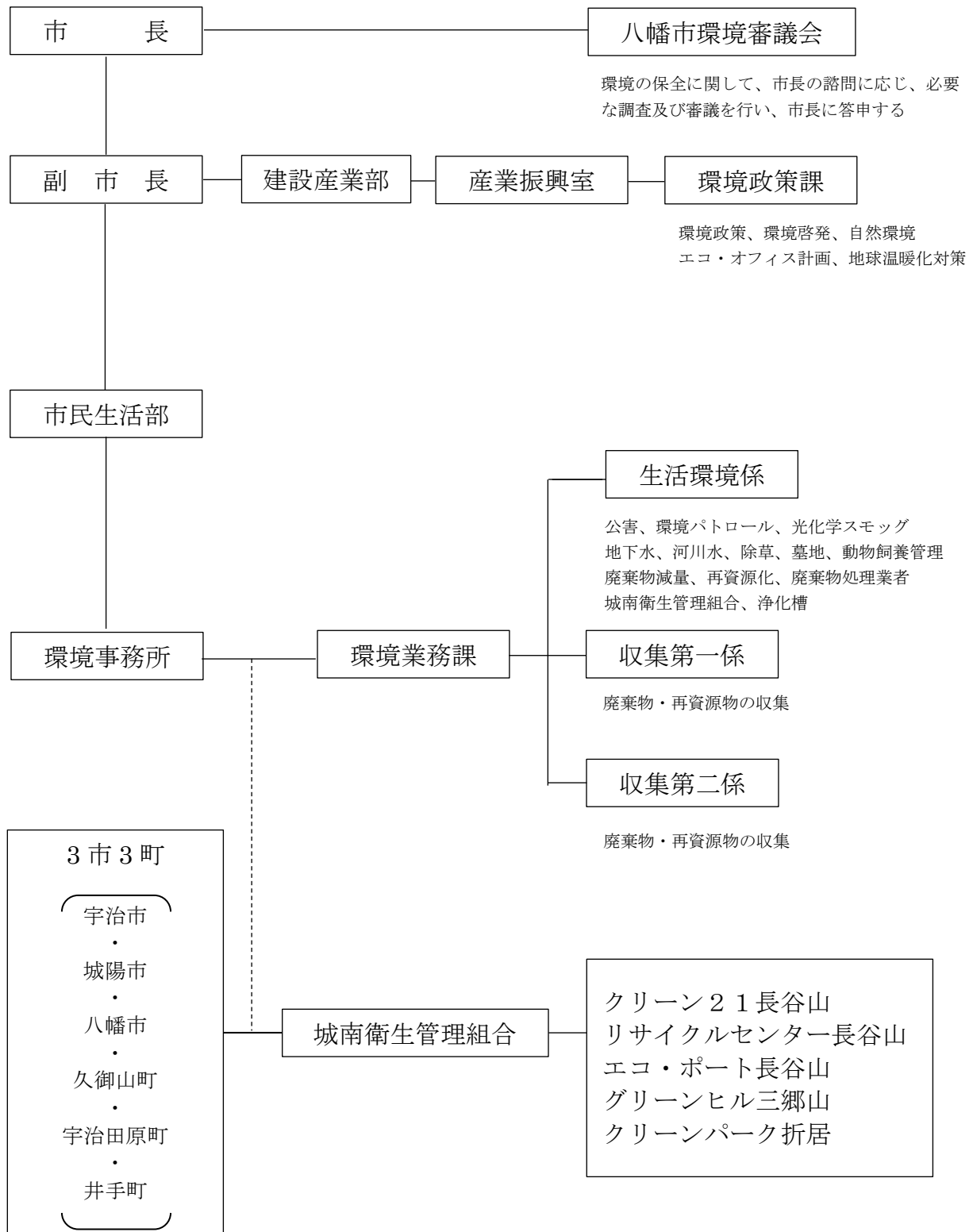
年	月	八幡市	世界・国・京都府
			府・建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例制定 府・京都エコエネルギープロジェクト全面稼働 府・地球温暖化対策条例制定 府・地球温暖化対策プラン（平成 17 年改定版）策定
H18	4 月	八幡市環境マネジメントシステム運用開始(第 2 ステージ) 八幡市美しいまちづくりに関する条例公布〔平成 18 年 10 月施行〕 「ポイ捨て禁止」等の路面への啓発シール設置 「美しいまちづくりに関する条例制定」啓発横断幕の設置（府道長尾八幡線・府道インター線）	国・第三次環境基本計画策定 国・石綿被害救済法制定 府・企画環境部に環境技術専門監を設置 府・地球にやさしい府庁プラン策定 府・地球温暖化対策推進計画の策定 府・地球温暖化対策プラン（平成 18 年度改定版）策定 府・産業廃棄物の減量・リサイクル戦略プラン策定 府・丹後海と星の見える丘公園開園
	8 月	中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	
H19	2 月	八幡市環境マネジメントシステム外部監査実施（共通目標） 第 4 次八幡市総合計画策定	国・エコツーリズム推進法、環境配慮契約法制定 府・第 3 期京都府地球温暖化防止活動推進員委嘱 府・絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例制定
	3 月	八幡市環境審議会に「八幡市環境基本計画中間見直しについて」諮問	府・『環』の公共事業行動計画ガイドライン（改定版）策定
	5 月	グリーンカーテンづくり講習会	府・循環型社会形成計画の中間見直し
	8 月	八幡市環境マネジメントシステム外部監査実施（平成 18 年度分独自目標の取り組みについて） 中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	府・地球温暖化対策プラン（平成 19 年改定版）策定 府・丹後天橋立大江山国定公園指定
	10 月	グリーンカーテン写真展示会	
H20	1 月	八幡市環境マネジメントシステム第 2 ステージ外部監査を実施（共通目標）	国・生物多様性基本法制定 国・第二次循環型社会形成推進計画策定
	2 月	八幡市環境審議会から「八幡市環境基本計画中間見直しについて」答申	府・企画環境部を文化環境部にし、6 室 1 プロジェクトを 5 課に再編、部局再編に伴い公園緑地課所管の自然公園に関する事務を自然環境保全課に移管
	3 月	八幡市環境基本計画中間見直し版・概要版作成	府・地球温暖化対策プラン（平成 20 年度改定版）策定
	8 月	中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査を実施	
H21	2 月	八幡市環境マネジメントシステム第 2 ステージ外部監査実施（共通目標）	国・海岸漂着物処理推進法制定 府・土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例制定
	4 月	八幡市「美しいまちづくりまかせて！」事業開始	府・電気自動車等の普及の促進に関する条例制定
	5 月	グリーンカーテンづくり講習会	府・第 4 期京都府地球温暖化防止活動推進員委嘱
	8 月	中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	府・地球温暖化対策プラン（平成 21 年度改定版）策定 府・森林利用保全指針策定
	11 月	グリーンカーテン写真展示会	府・けいはんなエコシティ推進プラン 府・家畜排せつ物の利用の促進を図るための京都府計画改定
H22	2 月	八幡市環境マネジメントシステム第 2 ステージ外部監査実施（共通目標）	国・生物多様性条約締結国会議開催 国・生物多様性保全活動促進法制定
	3 月	八幡市一般廃棄物処理基本計画策定	府・新京都府環境基本計画策定
	4 月	八幡市環境マネジメントシステムの運用を L A S - E から K E S ・環境マネジメントシステムスタンダードに移行 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度開始	府・電気自動車等普及促進計画策定 府・山陰海岸ジオパークが世界ジオパークに認定 府・地球温暖化対策プラン（平成 22 年度改定版）策定
	5 月	グリーンカーテンづくり講習会	
	8 月	中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	
	12 月	グリーンカーテン写真展示会	
H23	1 月	K E S ・環境マネジメントシステムスタンダードステップ 1 登録取得	府・京都府地球温暖化対策推進計画改定 府・第 5 期京都府地球温暖化防止活動推進員委嘱
	2 月	八幡市環境マネジメントシステム市民監査実施	府・産業廃棄物減量・リサイクル支援センターの設立
	5 月	グリーンカーテンづくり講習会	府・海岸漂着物対策推進地域計画策定
	8 月	中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	府・地球温暖化対策プラン（再生可能エネルギー戦略）策定

年	月	八幡市	世界・国・京都府
			府・環境影響評価条例改正
H24	1月	グリーンカーテン写真展示会	国・小型家電リサイクル法、カネミ油症救済法制定 府・循環型社会形成計画（第2期）策定 府・京都府海岸漂着物対策推進地域協議会の設置 府・京都府バイオマス活用推進計画策定 府・府庁の省エネ・創エネ実行プラン策定 府・文化環境部に環境・エネルギー局を設置し、6課に再編（エネルギー政策課の新設）
		K E S ・ 環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	
		第2次八幡市エコ・オフィス計画（事務事業編）策定	
		八幡市環境マネジメントシステム市民監査実施	
	2月	第2次八幡市環境基本計画策定	
	3月	八幡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定	
	5月	グリーンカーテンづくり講習会	
	8月	中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	
11月	スマート・エコ祭（グリーンカーテン写真コンテスト）		
12月	グリーンカーテン写真展示会		
H25	1月	K E S ・ 環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	水銀に関する水俣条約採択 国・第三次循環型社会形成推進基本計画策定 国・フロン回収破壊法改正（フロン排出抑制法） 府・第6期京都府地球温暖化防止活動推進委員委嘱 府・京都エコ・エネルギー戦略策定 府・京都府改訂版レッドリスト（野生生物編）2013発行
		八幡市環境マネジメントシステム市民監査実施	
	2月	八幡市環境マネジメントシステム市民監査実施	
	5月	グリーンカーテンづくり講習会	
	8月	中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	
	11月	スマート・エコ祭（グリーンカーテン写真コンテスト） グリーンカーテン写真展示会	
H26	1月	K E S ・ 環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	国・水循環基本法、地域自然資産法、雨水利用促進法制定 国・鳥獣保護法改正（鳥獣保護管理法） 府・電気自動車等普及促進計画改定 府・京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例制定 府・山陰海岸ジオパークが世界ジオパークに再認定
		事務局による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	
	3月	飼い犬・猫の避妊・去勢手術補助金制度開始	
	4月	グリーンカーテンづくり講習会	
	5月	八幡市環境マネジメントシステム内部監査（中学生・市民監査）実施	
	11月	スマート・エコ祭（グリーンカーテン写真コンテスト）	
		グリーンカーテン写真展示会	
H27	1月	K E S ・ 環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	パリ協定採択 国・水銀による環境の汚染の防止に関する法律、琵琶湖保全再生法制定 国・気候変動への影響への適応計画策定 府・京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例制定 府・再生可能エネルギーの導入等促進プラン策定 府・第7期京都府地球温暖化防止活動推進委員委嘱 府・京都府レッドデータブック2015発刊 府・燃料電池自動車（FCV）普及・水素インフラ整備ビジョン策定 府・文化環境部環境・エネルギー局を環境部に昇格させ、9課に再編（水環境対策課、公営企画課、建築整備課を編入）
		京都府地球温暖化対策条例に基づく排出量削減計画制度における取り組みについて京都府が八幡市を表彰	
		プラスチック製容器包装の分別収集開始	
	3月	城南衛生管理組合：粗大ごみ処理施設（プラスチック製容器包装資源化施設併設）の竣工	
	5月	グリーンカーテンづくり講習会	
	8月	八幡市環境マネジメントシステム内部監査（中学生・市民監査）実施	
	10月	スマート・エコ祭（グリーンカーテン写真コンテスト）	
	11月	グリーンカーテン写真展示会	
H28	1月	K E S ・ 環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	パリ協定発効 国・地球温暖化対策計画策定 国・パリ協定批准 府・京都丹波国定公園指定 府・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画改定 府・産業廃棄物の3R戦略プラン策定
		八幡のまちの小さな仲間たち2016発行	
	3月	グリーンカーテンづくり講習会	
	7月	家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金制度開始	

年	月	八幡市	世界・国・京都府
	8月	八幡市環境マネジメントシステム内部監査（中学生・市民監査）実施	
	10月	スマート・エコ祭（グリーンカーテン写真コンテスト）	
	11月	グリーンカーテン写真展示会	
H29	1月	KE S・環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	水銀に関する水俣条約発効 国・廃棄物処理法改正
	3月	第2次八幡市環境基本計画中間見直し版策定	府・京都府バイオマス活用推進計画（改訂版）策定
	5月	グリーンカーテンづくり講習会	府・第8期京都府地球温暖化防止活動推進員委嘱
	10月	スマート・エコ祭（グリーンカーテン写真コンテスト）	府・電気自動車等普及促進計画改定
	11月	グリーンカーテン写真展示会	
H30	1月	KE S・環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	国・第四次循環型社会形成推進基本計画策定 国・海岸漂着物処理推進法改正
	3月	第3次八幡市エコ・オフィス計画策定	国・気候変動適応法制定
	5月	グリーンカーテンづくり講習会	国・気候変動適応計画策定
	8月	八幡市環境マネジメントシステム内部監査（中学生・市民監査）実施	府・京都府生物多様性地域戦略策定
	10月	スマート・エコ祭（グリーンカーテン写真コンテスト）	府・京都丹波高原国定公園ビジターセンター竣工 府・京都舞鶴港スマート・エコ・エネルギーマスタープラン策定
	11月	グリーンカーテン写真展示会	府・生物多様性未来継承プラン
R1	1月	KE S・環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	国・海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため基本的な方針の変更
	2月	環境マネジメントシステム研修実施	国・プラスチック資源循環戦略、海洋プラスチックごみ対策アクションプラン策定
	5月	グリーンカーテンづくり講習会	国・廃棄物処理法、フロン排出抑制法改正
	8月	八幡市環境マネジメントシステム内部監査（中学生・市民監査）実施	国・食品ロス削減推進法制定
	9月	グリーンカーテン写真コンテスト展示会 やわたのまちの小さな仲間たちフォトコンテスト展示会	府・山陰海岸ジオパークが世界ジオパークに再認定 府・京都府災害廃棄物処理計画策定
	10月	スマート・エコ祭（グリーンカーテン写真コンテスト表彰式） 再生可能エネルギー工作教室	府・環境部を府民環境部に再編 府・土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例改正
R2	1月	KE S・環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	国・大気汚染防止法改正 パリ協定 始動
	9月	グリーンカーテン写真コンテスト展示会 やわたのまちの小さな仲間たちフォトコンテスト展示会	国・首相による「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」宣言 府・知事が「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを宣言
	12月	再生可能エネルギー工作教室	府・京都府環境基本計画（第3次）策定 府・京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正
R3	1月	KE S・環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	国・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律制定
	5月	グリーンカーテン苗配付会	国・地球温暖化対策推進法改正 国・気候変動適応計画改定
	9月	グリーンカーテン写真コンテスト展示会 やわたのまちの小さな仲間たちフォトコンテスト展示会	国・地球温暖化対策計画改定 国・第6次エネルギー基本計画改定
	11月	再生可能エネルギー工作教室	府・京都府地球温暖化対策推進計画及び京都府再生可能エネルギーの導入等促進プランの改定 府・京都府海岸漂着物対策推進地域計画の改定 府・京都府プラスチックごみ削減実行計画の策定 府・府庁の省エネ・創エネ実行プランの改定 府・第10期京都府地球温暖化防止活動推進員委嘱
R4	1月	KE S・環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	国・自然公園法改正 国・外来生物法改正
	2月	ゼロカーボンシティ宣言	国・地球温暖化対策推進法改正 国・省エネルギー法改正

年	月	八幡市	世界・国・京都府
	3月	第3次八幡市環境基本計画策定 地球温暖化対策実行計画 区域施策編改定 第4次八幡市エコ・オフィス計画策定 環境事務所が新別館に移転	国・エネルギー供給構造高度化法改正 国・GX推進法、GX脱炭素電源法制定 府・京都府循環型社会形成計画（第3期）策定 府・指定希少野生生物の指定（第3次）
	5月	グリーンカーテン苗配付会 三川合流自然観察会	府・京都府食品ロス削減推進計画策定 府・地球温暖化対策課とエネルギー政策課を統合し、脱炭素社会推進課を新設
	8月	八幡市環境マネジメントシステム内部監査（中学生・市民監査）実施	府・山陰海岸ジオパークが世界ジオパークに条件付再認定
	9月	グリーンカーテン写真コンテスト展示会 やわたのまちの小さな仲間たちフォトコンテスト展示会	
	10月	スマート・エコ祭	
	11月	再生可能エネルギー工作教室	
R5	1月	KES・環境マネジメントシステムスタンダード ステップ1 継続登録取得 組織機構の改編により環境経済部と都市整備部を 統合し、建設産業部を設置 市役所が新庁舎に移転	国・生物多様性国家戦略 2023-2030 の策定 国・水素基本戦略改定 府・京都府立自然公園条例改正 府・京都府地球温暖化対策推進計画の改定 府・京都府再生可能エネルギーの導入等促進プランの改定
	5月	グリーンカーテン苗配付会	府・府民環境部を総合政策環境部に再編 府・第11期京都府地球温暖化防止活動推進員委嘱
	6月	自然観察会「はちまんさんの自然を体験しよう！」	府・京都府環境影響評価条例改正 府・きょうと生物多様性センター設立
	8月	八幡市環境マネジメントシステム中学生・市民監 査実施	府・京都府生物多様性地域戦略一部改定 府・指定希少野生生物の指定（第4次）
	9月	グリーンカーテン写真コンテスト展示会 やわたのまちの小さな仲間たちフォトコンテスト 展示会	府・京都府ごみ処理広域化プラン策定
	10月	自然観察会「はちまんさんの自然を体験しよう！ （水辺の生き物編）」 スマート・エコ祭	
	11月	再生可能エネルギー工作教室	
R6	1月	KES・環境マネジメントシステムスタンダード ステップ1 継続登録取得	国・ネイチャーポジティブ経済移行戦略策定 国・第六次環境基本計画策定
	5月	グリーンカーテン苗配付会 指定暑熱避難施設の指定 指定暑熱避難施設の運用開始	国・資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関 する法律制定 国・水素社会推進法改正
	7月	八幡の背割堤とグリーンインフラ「水辺の生き物 探検隊」 八幡市環境マネジメントシステム中学生・市民監 査実施	国・地球温暖化対策推進法改正 国・第5次循環型社会形成推進基本計画策定 府・水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例の改正 府・山陰海岸ジオパークが世界ジオパークに再認定
	9月	グリーンカーテン写真応募キャンペーン展示会 やわたのまちの小さな仲間たちフォトコンテスト 展示会	
	10月	スマート・エコ祭 指定暑熱避難施設の運用終了	
	11月	再生可能エネルギー工作教室 三川合流「子ども」ふれあい自然観察会	
R7	1月	KES・環境マネジメントシステムスタンダード ステップ1 継続登録取得	国・第7次エネルギー基本計画策定 国・地球温暖化対策推進計画改定
	3月	環境教育絵本「もう泣かないでね 地球さん」完成 披露読み聞かせ会	国・GX2040 ビジョン策定 府・京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条 例改正

第2節 環境行政の機構及び事務分掌
 (令和5年1月組織改革により部署名変更)



第3節 八幡市環境自治体宣言

八幡市環境基本計画の策定に際し、平成13年5月に開催した環境シンポジウムで、市民から「子どもの将来を考える時、本当にきれいな環境を残してあげたいと思う。そこで『八幡市は環境を大切にする市です』といった宣言をされてはどうか。宣言することによって、市民も環境を大切にしなければならないという気持ちが強くなると思う」との提案をいただきました。「八幡市環境審議会」からも、八幡市環境基本計画策定についての答申の付帯事項に「環境自治体宣言」を提案いただきました。

そこで、市民、事業者、行政による「八幡市環境自治体宣言策定委員会」で検討をいただいた宣言文をもとにして、八幡市環境基本計画に示されている「人と自然が共生する環境にやさしいまち」の実現に向けて、市民や事業者の環境意識の高揚と、市民と事業者、そして行政が協働して行動する決意の表明として、八幡市を環境自治体とする宣言をしました。

八幡市環境自治体宣言

みどり豊かな自然やきれいな水、澄んだ空気など美しい環境を守り育てることは、私たち人間だけではなく、すべての生き物にとって共通の願いです。

そして、私たちが生まれたかけがえのない地球のよりよい環境を、子どもたちに引き継いでいくことが、私たちに与えられた大きな責任です。

地球全体を見つめ、身近なところから行動しなければならない今、すべての市民、事業者、行政が協力しあい、私たちのふるさと八幡を「人と自然が共生する環境にやさしいまち」にしていくことを決意し、ここに八幡市を環境自治体とすることを宣言します。

- 1 私たちは、水やみどり、空気などを大切にし、いろいろな生き物が共に生きていける環境を守り育てます。
- 1 私たちは、大切な資源を守るため、ものを使い捨てる生活を繰り返し使う生活に見直して、ものを大切にする心豊かな暮らしをめざします。
- 1 私たちは、自然エネルギーの利用や省エネルギーに心がけ、環境にやさしい文化的な生活をめざします。
- 1 私たちは、それぞれの役割と責任を十分に理解し、すべての人たちと進んで協力して、安心して快適な生活ができる美しいまちをつくります。
- 1 私たちは、いつも身近な生活を通して地球環境の大切さを考え、行動します。

平成14年4月1日

八幡市

この宣言文は、市民や事業者の方々など八幡市にかかわる人たちによる委員会で作られました。

第4節 ゼロカーボンシティ宣言

令和4年八幡市議会第1回定例会において、市長が施政方針演説の中で、第3次八幡市環境基本計画策定を契機に「2050年CO₂（二酸化炭素）実質排出ゼロ」を目指すことを宣言しました。

本市では、本計画に基づき、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーへの転換をはじめ、グリーントランスフォーメーション（GX）などの取組を推進するとともに、市民のみならず、事業者のみならずと連携を図りながら、地球温暖化対策に取り組んでまいります。

環境大臣からのメッセージ



京都府八幡市長 堀口 文昭 殿

貴市におかれましては、この度、地方公共団体として2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明されました。

今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で595地方公共団体となりました。我が国としての2050年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている気候変動問題に対処するため、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。

現在、政府としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度46パーセント排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入などを掲げ、我が国の成長戦略の柱の一つとしてしているところです。

環境省としても、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への3つの移行を推進し、今までの延長線上ではない、社会全体の行動変容を図ってまいります。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後30年間のうち、とりわけこの5年間、10年間が重要です。このため、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を進めていく必要があります。貴市及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、地域脱炭素の更なる具体化・加速化を進めてまいります。

環境大臣 山口 壯

第2部

環境基本計画と 環境の現況

第1章 第3次八幡市環境基本計画の概要

第2章 第3次八幡市環境基本計画の進捗状況

第1章 第3次八幡市環境基本計画の概要

第1節 環境基本計画の概要

1. 概要と計画策定について

本市における環境政策の基本的な考え方と長期的な目標を示して、施策の方向を明らかにする「八幡市環境基本計画」を平成13年10月1日に策定しました。

そして、平成24年に策定した第2次八幡市環境基本計画の計画期間が満了し、見直しの時期を迎えることから、多様化する環境問題に対応すべく、第3次八幡市環境基本計画を令和4年3月に策定しました。この計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を活かした「人と自然が共生し みんなで創る持続可能なまち」を望ましい環境像として掲げるとともに、令和32年（2050年）カーボンニュートラルの実現を目指していくこととします。

人と自然が共生し みんなで創る持続可能なまち

望ましい環境像を実現するために、市民や事業者とのパートナーシップをさらに充実するとともに、地球温暖化対策等の側面に重点を置き、5つの基本方針を設定します。

基本方針1 脱炭素社会に挑戦するまち（八幡市地球温暖化対策実行計画）

省エネルギーの推進とエネルギーの効率的な利用促進、再生可能エネルギーの導入と普及促進等の緩和策、気候変動への適応策等を推進していくことにより、脱炭素社会の実現に向けて市民・事業者・行政それぞれが挑戦する、地球環境への負荷が少ないまちを目指します。

基本方針2 ごみを減らし資源が循環するまち

ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の促進、分別排出・リサイクルの促進、資源の適切な循環利用と適正処理の推進等により、持続可能な循環型社会を形成し、環境負荷の少ないまちを目指します。

基本方針3 人と自然が共生するまち

生物多様性の保全と向上、本市らしい自然景観の保全、人と自然のふれあいの場・機会の創出等を推進していくことにより、きれいな水と豊かなみどりに恵まれた多様な自然を保全し、将来に引き継ぐとともに、人と自然が共生するまちを目指します。

基本方針4 安心で快適に住み続けられるまち

大気環境や水資源等の保全、騒音・振動、不法投棄対策や美しいまちづくりの推進等により、快適な生活環境が確保され、誰もが安全で安心していつまでも暮らしたいと感じられるまちを目指します。

基本方針5 みんなで取り組む環境活動のまち

環境教育・美化運動の推進、市民への環境情報の発信や、多様な主体による環境配慮活動の推進等により、市民・事業者・行政が連携・協力し、環境学習や環境行動が主体的かつ積極的に行われ、将来の世代に豊かな環境を守り引き継ぐまちを目指します。

2. 望ましい環境像と基本方針概念図

望ましい環境像	基本方針	施策	個別施策・内容
人と自然が共生しみんなで作る持続可能なまち	<基本方針1> 脱炭素社会に挑戦するまち (八幡市地球温暖化対策実行計画)	施策1 省エネの取組推進	<ul style="list-style-type: none"> 住宅・事業所における省エネルギー化の推進 市環境マネジメントシステムによる省エネルギー化の推進 市民や事業者に対する省エネルギー行動の啓発 地産地消の推進
		施策2 再生可能エネルギーの普及推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭における太陽光発電システムの普及促進 事業所における再生可能エネルギーの導入促進 再生可能エネルギーの利用拡大
		施策3 脱炭素のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 快適な歩行・自転車利用環境の整備 移動における脱炭素化の推進 都市緑化の推進・ヒートアイランド対策
		施策4 気候変動適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 農業の取組 水環境・自然生態系の取組 自然災害対策の取組 健康・経済活動・市民生活の取組
	<基本方針2> ごみを減らし資源が循環するまち	施策5 ごみ減量と再使用(2R)の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭系ごみの減量・再使用(2R)の促進 事業系ごみの減量・再使用(2R)の促進 プラスチックごみの使用抑制(リデュース)と循環 食品ロスの問題対策
		施策6 資源の適切な循環利用と適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な資源収集の推進 事業系ごみの資源化の推進 高齢化社会に即した収集運搬の実施 地域循環共生圏の構築に向けた検討 ごみの適正処理の推進
	<基本方針3> 人と自然が共生するまち	施策7 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境・自然景観の保全 森林・農地の保全 外来種対策の推進 生物多様性や自然環境に関する調査の推進
		施策8 人と自然のふれあい	<ul style="list-style-type: none"> 自然とふれあう機会の創出 自然に親しむ空間の保全・創出 都市緑化の推進
	<基本方針4> 安心して快適に住み続けられるまち	施策9 安心して暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 大気環境の保全 水資源の保全 騒音・振動・悪臭対策 有害化学物質による汚染の防止 環境保全協定の締結
		施策10 良好な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> 協働による美しいまちづくり活動の推進 環境美化に関する市民のマナー向上 自動車処理事業者への指導 快適な歩行・自転車利用環境の整備
	<基本方針5> みんなを取り組む環境活動のまち	施策11 環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育・環境学習の推進 自然とふれあう機会の創出 市民への環境情報の発信
		施策12 環境に配慮した活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動の推進 協働による美しいまちづくり活動の推進 環境に配慮した事業活動や技術の支援

第2節 目標の達成と重点取組の進捗

1. 目標項目の達成度

基本方針・目標項目	比較対象数値	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和13年度)
基本方針1 脱炭素社会に挑戦するまち（八幡市地球温暖化対策実行計画）			
市内の温室効果ガス排出量 (P.19)	399,516t-CO ₂ (基準(平成25)年度)	355,074t-CO ₂ 11.1%削減 (令和5年度※ ₁)	215,739t-CO ₂ 46%削減 (令和12年度)
再生可能エネルギーの導入 容量 (P.23)	14,318kW (令和5年度)	14,958kW	27,000kW (令和12年度)
基本方針2 ごみを減らし資源が循環するまち			
1人1日当たりのごみ排出量 (P.28)	772g/人・日 (令和4年度※ ₂)	729g/人・日 (令和5年度※ ₂)	780g/人・日 (令和8年度※ ₃)
再資源化率（可燃・不燃） (P.30)	13.3% (令和4年度※ ₂)	13.9% (令和5年度※ ₂)	35% (令和8年度※ ₃)
基本方針3 人と自然が共生するまち			
やわたのまちの小さな仲間 たちフォトコンテスト参加 者数 (P.33)	43人 (令和5年度)	36人 (7人減少)	毎年増加
グリーンカーテン写真コン テスト参加者数 (P.35)	13人 (令和5年度)	22人 (9人増加)	毎年増加
基本方針4 安心して快適に住み続けられるまち			
不法投棄件数 (P.43)	13件 (令和5年度)	21件 (8件増加)	毎年減少
不適正な燃焼行為件数 (P.37)	7件 (令和5年度)	11件 (4件増加)	毎年減少
基本方針5 みんなで取り組む環境活動のまち			
環境学習参加者数 (P.47)	1,639人 (令和5年度)	1,928人 (289人増加)	毎年増加
美化運動参加者数 (P.49)	16,463人 (令和5年度)	14,167人 (2,296人減少)	毎年増加

※₁ 市内の温室効果ガス排出量の実績値は、都道府県別エネルギー消費統計の公表時期の関係で令和5年度が最新データとなります。

※₂ 1人1日当たりのごみ排出量及び再資源化率（可燃・不燃）の比較対象数値・実績値は、環境省の算出方法に基づき見直しを行っています。また、環境省の一般廃棄物処理実態調査の公表時期の関係で令和5年度が最新データとなります。

※₃ 令和9年度以降の目標値については、八幡市一般廃棄物処理基本計画の改定により見直しを行います。

2. 重点取組の進捗状況

(1) 大学連携環境教育推進事業

八幡市では、包括連携協定を締結している摂南大学と、八幡市内の就学前児童に対して環境教育を充実させることを目的とした絵本である「もう泣かないでね 地球さん～まほうのことば “おいしくな～れ”～」を作成しました。

この絵本は、食べ残しをテーマとしており、摂南大学の学生により描かれたイラストで、食べものができるまでの人の手間や食べることの大切さ、残すことによる地球などへの影響といった、食品ロスと地球温暖化について楽しく理解できる内容となっています。

また、この絵本の完成に伴い完成披露読み聞かせ会を開催しました。当日は、やわたこども園の園児や未就学児から小学3年生までの子どもと保護者など23人が参加し、摂南大学の学生2人による読み聞かせやふりかえりクイズなどが行われました。

なお、この絵本は、市ホームページでダウンロードしていただけるほか、市立図書館及び市役所2階閲覧コーナーでご覧いただけます。

この取組は「【重点取組3】みんなで参加して環境活動の活性化」に該当する取組です。



<完成披露読み聞かせ会当日の様子>

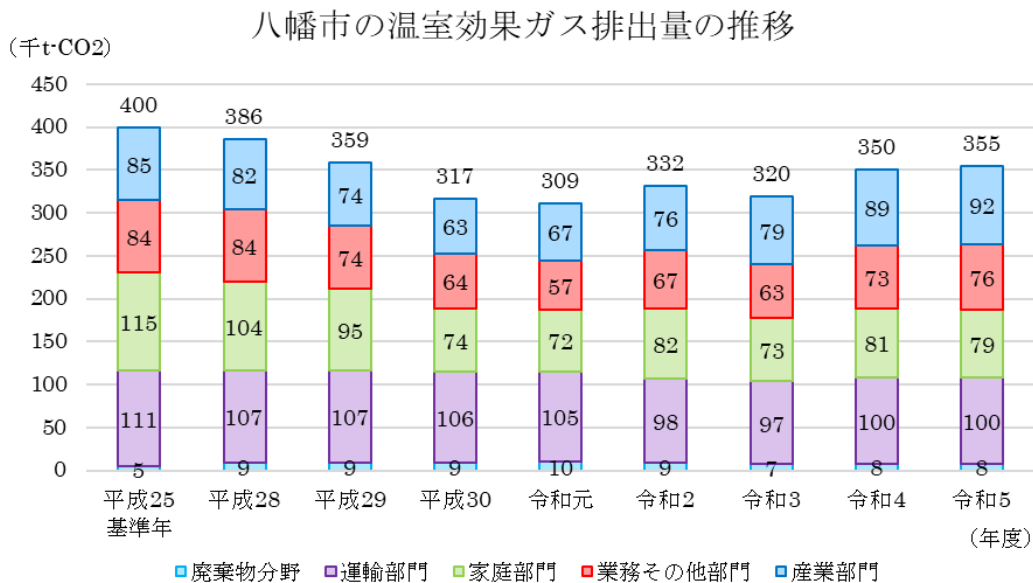


第2章 第3次八幡市環境基本計画の進捗状況

基本方針1 脱炭素社会に挑戦するまち

(1) 温室効果ガス排出量

目標項目	省エネルギー推進やエネルギーの効率的な利用を促進し、令和12年度に平成25年度比で温室効果ガス排出量の 46%削減 を目指します。
------	--



<八幡市の温室効果ガス排出量>

年度	平成25 基準年	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和12 目標
産業部門	84,653	63,369	66,767	76,256	79,017	89,107	91,992	—
業務その他部門	84,170	64,117	56,863	67,182	63,339	72,994	76,132	—
家庭部門	115,012	74,401	71,739	81,844	72,889	80,574	79,192	—
運輸部門	110,508	106,135	104,552	97,562	97,264	99,702	99,714	—
廃棄物分野	5,173	8,894	9,557	8,669	7,001	7,514	8,044	—
合計	399,516	316,916	309,478	331,513	319,511	349,892	355,074	215,739
増減率 (基準年度比)	—	-20.7%	-22.5%	-17.0%	-20.0%	-12.4%	-11.1%	-46%

※ 都道府県別エネルギー消費統計の公表時期の関係で本白書の作成年度の前々年度（令和7年度版白書においては令和5年度）が最新データとなります。また、都道府県別エネルギー消費統計は、暫定値と確定値の2種類が公表されています。最新データについては暫定値として公表されるため、後に確定値が発表された時点でデータの修正を行います。したがって、今年度掲載している温室効果ガス排出量が次年度掲載している数値と差異がある場合があります。

[進捗概要]

本市における温室効果ガス排出量は、令和5年(2023年)度に355千t-CO₂であり、令和4年度と比較すると、産業部門、業務その他部門において増加し、運輸部門、廃棄物分野に

において微増しました。基準年度である平成 25 年度と比べると 11.1%減少しています。

令和 5 年度の温室効果ガス排出量を部門別で見ると、産業部門が 25.9%、業務その他部門が 21.4%、家庭部門 22.3%、運輸部門 28.1%、廃棄物部門 2.3%となっており、運輸部門が最も多くなっています。

令和 4 年八幡市議会第 1 回定例会において、市長が施政方針演説の中で、第 3 次八幡市環境基本計画策定を契機に「2050 年二酸化炭素実質排出ゼロ」を目指すことを宣言しました。

これに伴い、第 3 次八幡市環境基本計画における令和 12 年（2030 年）度の削減目標は、国と同様に 2050 年ゼロカーボンという長期目標からバックキャストの考え方で設定し、平成 25 年度比 46%削減（2030 年度総排出量 216 千 t - CO₂）としています。

[関連の取り組み]

① 八幡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

市内エネルギー需要量などの調査方法を確立するとともに、本市の地域特性をふまえた効率的で実効ある市内全域の省エネルギー計画を作成し、環境基本計画を具体化することを目的に策定された「八幡市地域省エネルギービジョン」の趣旨を引き継ぎ、平成 24 年 3 月に八幡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。

八幡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は第 3 次八幡市環境基本計画に包括する形で令和 4 年 3 月に改訂を行いました。

この計画に基づいて市内の再生可能エネルギー導入や効率的なエネルギー利用等を推進することになります。

～パリ協定の採択について～

2015 年 11 月 30 日からフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されました。

日本の「地球温暖化対策計画」は 2021 年 10 月 22 日に閣議決定されました。同計画の中では、2030 年度に 2013 年度比で 46%削減するとの中長期目標が設定されています。八幡市では同計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。

(2) 需要電力量

令和 6 年度の八幡市内における需要電力量は 368,025 千 kWh となっています。なお、市町村別需要電力量は資源エネルギー庁（統計表一覧「市町村別発電・需要実績（2024 年度）」）により公表されています。

<市内の需要電力量>

	令和 4	令和 5	令和 6
需要電力量 (千 kWh)	358,833	359,132	368,025

施策1 省エネの取組推進

(1) 第4次八幡市エコ・オフィス計画

市役所自らが率先して環境にやさしい取り組みを進め、環境に対して負荷の少ない循環型社会に変えていくために、平成9年度からエコ・オフィス計画の取り組みを進め、平成13年4月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、府下市町村で初めての実行計画として、計画の全面改訂を行い、温室効果ガスと廃棄物の削減に向けた取り組みを推進してきました。

平成14年10月から、エコ・オフィス計画や環境基本計画の適切な進行管理、環境問題に対する職員の意識の高揚を図り、より効果的に環境政策を推進するため、八幡市環境マネジメントシステムを構築し、平成15年4月に運用を開始しました。

現在は、第4次エコ・オフィス計画（計画期間：令和4年度から令和8年度まで）を令和4年3月に策定し、計画に基づき省エネ・省資源に市役所一丸となって取り組んでいます。

エコ・オフィス計画の取組内容につきましては、P.54の第3部「第4次八幡市エコ・オフィス計画の取組」をご覧ください。

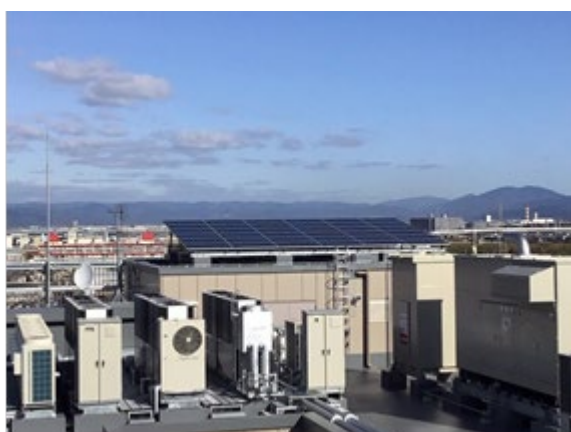
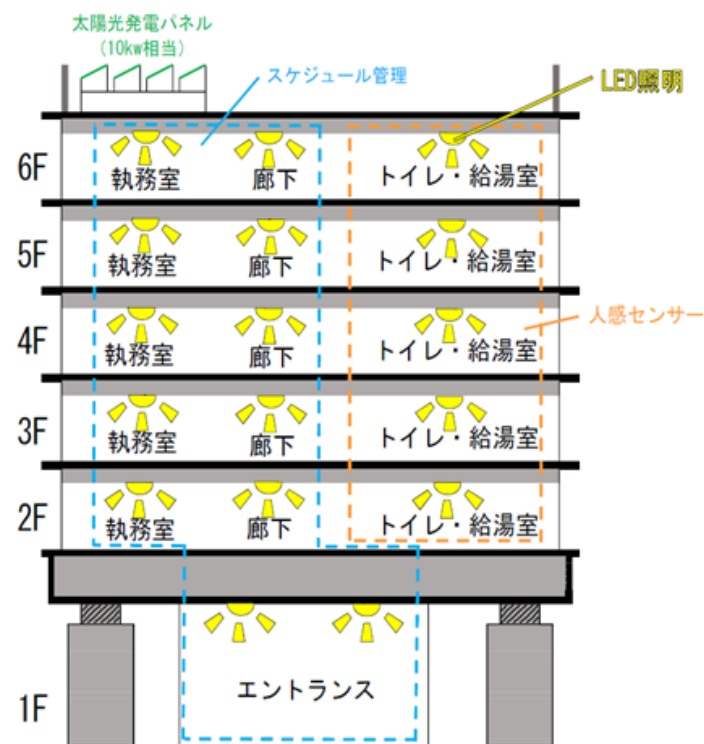
(2) 環境に配慮した新庁舎

令和4年8月に新庁舎が完成し、令和5年1月に移転しました。

新庁舎では、次のような自然エネルギーの活用や高効率・低負荷の設備を採用しており、環境に配慮した建物となっています。また、災害時でも機能停止しないよう、ヘリポートの設置等、防災拠点としての機能を搭載しています。この取組は「【重点取組1】再生可能エネルギーを広めてエネルギー自立のまちづくり」に該当する取組です。

① エネルギー使用の削減

- 1) 発電量が10kW相当の太陽光発電パネルを設置
- 2) 庁舎内すべての照明をLED化
- 3) トイレや給湯室などの照明点灯を人感センサー化
- 4) 廊下や執務エリアの照明・空調を集中管理、スケジュール化
- 5) 節水型の便器や水栓類を採用
- 6) 水栓類は閉め忘れ防止のため自動水栓を採用
- 7) 電気・ガス・水道のエネルギー使用量を管理、分析してエネルギー使用を最適化するため、BEMS(ビル・エネルギー管理システム)を導入



新庁舎に設置している太陽光発電パネル

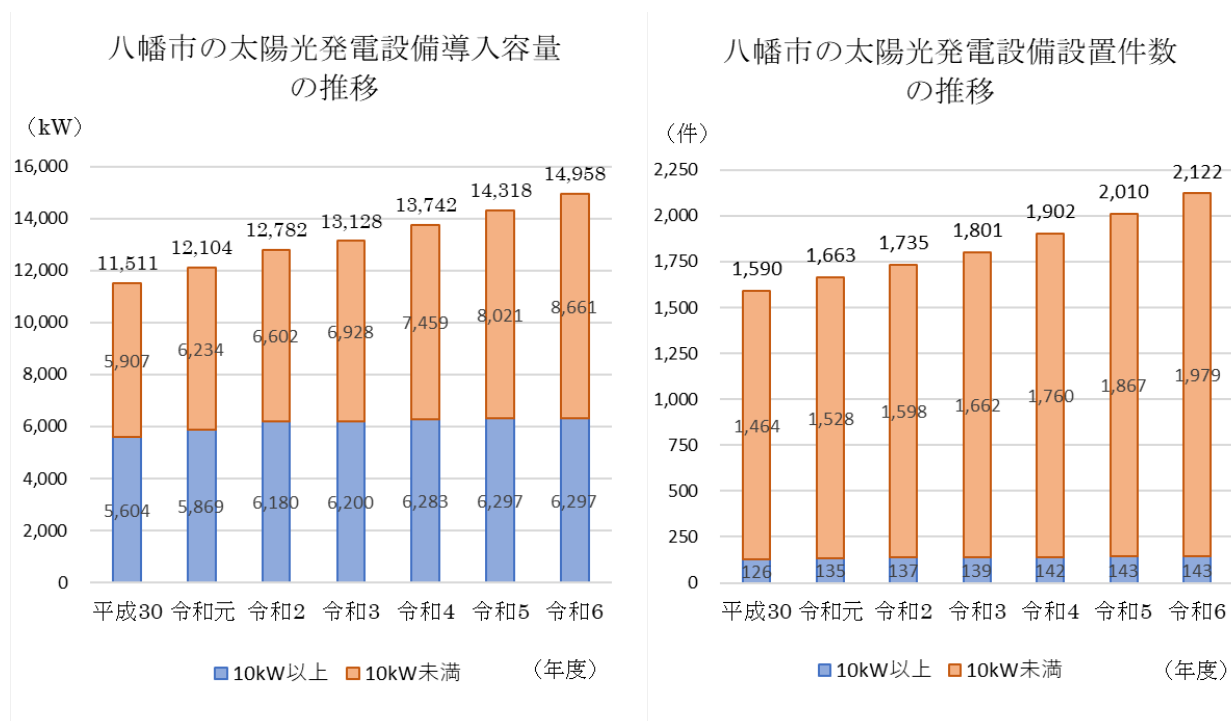


新庁舎のヘリポート

施策2 再生可能エネルギーの普及推進

(1) 再生可能エネルギーの導入容量・設置件数

目標項目	太陽光発電設備の普及に努め、市内の住宅及び商業施設、宿泊施設に対し令和12年度に27,000kW導入を目指します。
------	---



<八幡市の太陽光発電設備導入容量・設置件数>

累積推移		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和12 目標
太陽光発電設備の導入容量 (kW)	10kW未満	5,907	6,234	6,602	6,928	7,459	8,021	8,661	—
	10kW以上	5,604	5,869	6,180	6,200	6,283	6,297	6,297	—
	計	11,511	12,104	12,782	13,128	13,742	14,318	14,958	27,000
太陽光発電設備の設置件数 (件)	10kW未満	1,464	1,528	1,598	1,662	1,760	1,867	1,979	—
	10kW以上	126	135	137	139	142	143	143	—
	計	1,590	1,663	1,735	1,801	1,902	2,010	2,122	—

[進捗概要]

令和6年度の導入容量は14,958kW、導入件数は2,122件となっています。なお、太陽光発電設備の導入容量累積及び件数累積の推移は、経済産業省が公表している固定価格買取制度情報公開用ウェブサイト「B表 市町村別認定・導入量」で確認できます。

(2) 八幡市住宅用太陽光発電システム設置費補助金について

この制度は、地球温暖化防止を推進し、太陽光エネルギーを利用した発電システムの普及を図ることを目的として、平成 22 年 3 月 25 日に八幡市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱を制定し、八幡市の区域内において住宅用太陽光発電システムを設置する個人に対して、設置費用の一部を助成するものです。

<八幡市住宅用太陽光発電システム設置費補助件数及び補助金額>

	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
補助件数 (件)	41	31	34	28	40	40	40
補助金額 (千円)	1,994	1,470	1,678	1,381	1,982	1,951	1,914

(3) 八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金について

各家庭のエネルギーの自立化、系統への負荷軽減を目的とし、平成 28 年 7 月から太陽光発電システムと蓄電設備を同時設置した場合への補助金を開始しました。なお、本補助金は京都府家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金の補助を受けて実施しています。また、令和 6 年 11 月に大幅な制度改正がされたことに伴い、令和 5 年度以前に比べて補助件数及び補助金額が減少しています。

<八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助件数及び補助金額>

	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
補助件数 (件)	12	18	20	20	21	27	13
補助金額 (千円)	4,366	4,574	5,134	3,484	3,629	4,739	2,256

施策3 脱炭素のまちづくりの推進

(1) 公共交通の利用促進

市民生活の利便性の向上、公共施設や病院・福祉施設等への交通アクセスの確保、また、自家用車利用の抑制による環境負荷の軽減を図ることを目的にコミュニティバスを1日20便、毎日運行しています。

<コミュニティバスやわたの運行状況>

年度	乗車数(人)	1便当たり(人)
平成30	97,735	13.4
令和元	101,204	14.0
令和2	77,943	10.8
令和3	86,068	11.9
令和4	91,361	12.7
令和5	95,488	13.3
令和6	102,363	14.3

(2) エコドライブの推進

エコドライブとは「環境に配慮した自動車の使用」のことです。具体的には、やさしい発進を心がける、無駄なアイドリングを止める(アイドリングストップ)等をして燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の排出量を減らす運転のことで、啓発ポスターの掲示等によって、職員や市民に地球にやさしい運転を啓発しています。

(3) 打ち水の推奨

本市では、環境意識の啓発や水の再利用の促進等、様々な効果をもたらし、誰もが手軽に楽しくできるヒートアイランド対策・地球温暖化対策の取組である「打ち水」を推奨しています。

令和6年度は前年度と同様、様々な公共施設で実施されました。

<打ち水の様子>



有都こども園



わかたけ保育園



社会福祉協議会



消防署 東部分署

施策4 気候変動適応策の推進

(1) 緩和策と適応策

地球温暖化対策の取組には、大きく分けて「緩和策」と「適応策」があります。

緩和策とは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減することです。省エネや再生可能エネルギーの導入など、これまでに取り組んできた地球温暖化対策は、そのほとんどが緩和策です。

一方、地球温暖化の進み方は非常に早く、今すぐ温室効果ガス排出量をゼロにしても、これまでに排出された温室効果ガスによる地球温暖化が与える環境や社会、経済への影響は避けられないと予測されています。そうした状況を踏まえ、環境や社会、経済への影響をできる限り小さくする取組が適応策です。

今後は、国や府と連携して、全庁的な体制で施策を推進していきます。

<緩和策と適応策>

緩和とは？
原因を少なく

2つの気候変動対策

適応とは？
影響に備える

緩和策の例

- 節電・省エネ
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす

温室効果ガスを減らす

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 水利用の工夫
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

(2) 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の運用

気候変動適応法が改正（令和6年4月1日施行）され、熱中症の危険が極めて高くなる場合に「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が発表されることとなり、熱中症特別警戒アラートが発表された場合、市町村は、市民・関係団体への周知及び「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」の開放が義務になりました。

八幡市では、市内13施設を指定暑熱避難施設として指定しています。

<指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）一覧>

（令和 6 年度末時点）

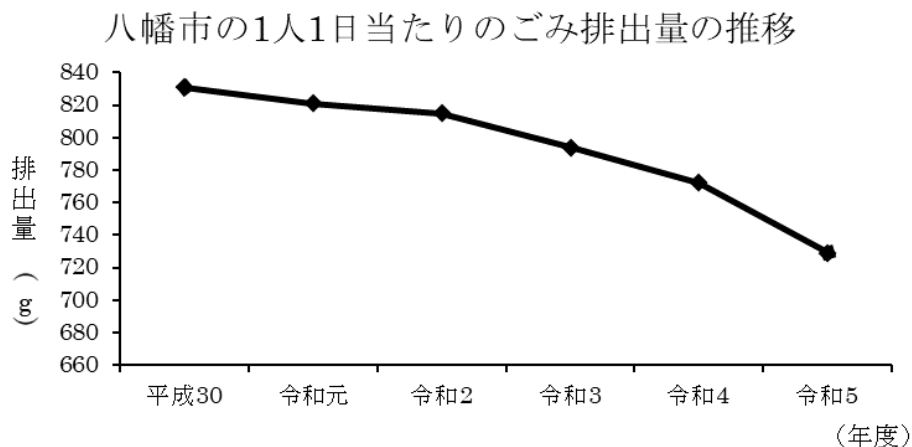
施設名	所在地	受入可能人数
市施設		
市役所本庁舎	八幡市八幡園内 75	50 人程度
八幡人権・交流センター	八幡市八幡軸 63	10 人程度
やわた流れ橋交流プラザ 「四季彩館」	八幡市上津屋里垣内 56-1	10 人程度
有都福祉交流センター	八幡市内里北ノ口 5-1	10 人程度
福祉会館	八幡市八幡東浦 5	12 人程度
生涯学習センター	八幡市男山竹園 2-3	30 人程度
八幡市民図書館	八幡市八幡菖蒲池 12	5 人程度
文化センター	八幡市八幡高畑 5-3	20 人程度
松花堂美術館	八幡市八幡女郎花 43-1	10 人程度
市民体育館	八幡市野尻正畑 12	5 人程度
男山公民館	八幡市男山八望 3-4	5 人程度
橋本公民館	八幡市橋本堂ヶ原 36	5 人程度
民間施設		
訪問看護ステーションあっと	八幡市男山金振 1-9 ウェルズ 21 男山 D 号	5 人程度

基本方針2 ごみを減らし資源が循環するまち

施策5 ごみ減量と再使用（2R）の推進

（1）1人1日当たりのごみ排出量

目標項目	ごみ減量と再使用（2R）の推進により、令和8年度に事業系も含めた1人1日当たりのごみ排出量780g以下を目指します。
------	--



<八幡市の1人1日当たりのごみ排出量>

	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和8 目標
実績値 (g)	831	821	815	794	772	729	780

[進捗概要]

1人1日当たりの排出量については、八幡市は全国平均より低い水準にあります。平成30年度より減少傾向になっています。

1人1日当たりの排出量は、環境省の一般廃棄物処理実態調査の数値を基に、以下のとおり算出しています。

$$1人1日当たりの排出量 = \text{ごみ総排出量} / 10月1日時点の総人口 / \text{年間日数}$$

(参考：全国平均1人1日当たりの排出量)

年度(末)	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
排出量 (g / 人・日)	919	919	901	890	880	851

(出典：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省))

※環境省の算出方法に基づき、過年度分も含めて1人1日当たりの排出量の見直しを行っています。

※環境省の一般廃棄物処理実態調査の公表時期の関係で令和5年度が最新データとなります。

(2) フードドライブの取組

食品ロス対策として、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動であるフードドライブの取組を推進しています。

令和6年度は、スマート・エコ祭 (P.46「②スマート・エコ祭」参照) においてフードドライブを実施し、パックごはんや缶詰、お菓子など総重量 2.6kg の食品が集まりました。

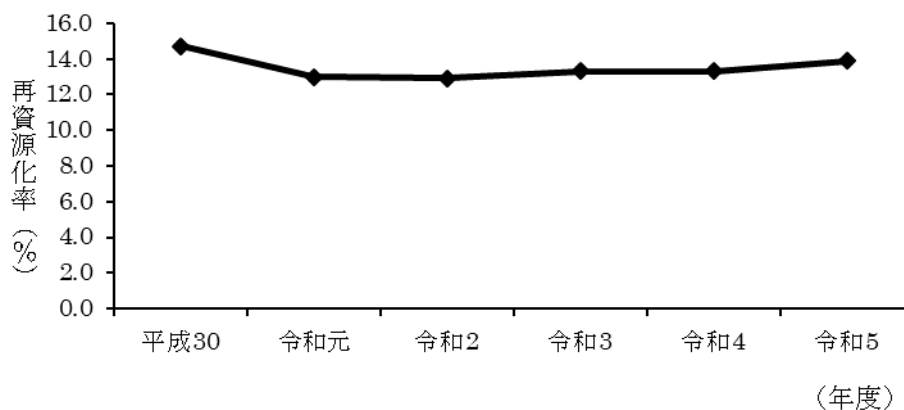


施策6 資源の適切な循環利用と適正処理の推進

(1) 再資源化率（可燃・不燃）

目標項目	資源の適切な循環利用と適正処理の推進により、令和8年度に再資源化率35%を目指します。
------	---

八幡市の再資源化率の推移



<八幡市の再資源化率>

	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和8目標
実績値 (%)	14.7	13.0	12.9	13.3	13.3	13.9	35

[進捗概要]

資源化率については、八幡市は全国平均より低い水準にあります。平成28年度から減少傾向にありましたが、令和3年度から微増傾向となっています。

資源化率は、環境省の一般廃棄物処理実態調査の数値を基に以下のとおり算出しています。

$$\text{資源化率} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

(参考：全国資源化率)

	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
資源化率 (%)	20.2	19.9	19.6	20.0	19.9	19.6	19.5

※ 環境省の算出方法に基づき、過年度分も含めて資源化率の見直しを行っています。

※ 環境省の一般廃棄物処理実態調査の公表時期の関係で令和5年度が最新データとなります。

(2) リユース太陽光パネル設置実証事業

2030年以降、FIT制度（固定価格買取制度）による買取期間の終了した太陽光パネルが大量に廃棄されることが危惧されている中、ゼロカーボンシティと循環型社会の同時実現を目指す施策として、男山公民館に7kW(キロワット)のリユース太陽光パネルを設置し、発電量やパネルのコンディションをモニタリングするリユース太陽光パネル設置実証事業を実施しました。

太陽光パネルで発電した電気は自家消費（施設で使用）し、余った電気はFIT制度により売電しています。

リユース太陽光パネルの導入は、特に自治体では例が少なく、モデルケースとして設置することにより、リユース太陽光パネルの普及促進が期待されます。

使用している太陽光パネルについては、市内工場で太陽光パネルのリサイクル・リユース事業を手掛け、市と持続可能な環境の創造と保全に関する協定を締結している株式会社浜田から調達しています。

この取組は「【重点取組1】再生可能エネルギーを広めてエネルギー自立のまちづくり」と「【重点取組2】地域資源を活用して目指す『地域循環共生圏』」に該当する取組です。

なお、事業概要及び実証結果は以下のとおりです。

<事業概要・実証結果>

事業概要
実証期間： 令和6年2月11日～令和6年3月29日
事業場所： 八幡市立男山公民館（八幡市男山八望3-4）
設備内容： リユース太陽光パネル（7年使用）7kW、パワーコンディショナー4.95kWh、発電量計測モニター
実証結果
<ul style="list-style-type: none">・発電性能について、新品（推定発電量 911.97kWh）と比較してリユース品（実績発電量 905.91kWh）の発電量が約99%と遜色がない結果となった。・費用について、パネル本体は新品と比較して約70%削減効果があり、事業費全体では約15%の削減効果が見込まれた。・保証について、新品の保証期間（20～25年）と比較して、リユース品は瑕疵保証が3年と短期であった（一般的には保証がない）。 <p>リユース太陽光パネルの導入について、費用の削減及び長期間にわたって発電量を保証する観点から、PPA事業（第三者所有）による高压発電所での導入が望ましい。また、国の補助金等の活用が可能となれば更なる導入が期待できる。</p>

(3) 盛土条例の施行状況

本市では、土砂等による土地の埋め立てや盛土、たい積行為そして、土砂採取事業に対して、必要な規制を行うことによって、不法投棄や産業廃棄物の無許可による処分行為等を未然に防止するために、平成9年に「八幡市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制並びに土砂採取事業の規制に関する条例」（通称：盛土条例）を制定して、事業者から事前に届出を受け審査のうえ許可をしています。

(4) 自動車処理事業者

平成 17 年 1 月 1 日に使用済自動車の再資源化等に関する法律（通称：自動車リサイクル法）が完全施行されました。

この法律は、リサイクル社会をつくるため、自動車メーカー、輸入業者、自動車ディーラーや解体業者等自動車のリサイクルに携わる関係者に適正な役割を担っていただくことによって使用済自動車のリサイクル・適正処理を図ることを目的としています。

本市を所管する京都府山城北保健所と連携し、定期的に対象事業者を訪問し、不満がないか確認をしています。

基本方針 3 人と自然が共生するまち

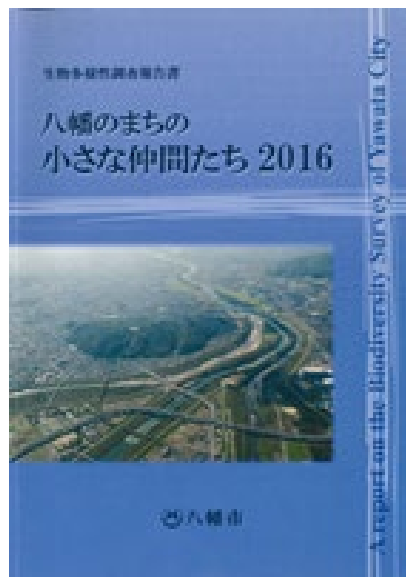
施策 7 生物多様性の保全

(1) 八幡のまちの小さな仲間たち 2016

八幡市は市民の自然環境および環境教育・環境学習への関心と理解を高めることを目的として、生物多様性調査報告書『八幡のまちの小さな仲間たち 2016』を発行しました。

『八幡のまちの小さな仲間たち 2016』詳細版は、市民図書館及び市役所 2 階閲覧コーナーで閲覧していただけます。

また、概要版については、市ホームページでダウンロードしていただけます。



(2) やわたのまちの小さな仲間たちフォトコンテスト参加者数

目標項目	生物多様性の保全や自然とふれあう機会の創出を推進するため、やわたのまちの小さな仲間たちフォトコンテスト参加者数の増加を目指します。
------	---

<やわたのまちの小さな仲間たちフォトコンテスト参加者数>

	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
参加者数(人)	12	14	21	18	43	36

[進捗概要]

「やわたのまちの小さな仲間たちフォトコンテスト」は、八幡市内に生息する野生の生き物（動植物問わず）に対する興味、関心を高めることを目的として実施しています。令和6年度は前年度に比べ7人減少しています。



令和6年度大賞作品：恋の季節

(3) 京都府歴史的自然環境保全地域

石清水八幡宮が鎮座する男山は、自然環境が歴史的遺産と一体になって優れた歴史的風土を形成している地域として「京都府歴史的自然環境保全地域」に指定されています。

<京都府歴史的自然環境保全地域>

名 称	指定年月日	所有者又は管理者	所 在 地
男山京都府歴史的自然環境保全地域	昭 58.3.15	京都府・石清水八幡宮	八幡高坊

施策8 人と自然のふれあい

(1) みどりのつどい（グリーンカーテン苗配付会）

グリーンカーテンは、つる性の植物を窓や廊下にカーテンのように栽培することで、日差しを遮り、涼しい空気を室内に取り込むことを言い、地球温暖化対策等につながる取組です。

本市ではこの取組を普及するため、グリーンカーテンに適したつる性の植物であるゴーヤの苗を市民や小学校などに配付し、また、ゴーヤの育て方をパネルやリーフレットとして展示、配付しています。

(2) グリーンカーテン写真コンテスト参加者数

目標項目	脱炭素や都市緑化を推進するため、グリーンカーテン写真コンテスト参加者数の増加を目指します。
------	---

<グリーンカーテン写真コンテスト参加者数>

	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
参加者数（人）	20	10	16	12	13	22

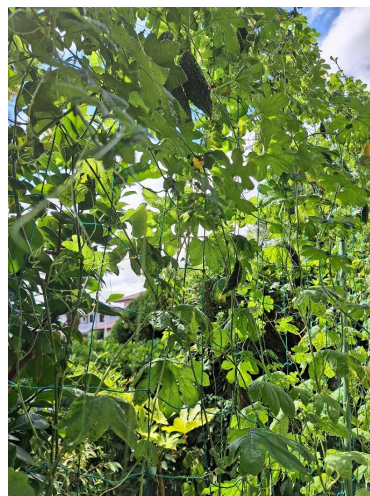
[進捗概要]

「グリーンカーテン写真コンテスト」は、夏の省エネルギーを図るため、住宅等に緑のカーテンを普及させることを目的として実施しています。

なお、令和6年度は、応募者の増加を図るため「グリーンカーテン写真応募キャンペーン」とし、所定のアンケートに回答し写真を応募した人に抽選で記念品を贈呈するキャンペーン形式で実施しています。

令和6年度は前年度に比べ9人増加しています。

<令和6年度応募写真（抜粋）>



(3) 収穫体験

市内の農地を活用し、大根、さつまいも、落花生の収穫などの農業体験を通じ、市民相互の交流を推進しています。

(4) 自然観察会

市内に住む子どもたちが小さいうちから自然と親しむことで、自然環境の大切さを認識し環境意識を向上させるため、子どもたちが自然とふれあう機会として自然観察会を実施しています。

令和6年度は、自然豊かな三川合流域で、「八幡の背割堤とグリーンインフラ『水辺の生き物探検隊』」と「三川合流『子ども』ふれあい自然観察会」の2回実施し、水辺の生き物の観察を行いました。

また、橋本公民館では夏休みふれあい事業「昆虫教室」を実施しました。

<第1回自然観察会の様子>



<第2回自然観察会の様子>

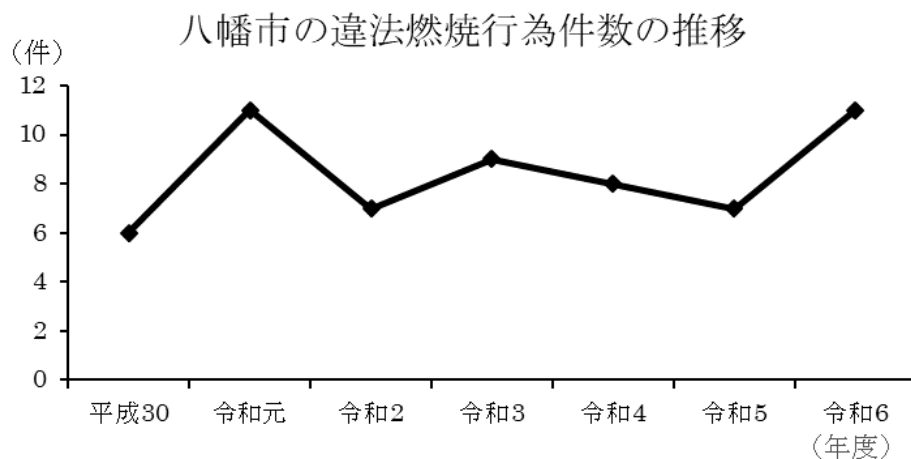


基本方針4 安心して快適に住み続けられるまち

施策9 安心して暮らせるまちづくり

(1) 不適正な燃焼行為件数

目標項目	野外の不適正な燃焼行為件数を削減します。
------	----------------------



<八幡市の違法燃焼行為件数>

年度(末)	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
実績値(件)	6	11	7	9	8	7	11

※ この数値には作物残渣の焼却やキャンプファイヤー等の違法でない焼却行為は含んでいません。

[進捗概要]

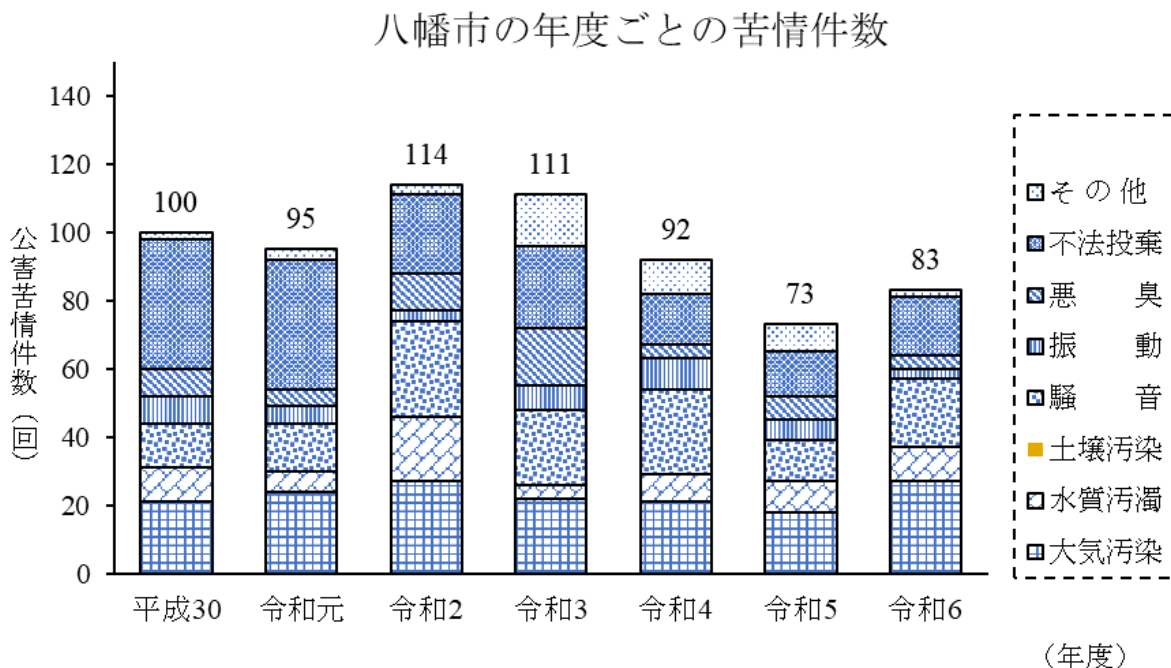
野外の不適正な燃焼行為(以下、野焼き)が発生した場合は、警察・消防との連携を図りながら防止・啓発に向けた取り組みを行っています。違法な野焼きの件数は平成10年代と比較して減少しており、野焼き行為の違法性に対する認知度が高まったことが伺えます。

また、近年の傾向として、農作業等により発生する作物残渣の焼却行為に対する通報が多くなっています。農作業等に由来する野焼きは例外行為として認められている行為ですが、生活環境保全上支障が出る場合、処理基準等を順守しない焼却として行政指導の対象になります。

(2) 公害苦情件数の推移

令和6年度は、公害苦情件数が83件と昨年度と比較して10件増加しました。種別では大気汚染が最も多い苦情となっており、令和6年度は27件と全体の約33%を占めています。

全体の件数は減少傾向にあり、不法投棄、悪臭、騒音、大気汚染といった苦情が寄せられています。



<令和6年度苦情の地区別区分（パトロール除く）>

(単位：件)

		八幡	男山	橋本・西山	川口	東部	その他	計
大気汚染		9	0	0	8	10	0	27
水質汚濁		5	0	0	0	5	0	10
土壌汚染		0	0	0	0	0	0	0
騒音		12	1	0	2	5	0	20
振動		0	0	0	2	1	0	3
悪臭		2	0	0	1	1	0	4
不法投棄		8	1	3	0	5	0	17
その他		1	0	0	0	1	0	2
計		37	2	3	13	28	0	83
比率(%)		44.6	2.4	3.6	15.7	33.7	0	100
参考	面積比率(%)	32.4	7.8	7.0	2.8	50.0	—	100
	人口比率(%)	31.3	28.9	17.2	3.8	18.8	—	100

(3) 大気汚染の防止

平成 21 年度までは市内に 3 箇所の測定所がありましたが、令和 6 年度現在、市内には国道 1 号（自排）測定局のみとなっています。測定局では、国や京都府が二酸化窒素・浮遊粒子状物質・光化学オキシダント・微小粒子状物質などの項目を測定しています。令和 6 年度の測定結果では、下表〈大気汚染に係る項目別環境基準達成状況〉のとおり光化学オキシダントが環境基準を超過しました。

異常を検知した場合には、京都府から関係各所へ連絡が通知される体制になっています。

〈大気汚染に係る項目別環境基準達成状況〉

		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
測定場所		国道 1 号 (自排)	国道 1 号 (自排)	国道 1 号 (自排)	国道 1 号 (自排)	国道 1 号 (自排)	国道 1 号 (自排)	国道 1 号 (自排)
項目	二酸化窒素	○	○	○	○	○	○	○
	浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○	○	○
	光化学オキシダント	×	×	×	×	×	×	×
	微小粒子状物質	○	○	○	○	○	○	○

※₁ 二酸化窒素、浮遊状粒子物質については、長期的評価による環境基準達成を○、非達成を●で表示

※₂ 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の 1 時間値（6～20 時）が環境基準を達成していない局を×で表示

※₃ 微小粒子状物質については、環境基準達成（長期基準、短期基準をともに満足しているもの）を○、環境基準非達成のうち長期基準の満足しているものを●、長期基準、短期基準ともに満足していないものを×で表示

参照：京都府ホームページより

(4) 騒音・振動の低減

令和6年度の騒音測定は、令和6年10月9日から11月13日にかけて市内4箇所の道路交通騒音測定を行いました。測定路線ごとの結果は次のとおりです。

<令和6年度八幡市道における騒音測定結果>

単位：dB

	環境基準		要請限度※ ₂		令和6年度結果	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜
橋本南山線※ ₁	60	55	70	65	63.2	59.7
西山下奈良線	60	55	70	65	56.1	49.8
山手幹線	60	55	70	65	65.6	61.1
八幡城陽線	65	60	75	70	65.0	61.2

※₁平成24年度までは橋本南山線で2箇所測定を行っていました。

※₂要請限度とは、この限度を超える道路交通騒音(振動)が観測され、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市町村長は道路の舗装、維持又は修繕することにより騒音(振動)を減少することが出来る場合、道路管理者に、交通規制を行うことにより騒音(振動)を減少することが出来る場合は都道府県公安委員会に対し、措置を要請する際の基準のこと。

<騒音測定結果>

		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
環境基準達成地点数 /地点数	昼	1/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4
	夜	2/4	3/4	3/4	2/4	1/4	1/4	1/4

測定結果は、市道西山下奈良線において昼夜間で基準内、市道八幡城陽線においては昼で基準内となっていますが、その他の測定では環境基準を超えています。要請限度に関しては、全ての測定で基準値を下回っています。

騒音については、年々測定値が悪化する傾向にあります。原因としては、自動車保有台数の増加や広域幹線道路の整備による交通量の増加が考えられます。



市道騒音測定の様子

(5) ダイオキシン類への対策

京都府では平成10年度からダイオキシン類の総合対策として、府内の大気や水質（地下水及び河川の底地の砂を含む）、土壌の調査を実施されています。

本市での調査結果は、下表＜ダイオキシン類調査結果＞のとおりで、いずれも環境基準を超過することはありませんでした。

＜ダイオキシン類調査結果＞

(出典：京都府ダイオキシン類測定結果)

項 目	年 度		環 境 準 準	令 和 元	令 和 2	令 和 3	令 和 4	令 和 5
	水 質 (pg-TEQ/l)	一 般 環 境	1 以下	0.30 [大谷川二ノ橋]	0.38 [大谷川二ノ橋]	0.27 [大谷川二ノ橋]	0.96 [大谷川二ノ橋]	0.41 [大谷川二ノ橋]
底 質 (pg-TEQ/g)	一 般 環 境	150 以下	—	2.1 [大谷川二ノ橋]	—	—	—	
地 下 水 (pg-TEQ/l)	一 般 環 境	1 以下	—	0.13	—	—	—	
土 壤 (pg-TEQ/g)	一 般 環 境	1,000 以下	—	—	—	0.25	—	
	発生源周辺環境		—	—	—	—	—	
大 気 (pg-TEQ/m ³)	一 般 環 境	0.6 以下	—	—	—	—	—	
	発生源周辺環境		—	—	—	—	—	

※1 「発生源周辺環境」において、2段表示しているものは2箇所にて調査を実施されたもの。

※2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

※3 大気及び水質(水底の底質を除く)の基準値は、年間平均値とする。

※4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施する。

(6) 地盤沈下への取組

京都府内では、京都市南部地域等において、地盤沈下の傾向がみられますが、本市においては、現在のところ地盤沈下はみられません。

しかし、今後、広域幹線道路の整備に伴い、企業活動も活発になり、地下水利用の拡大に伴って地盤沈下等が推察されることから、平成13年1月に地下水の採取に関する要綱を策定し、地下水の利用状況の調査・把握に努めています。

＜利用目的別地下水年間揚水量＞

(単位：m³)

年度(末)	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
事業系	2,006,868	2,156,360	2,252,464	2,223,274	2,273,292	2,290,425	2,339,432
農業用水	2,499,552	2,161,542	2,118,661	1,767,397	2,243,814	2,317,545	2,483,444
上水道	3,039,786	2,981,869	2,952,912	2,905,994	2,723,486	2,240,728	2,290,723
合計	7,546,206	7,299,771	7,324,037	6,896,665	7,240,592	6,848,698	7,113,599

(7) 持続可能な環境の創造と保全に関する協定

本市では、昭和 47 年度から事業者に対し、よりよい生活環境の創出、公害発生の未然防止、事業者自身の公害に対する自覚と認識を促すために、事業者との公害防止協定の締結を進めてきました。

また、平成 10 年 12 月からは、これまでの公害防止協定を環境保全協定に改め、公害の未然防止だけでなく、広く環境保全にも取り組む努力規定を設け、大気汚染防止法等に基づく特定施設を設置している事業者との協定締結を進めてきました。

令和 5 年 8 月に「八幡市環境保全協定の締結に関する要綱」を「八幡市持続可能な環境の創造と保全に関する協定に関する要綱」に改正したことで、業種や施設の規模等に関わらず市内に事業所を置き、環境に配慮した活動を推進しようとする事業者であれば協定を締結できるようになりました。

<持続可能な環境の創造と保全に関する協定締結事業者一覧>

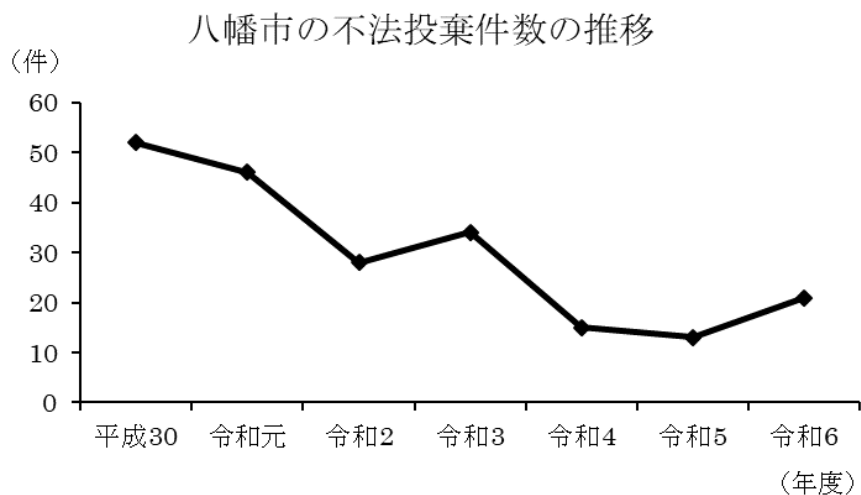
(令和 6 年度末時点)

No.	事業者名称	事業所所在	業種	主な事業内容
001	(株)浜田	下奈良小宮 4-2	製造業	金属リサイクル業、産業廃棄物処理業
002	タカダ事務機(株)	八幡福祿谷 148-40	小売業	OA機器販売・保守 オフィス家具等販売
003	(株)クシベウインテック 京都工場	上奈良城垣内 1-2	製造業	大型板金部品の製造
004	泉州電業(株)京滋営業所	上津屋八王子 120	小売業	電線電纜等の電気工事 に関する材料販売
005	日商印刷	八幡今田 34	印刷業	一般印刷、事務用印刷 物、デザイン制作、デー タ制作等
006	(株)庭園サービス	男山吉井 4-4	造園業	造園業
007	(株)植富	男山吉井 4-4	造園業	造園業
008	(株)トップテンニシカラ	川口北浦 14	建築業	住宅リフォーム
009	平和電機(株)	上津屋石ノ塔 81-1	製造業	電子機器の組立

施策 10 良好な生活環境の確保

(1) 不法投棄件数

目標項目	不法投棄件数を削減します。
------	---------------



<八幡市の不法投棄件数>

	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
実績値 (件)	52	46	28	34	15	13	21

[進捗概要]

不法投棄の対応件数内訳は、表「令和 6 年度不法投棄物処理件数の内訳」のとおりです。市では、八幡警察署と連携を図りながら、不法投棄の防止に取り組んでいます。

不法投棄の件数は、減少傾向にあり、令和 6 年度は前年度の件数と比較して 8 件増加し、21 件となりました。

＜令和6年度不法投棄物処理件数の内訳＞

(単位：件)

	不法投棄対応件数			行為者特定調査等結果				
	環境パトロール	苦情等情報提供	合計	投棄物の所有者を特定	所有者で投棄物回収			
					うち投棄者特定	うち始末書を徴収	警察へ引継	
家電4品目※		2	2					
テレビ		2	2					
液晶テレビ (台)								
エアコン (台)								
洗濯機								
乾燥機 (台)								
冷蔵庫								
冷凍庫 (台)								
その他家電品		1	1					
家具等粗大	1		1					
自動車用等タイヤ		2	2					
建築廃材								
事業系廃棄物								
樹木								
車両		2	2					
危険物								
油脂類								
家庭ごみ	3	8	11					
その他		2	2					
合計	4	17	21	0	0	0	0	0

※ 家電4品目の件数とその内訳の台数は、1件で複数台数が捨てられている場合があるため、合計が一致しない場合があります。

(2) 啓発用路面ステッカーの設置

八幡市美しいまちづくり条例に規定する、たばこのポイ捨てや犬のフンの放置等を防止するため、市内の歩道等に啓発用路面ステッカーを貼り付け、啓発を行っています。



啓発用路面ステッカー

(3) あき地の除草について

「八幡市美しいまちづくりに関する条例」（平成 18 年 10 月施行）に基づき、生活環境の保全や火災予防のために、所有者に対し、あき地の除草を促しています。

<市内におけるあき地の除草状況>

		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
指導対象	件数	269	256	272	274	267	256	274
	面積 (㎡)	81,695	80,687	84,443	84,871	79,477	74,913	75,791
自己処理	件数	222	231	249	255	251	242	261
	面積 (㎡)	71,454	75,154	79,591	80,814	76,123	72,434	73,406
委託処理	件数	33	24	20	18	14	10	9
	面積 (㎡)	6,699	5,385	4,558	3,909	3,206	1,975	1,875
未処理・他	件数	14	1	3	1	2	4	4
	面積 (㎡)	3,542	148	294	148	148	504	510

(4) パトロールの処理状況

適正に廃棄物を処理するのに経費がかかることから、不法投棄や焼却する等違法な処理をするケースがあるため、日常的に市内をパトロールすることにより啓発及び早期発見に向けて取組を行っています。

令和 6 年度の環境パトロールの処理件数（下表「地区別パトロール処理件数」）は 5 件でした。地区別では八幡地区が 5 件となっています。

<地区別パトロール処理件数>

(単位：件)

種 類		八 幡	男 山	橋 本	川 口	東 部	合 計	前年度
令和6 年度	大気汚染	—	—	—	—	—	0	0
	水質汚濁	—	—	—	—	—	0	0
	土壌汚染	—	—	—	—	—	0	0
	不法投棄	4	—	—	—	—	4	0
	そ の 他	1	—	—	—	—	1	1
	合 計	5	0	0	0	0	5	
前 年 度		1	0	0	0	0		1

(5) 合同パトロール

不法投棄等の未然防止や環境破壊事案に対し、迅速かつ厳正に対処することを目的に、京都府不法投棄等特別対策山城広域機動班並びに同山城北地域機動班が設置されています。

毎年、京都府山城広域振興局、京都府山城北土木事務所、京都府山城北保健所、八幡警察署及び市の関係課で、「不法投棄等防止旬間における地域機動班会議及び管内パトロール」として、地域機動班会議及び合同パトロールを実施しています。

～環境パトロール車「みはるくん」～

「みはるくん」の愛称は、一般公募により応募件数114件の中から、パトロール車の目的にふさわしい愛称（見張る）であることと、八幡市の空が環境汚染のない、いつも美しく晴れわたる（美晴）ように、との願いを込めて決定されました。



環境パトロール車みはるくん

(6) 飼い犬のフン放置対策

本市では、犬の飼い主によるフン放置に対してマナー向上を目的として、犬の適正飼養推進月間である11月に「ワンワンクリーンキャンペーン」と題して、啓発のぼりを持ちながら地域を巡回し、犬を散歩されている人にティッシュペーパー、ペーパーカップを配布するなど、啓発活動を実施しています。

基本方針5 みんなで取り組む環境活動のまち

施策11 環境教育・環境学習の推進

(1) 環境学習参加者数

目標項目	環境教育や環境イベントの開催に取り組み、環境学習参加者数の増加を目指します。
------	--

<環境学習の参加者数>

		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
実績値 (人)	グリーンカーテン苗配付会	191	中止	166	204	250	250
	就学前環境教育（地球レンジャー）	616	中止	中止	484	454	648
	スマート・エコ祭	290	中止	中止	250	300	350
	再生可能エネルギー教室	14	76	58	32	64	70
	自然観察会	21	中止	25	38	74	73
	市出前授業・出前講座 （環境政策課・環境業務課開催分）	239	150	6	9	185	251
	農作物・収穫体験	209	216	230	270	312	286
	計	1,580	442	485	1,287	1,639	1,928

[進捗概要]

環境学習参加者数については、市が主体として市民向けに開催する、環境学習の参加人数を集計しています。

令和6年度は、就学前環境教育（地球レンジャー）が大幅に増加したことにより、前年度に比べて289人の増加となっています。

表記環境学習の取組については次のとおりです。

① グリーンカーテン苗配付会・就学前環境教育（地球レンジャー）

環境学習の一つとして、平成16年度から市民団体である八幡市環境市民ネットが市内幼稚園・保育園などで上演している手作りの大型紙芝居「ショウ・エネ・ルギーの大冒険」は毎年園児たちの大きな反響を得ています。なお、令和3年度は感染症対策のため、紙芝居の上演を中止し、そのノウハウを生かして、絵本を作成・配布しました。

また、八幡市環境市民ネットでは、平成19年度から家庭でできる省エネの取り組みとして、ゴーヤを用いたグリーンカーテンの苗配付会を毎年実施しています。



② スマート・エコ祭

「人と自然が共生し みんなで創る持続可能なまち」をめざして身近なテーマを中心に、環境問題に関する意識啓発を図るために平成 24 年度から実施しています。

令和 6 年度は、八幡市民文化祭と同日に市役所本庁舎のピロティで実施しました。



会場の様子

③ 再生可能エネルギー工作教室

小学生を対象に再生可能エネルギーを体験できる簡単な工作教室を実施しています。令和 6 年度は「環境にやさしいランタン」を作成しました。



再生可能エネルギー工作教室の様子

【八幡市環境市民ネット】

八幡市環境市民ネットは、平成 14 年 8 月に八幡市環境基本計画に基づいて発足した環境パートナーシップ組織で、地球温暖化の防止と“人と自然が共生する 環境にやさしいまち”の実現を目的として活動しています。

活動内容は、それぞれ得意とする分野や興味をもって表現したいことなどを、会員同士が話し合い、その結果で決定しています。

<八幡市環境市民ネットによる環境教育の様子>



施策 12 環境に配慮した活動の推進

(1) 美化運動参加者数

目標項目	「まちかどのごみゼロの日」の開催や「美しいまちづくりまかせて！」事業の推進等により、美化運動参加者数の増加を目指します。
------	--

<美化運動参加者数>

		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
実績値 (人)	「美しいまちづくりまかせて！」事業	1,471	1,069	1,407	1,993	1,852	1,526
	まちかどのごみゼロの日	351	中止	中止	296	296	320
	自治会清掃活動	14,761	10,639	14,376	12,202	14,315	12,321
	計	16,583	11,708	15,783	14,491	16,463	14,167

[進捗概要]

令和6年度は前年度に比べて、「美しいまちづくりまかせて！」事業の参加者数が326人減少し、自治会清掃活動の参加者数が1,994人減少しており、全体としては2,296人減少しています。

[関連の取り組み]

幼稚園・保育園などにおいて、年間を通じて園児と保護者、地域の方と一っしょに草花や野菜の栽培が行われています。また、小・中学校では、地域ボランティア清掃や、児童・生徒・職員・PTA・校区・地域の自治会と連携活動して地域清掃が実施されています。

(2) 八幡市「美しいまちづくりまかせて！」事業

八幡市では、八幡市「美しいまちづくりまかせて！」事業を実施しています。

この事業は、「まちの美化は私たちにまかせて！」と市民のみなさんが公共の場所、公園や歩道などを我が子のように愛情をもって面倒をみていくというものです。

公園や歩道など一定の区画を気持ちよく利用できるように、ごみを拾ったり樹木に水をやりたり除草したりする無償のボランティア活動を市が支援することで市と市民との協働でまちの美化を進めています。

この事業に参加している環境団体は以下のとおりです。



<環境団体の団体数の推移>


	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
実績値 (団体)	11	11	11	13	14	13	13	14

<環境団体の一覧>

- | | | |
|------------------|--------------|------------------|
| ① 八幡市環境市民ネット | ② 長町南クラブ | ③ 22世紀八幡ルネッサンス運動 |
| ④ (株)上村製作所 | ⑤ 川口区 | ⑥ 男山クリーン隊 |
| ⑦ 南山クリーン隊 | ⑧ 美濃山グリーンクラブ | ⑨ ごとうクリーン隊 |
| ⑩ 放課後等デイサービスまあぶる | ⑪ 14-122 美化班 | ⑫ A-frame(株) |
| ⑬ 片桐工業(株) | ⑭ SDGs 京都八幡 | |

<八幡市「美しいまちづくりまかせて！」事業における環境団体の紹介>

団体名	22世紀八幡ルネッサンス運動			
活動場所	八幡市内			
代表者	伊藤 錚治	年間活動回数	毎日活動年数百回	
人数	17人	連絡先	自宅:075-981-6505 携帯:090-3710-4842	
活動内容	街の清掃活動 90~100回、大谷川の清掃 20回前後 中ノ山墓地の清掃 90~100回、道守(街の清掃)365日 その他 木津川クリーン大作戦、八幡クリーンアップ大作戦 遊びながらエコを考える三世代交流イベント 他			
団体から一言	私たちは、八幡市と協力し合いながら、私たちの住む八幡のまちの環境活動に取り組んでいます。 ぜひ、皆さんも一緒に環境活動に取り組みましょう！			
団体名	男山クリーン隊			
活動場所	生涯学習センターを中心とした道路の四方向			
代表者	平田 喜一	年間活動回数	12回(月1回)	
人数	11人	連絡先	自宅:075-982-0415 携帯:090-3166-0638	
活動内容	①さくら公園交差点~八幡高校~生涯学習センター交差点 ②さくら公園交差点~男山病院交差点~生涯学習センター交差点 ③枚方スーパーニッコー~生涯学習センター交差点 ④洞ヶ峠交差点~生涯学習センター交差点 上記の歩道及び車道のごみ拾い			
団体から一言	2006年からこの活動を開始して、まちは綺麗になってきていますが、まだまだタバコの吸い殻などのごみを見かけます。まちを住みよくするため、自分たちでできることを一緒に取り組んでいきましょう！			
団体名	南山クリーン隊			
活動場所	久保田交差点からさくら公園までのバス道路と歩道			
代表者	前倉 良三	年間活動回数	月1回(第4日曜日)	
人数	20人	連絡先	080-9477-9114	
活動内容	久保田交差点よりさくら公園までのバス道路と歩道帯のごみ拾い、たばこの吸い殻拾い等の清掃			
団体から一言	車からのたばこの吸い殻のポイ捨てなど、一人一人の思いやりでまちのごみはなくなります。 皆さんが住んでいる街を一緒に綺麗にしましょう！			

団体名	NPO法人A-frame			
活動場所	八幡市内			
代表者	石谷 浩之	年間活動回数	月2回	
人数	10人	連絡先	075-874-3777	
活動内容	車道や歩道に出ている雑草の草刈りやごみ拾いを実施しております。			
団体から一言	八幡市を一緒にきれいにしましょう！！			
団体名	放課後等デイサービス まあぶる			
活動場所	さくら公園・はるかぜ公園			
代表者	羽野 卓哉	年間活動回数	24回	
人数	10人	連絡先	075-925-7592 littlebylittle@m01.tialink.ne.jp	
活動内容	毎月2回、さくら公園・はるかぜ公園にて、公園内のごみ拾い、落ち葉拾いを実施しています。			
団体から一言	みなさんが住んでいる街をキレイにして、住みやすい街づくりをしましょう！			
団体名	SDGs京都八幡			
活動場所	八幡市内及び安居塚町内			
代表者	中村 隆資	年間活動回数		月1回(第1日曜日)
人数	10人	連絡先		090-2558-5795
活動内容	安居塚町内を通る4本の道路沿いのごみ清掃を毎月第1日曜日に行っています。			
団体から一言	自分達の住まいする地元町内を、まず綺麗にして安心・安全な街にしたいと思います。			

第3部

第4次八幡市 エコ・オフィス計画

- 第1章 第4次八幡市エコ・オフィス計画の
取組
- 第2章 公共施設の取組概要
- 第3章 八幡市環境マネジメントシステム

第1章 第4次八幡市エコ・オフィス計画の取組

第1節 数値目標の取組

1. 第4次八幡市エコ・オフィス計画の温室効果ガス削減目標別の結果

令和6年度における、八幡市の事務事業活動から発生する温室効果ガスの排出量を次のとおり算出いたしました。この数値目標取組結果は「第4次八幡市エコ・オフィス計画」に基づいて、算出した結果になります。

(1) 温室効果ガス削減目標

市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量を、平成25年度比で令和8年度までに40%の削減することを目指します。

令和6年度の排出量は5,802t-CO₂となり、基準年度の排出量と比較し10.4%減少しました。

<市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量>

	平成25 基準年	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和8 目標
総排出量 (t-CO ₂)	6,472	4,931	5,210	4,851	5,247	5,802	3,883
増減率 (基準年度比)	—	-23.8%	-19.5%	-25.0%	-18.9%	-10.4%	-40.0%
排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	0.514	0.340	0.362	0.299	0.36	0.419	—

※排出係数：電力を生産する過程で発生したCO₂を計算するための数値

(2) 各取組目標

①施設のエネルギー使用量の削減

平成25年度比で令和8年度までに市施設における電気の使用量を26%、その他エネルギー（都市ガス等）の使用量を40%削減することを目指します。

令和6年度における電気使用量は9,550,647kWhで、基準年度の電気使用量と比較し、3.4%減少しました。

また、都市ガス使用量は645,994 m³で、基準年度と比較し51.7%の増加となりました。

<市施設の電気・都市ガス使用量>

	平成25 基準年	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和8 目標
電気使用量 (kWh)	9,882,420	9,240,012	9,439,722	9,839,919	9,507,770	9,550,647	7,312,991
電気使用量増減率 (基準年度比)	—	-6.5%	-4.5%	-0.4%	-3.8%	-3.4%	-26.0%
都市ガス使用量 (m ³)	425,886	640,491	636,128	665,195	612,182	645,994	255,532
都市ガス使用量増減率 (基準年度比)	—	+50.4%	+49.4%	+56.2%	+43.7%	+51.7%	-40.0%

② 公用車使用による負荷の軽減

公用車の使用による燃料を平成 25 年度比で令和 8 年度までに 40%削減することを目指します。

令和 6 年度の公用車の燃料使用量は 99,123ℓ であり、基準年度と比較し、1.7%の増加となりました。

< 公用車の燃料使用量 >

	平成 25 基準年	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 8 目標
公用車使用燃料 (ℓ)	97,488	98,167	101,002	109,507	105,546	99,123	58,493
増減率 (基準年度比)	—	+0.7%	+3.6%	+12.3%	+8.3%	+1.7%	-40.0%

③ 水道水使用量の削減

水道使用量の減量は、本市の温室効果ガスの算定項目ではありませんが、温室効果ガス削減につながる重要な項目であることから、削減に努めます。

令和 6 年度における水道使用量は、128,634m³ であり、前年度と比較し 2.2%の減少となりました。

< 市施設の水道使用量 >

	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
水道使用量 (m ³)	106,358	133,126	135,283	131,506	128,634
増減率 (前年度比)	—	+25.2%	+1.6%	-2.8%	-2.2%

④ 廃棄物の減量

廃棄物の減量は、本市の温室効果ガスの算定項目ではありませんが、温室効果ガス削減につながる重要な項目であることから、削減に努めます。

令和 6 年度における廃棄物量は 254,451kg であり、前年度に比べて 6.3%減少しました。

< 市施設の廃棄物量 >

	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
廃棄物量 (kg)	255,429	265,350	270,861	271,496	254,451
増減率 (前年度比)	—	+3.9%	+2.1%	+0.2%	-6.3%

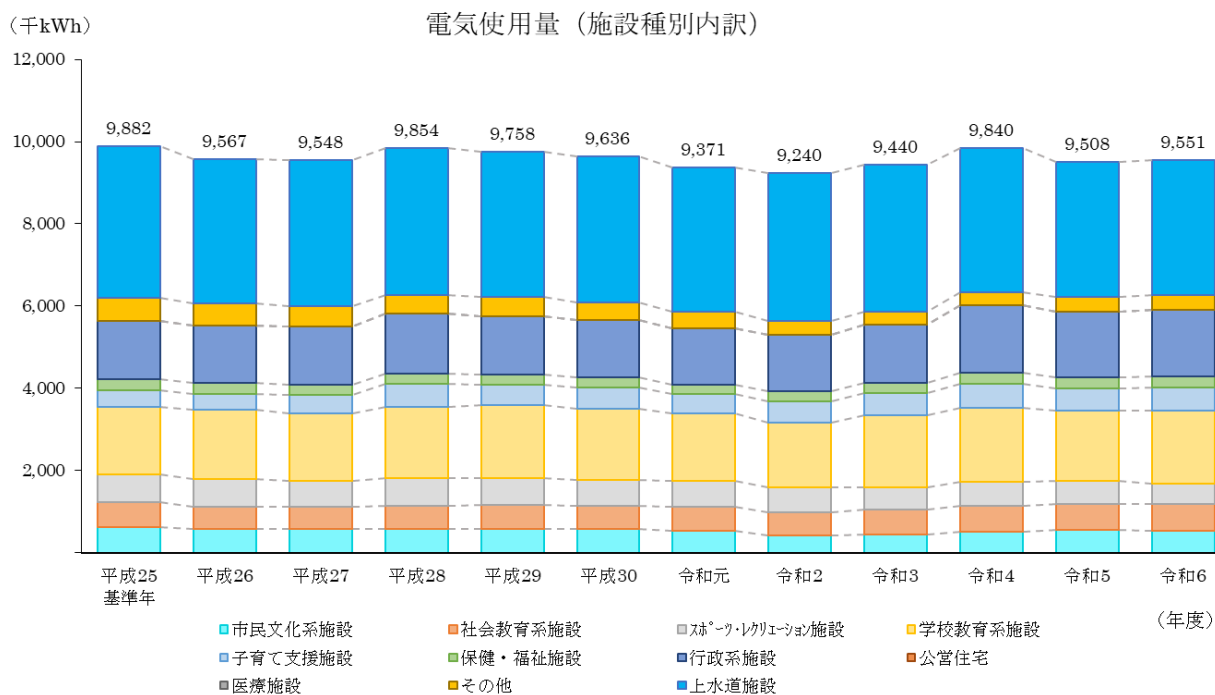
※ 第 4 次八幡市エコ・オフィス計画策定に伴い、算出方法の見直しを行っております。

2. 施設種別ごとのエネルギー・資源等の使用量・排出量の推移

(1) 電気使用量 (単位：kWh)

施設種別	平成25 基準年	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
市民文化系施設	626,249	537,444	420,691	440,449	515,910	559,316	541,924
社会教育系施設	609,930	588,641	558,051	604,326	634,253	635,323	643,607
スポーツ・レクリ エーション施設	676,989	611,462	603,421	538,616	576,453	543,361	487,835
学校教育系施設	1,636,994	1,658,746	1,585,377	1,765,369	1,805,456	1,711,203	1,775,147
子育て支援施設	406,782	473,491	506,320	535,358	580,277	548,855	572,629
保健・福祉施設	267,778	221,350	243,441	251,685	272,925	257,234	269,186
行政系施設	1,422,152	1,363,631	1,376,164	1,410,555	1,626,376	1,596,945	1,617,143
公営住宅	0	0	0	0	0	0	0
医療施設	0	0	0	0	0	0	0
その他	547,275	398,652	346,456	310,922	333,041	363,873	351,341
上水道施設	3,688,271	3,517,498	3,600,091	3,582,442	3,495,228	3,291,660	3,291,835
合計	9,882,420	9,370,915	9,240,012	9,439,722	9,839,919	9,507,770	9,550,647

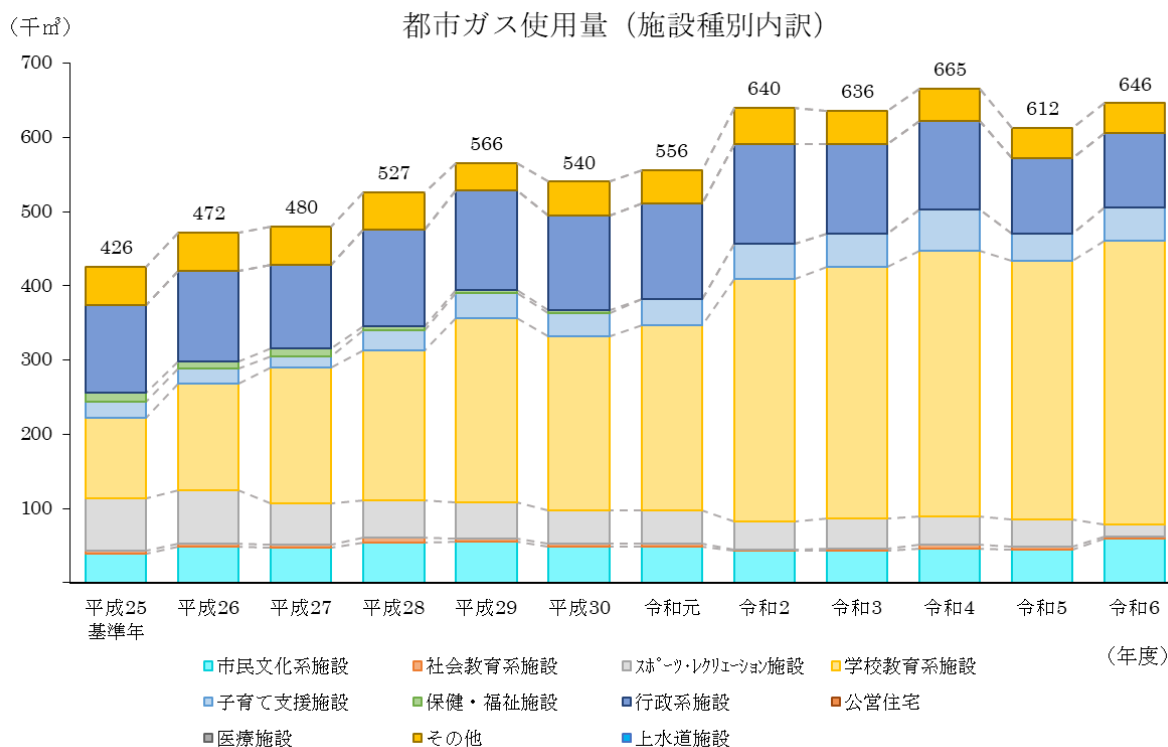
※ 施設種別の内訳については、P.62「(7) 施設種別の内訳」をご覧ください。



(2) 都市ガス使用量 (単位：m³)

施設種別	平成 25 基準年	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
市民文化系施設	38,741	48,539	43,142	43,119	46,182	44,854	58,854
社会教育系施設	4,303	3,459	1,836	3,213	4,474	3,252	3,601
スポーツ・レクリエーション施設	70,176	45,865	37,584	39,938	38,777	37,398	15,413
学校教育系施設	109,405	248,766	326,130	338,651	358,211	347,760	382,363
子育て支援施設	21,728	35,977	48,620	45,365	55,228	37,041	45,927
保健・福祉施設	12,031	34	7	3	3	4	3
行政系施設	118,222	127,703	133,767	120,159	119,762	101,015	100,271
公営住宅	0	0	0	0	0	0	0
医療施設	0	0	0	0	0	0	0
その他	51,280	45,686	49,405	45,680	42,558	40,858	39,562
上水道施設	0	0	0	0	0	0	0
合計	425,886	556,029	640,491	636,128	665,195	612,182	645,994

※ 施設種別の内訳については、P.62 「(7) 施設種別の内訳」をご覧ください。

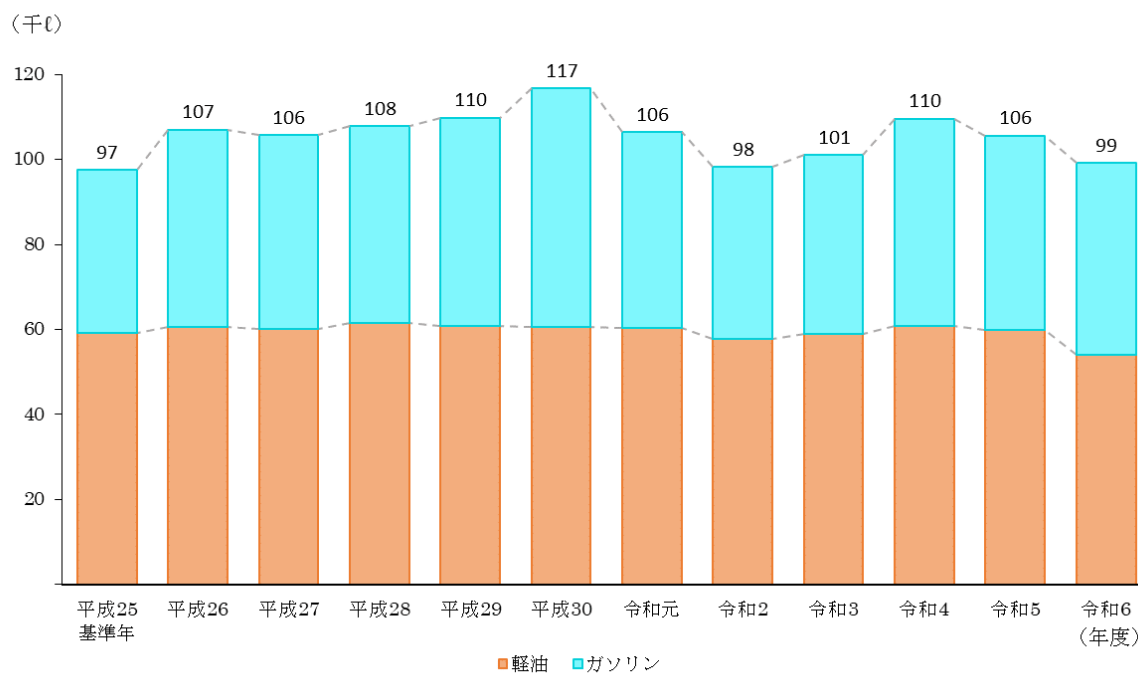


(3) 公用車の燃料使用量 (単位：ℓ)

燃料種別	平成 25 基準年	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
ガソリン	38,412	46,181	40,393	41,972	48,749	45,594	45,024
軽油	59,076	60,251	57,774	59,030	60,758	59,952	54,099
合計	97,488	106,432	98,167	101,002	109,507	105,546	99,123

※ 燃料使用量は市全体で管理しているため、燃料種別ごとに算出しています。

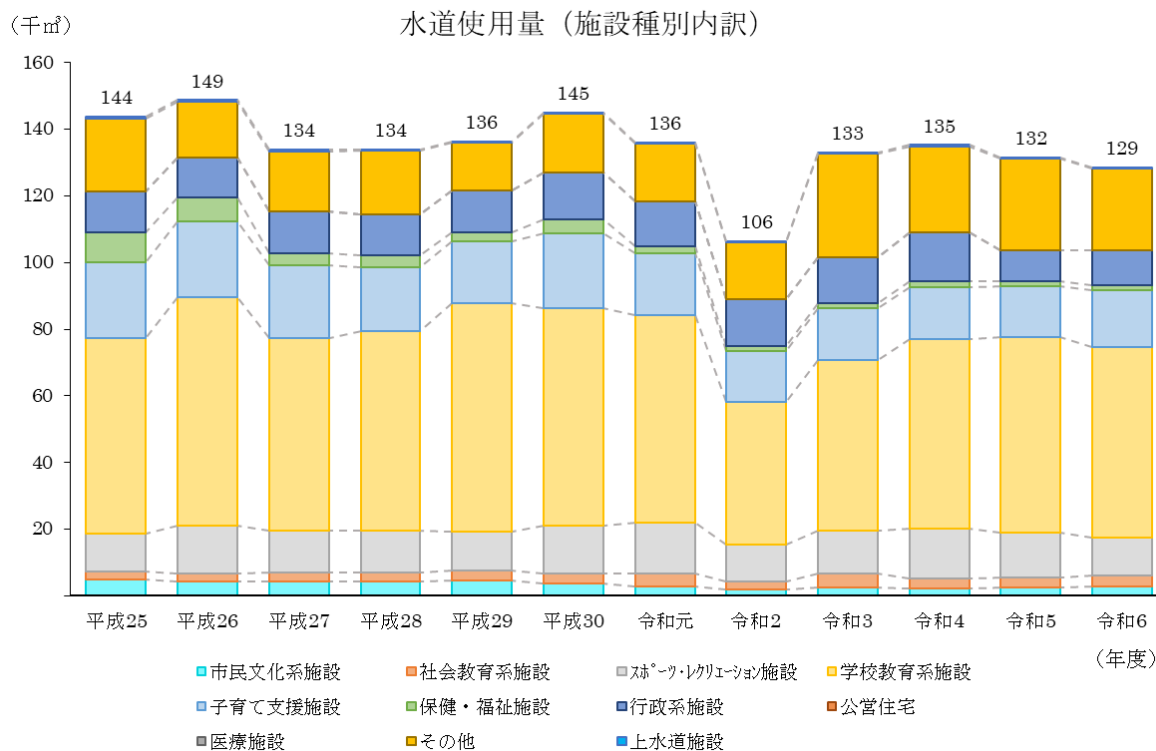
公用車の燃料使用量 (燃料種別内訳)



(4) 水道使用量 (単位: m³)

施設種別	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
市民文化系施設	2,908	1,812	2,392	2,251	2,434	2,829
社会教育系施設	3,709	2,494	4,250	2,927	3,125	3,240
スポーツ・レクリエーション施設	15,223	11,145	13,004	15,082	13,284	11,475
学校教育系施設	62,505	42,758	51,087	56,644	58,877	57,088
子育て支援施設	18,446	15,327	15,731	15,693	15,312	17,169
保健・福祉施設	2,192	1,442	1,471	1,680	1,428	1,486
行政系施設	13,293	14,165	13,731	14,880	9,272	10,419
公営住宅	0	0	0	0	0	0
医療施設	0	0	0	0	0	0
その他	17,305	16,832	31,076	25,742	27,390	24,544
上水道施設	384	384	384	384	384	384
合計	135,965	106,358	133,126	135,283	131,506	128,634

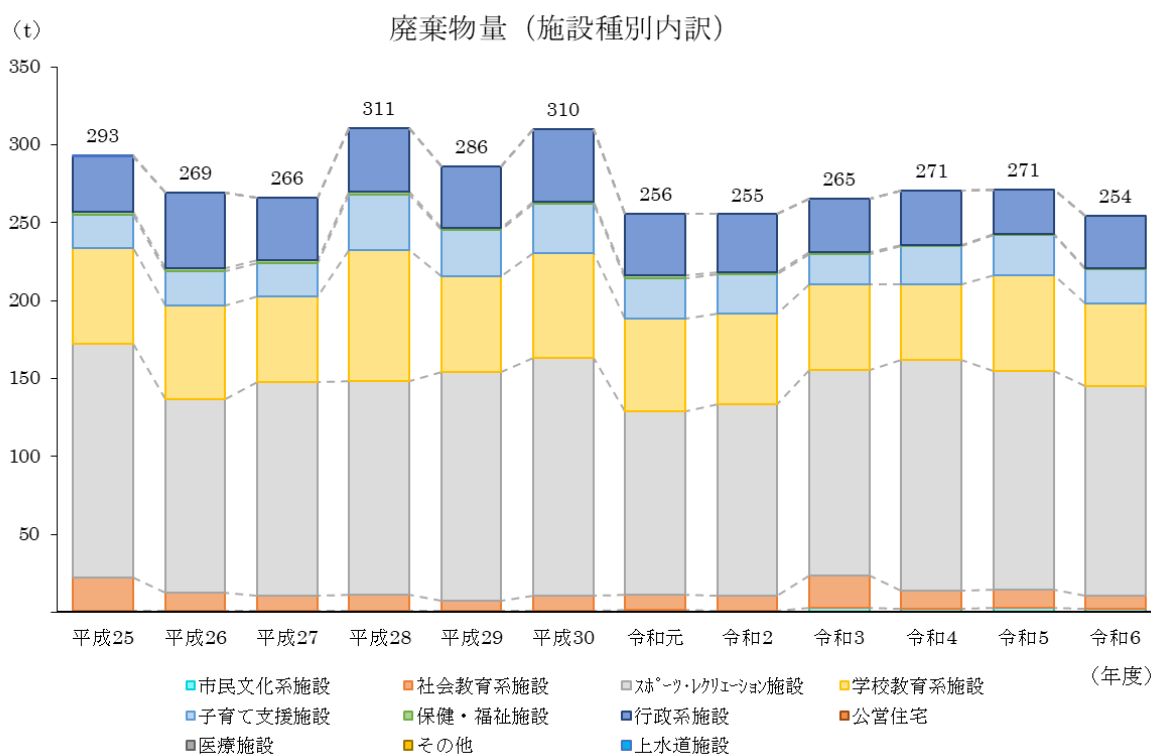
※ 施設種別の内訳については、P.62 「(7) 施設種別の内訳」をご覧ください。



(5) 廃棄物量 (単位 : kg)

施設種別	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
市民文化系施設	1,273	1,026	3,115	2,355	2,934	1,964
社会教育系施設	10,077	9,651	20,104	11,483	11,871	8,532
スポーツ・レクリエーション施設	117,708	122,980	132,070	148,100	139,990	134,770
学校教育系施設	59,234	57,698	54,872	48,742	61,292	52,749
子育て支援施設	26,047	25,709	19,717	24,070	26,001	21,928
保健・福祉施設	1,835	1,379	1,157	760	835	802
行政系施設	39,351	36,987	34,315	35,352	28,575	33,706
公営住宅	0	0	0	0	0	0
医療施設	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
上水道施設	0	0	0	0	0	0
合計	255,525	255,429	265,350	270,861	271,496	254,451

※ 施設種別の内訳については、P.62「(7) 施設種別の内訳」をご覧ください。

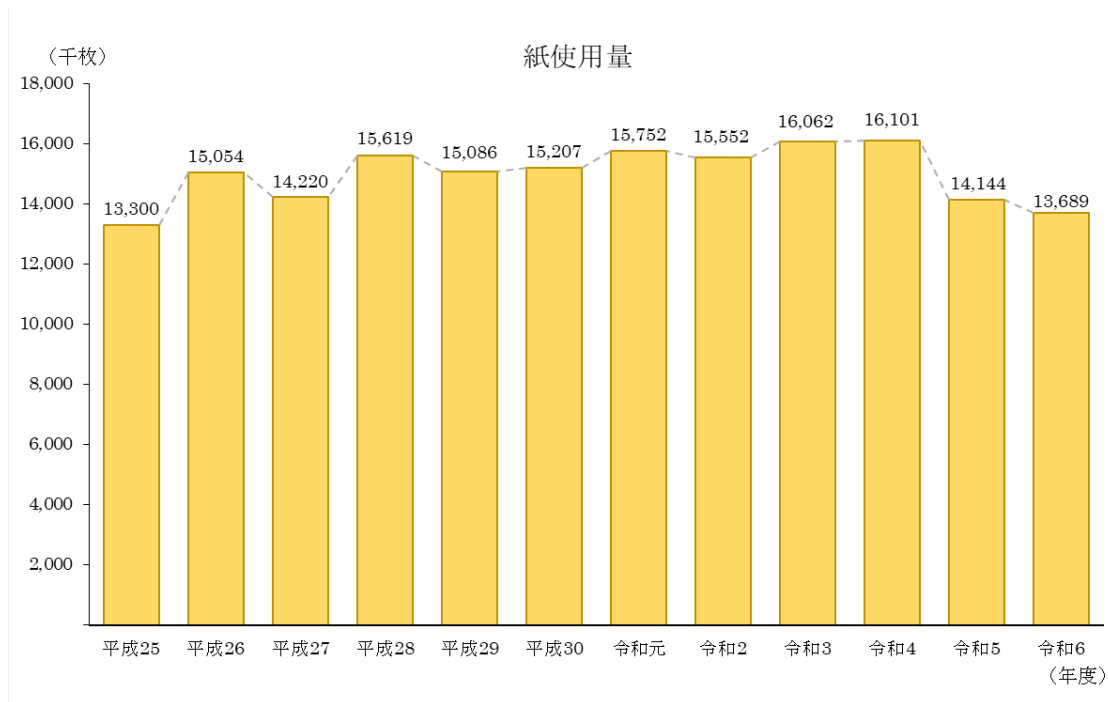


(6) 紙使用量 (単位：枚) 【参考】

施設種別	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
紙使用量 (A4換算)	15,752,154	15,551,730	16,062,441	16,101,344	14,143,615	13,688,504

※ 紙使用量は市全体で管理しているため、総使用量を算出しています。

※ 対象としている用紙はA4、A3、B5、B4用紙ですが、すべてA4用紙に換算して算出しています。



(7) 施設種別の内訳

施設種別	施設名
市民文化系施設	コミュニティセンター、公民館、市民交流センター 市民協働活動センター、公営住宅集会所、文化センター
社会教育系施設	図書館、生涯学習センター、ふるさと学習館、松花堂
スポーツ・レクリエーション施設	男山レクリエーションセンター、やわた流れ橋交流プラザ 市民体育館
学校教育系施設	小学校、中学校、教育支援センター
子育て支援施設	幼稚園、保育園、認定こども園、児童センター、八幡こどもセンター 子ども・子育て支援センター、放課後児童健全育成施設
保健・福祉施設	八寿園、南ヶ丘老人の家、都老人の家、母子健康センター、福祉会館 八幡人権・交流センター、有都交流センター、有都福祉交流センター
行政系施設	庁舎、消防庁舎、消防署東部分署、生活情報センター
公営住宅	該当なし※
医療施設	該当なし※
その他	南ヶ丘浴場、市営駐車場、不法駐輪車撤去集積用地 石清水八幡宮駅自転車駐車場、公園
上水道施設	美濃山浄水場、月夜田受水場、その他水道施設

※ 公営住宅について、個人の生活に伴う部分は対象外となりますので、該当なしとしています。（「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」より）

※ 医療施設について、休日応急診療所は母子健康センターと同一建物であり、使用量を区別することが困難であることから母子健康センターに含むこととし、該当なしとしています。

第2章 公共施設の取組概要

第1節 公共施設での省エネ・再エネ設備導入

1. 環境に配慮した新庁舎

令和4年8月に新庁舎が完成し、令和5年1月に移転しました。

新庁舎では、自然エネルギーの活用や高効率・低負荷の設備を採用しており、環境に配慮した建物となっています。

新庁舎の取組の詳細につきましては、P.22「(2) 環境に配慮した新庁舎」をご覧ください。



八幡市役所 新庁舎

2. リユース太陽光パネル設置実証事業

ゼロカーボンシティと循環型社会の同時実現を目指す施策として、男山公民館にリユース太陽光パネルを設置し、発電量やパネルのコンディションをモニタリングするリユース太陽光パネル設置実証事業を実施しました。

リユース太陽光パネル設置実証事業の詳細につきましては、P.31「(2) リユース太陽光パネル設置実証事業」をご覧ください。



男山公民館に設置しているリユース太陽光パネル

3. 公共施設における太陽光発電システム・蓄電設備の設置状況

令和6年度末において、18施設で設置しています。また、蓄電設備を併設している施設はうち5施設です。

<太陽光発電システム・蓄電設備の設置状況>

No.	設置箇所	発電量	設置年月	蓄電設備 容量	蓄電設備 設置年月
1	四季彩館	10kW	平成14年2月	—	—
		8.1kW	平成24年3月	—	—
2	男山中学校	20kW	平成22年6月	—	—
3	男山第三中学校	20kW	平成22年7月	—	—
4	男山第二中学校	20kW	平成23年2月	—	—
5	男山東中学校	20kW	平成23年2月	—	—
6	昭乗広場	7.5kW	平成24年1月	—	—
7	志水公民館	5.8kW	平成26年3月	7.2kWh	平成26年3月
8	八幡人権・交流センター	10.5kW	平成26年9月	16.9kWh	平成26年8月
9	子ども・子育て支援センター すくすくの杜	20.8kW	平成27年3月	—	—
10	八幡市民図書館	5.7kW	平成27年3月	—	—
11	山柴公民館	5.7kW	平成27年4月	5.0kWh	平成27年4月
12	有都交流センター	6.7kW	平成28年1月	5.0kWh	平成28年1月
13	南ヶ丘児童センター	2.4kW	平成28年2月	—	—
14	川口コミュニティセンター	6.3kW	平成28年3月	8.4kWh	平成28年3月
15	わかたけ保育園	2.4kW	平成29年2月	—	—
16	市役所本庁舎	10kW	令和4年8月	—	—
17	消防署東部分署	6.1kW	令和5年12月		
18	男山公民館	7kW	令和6年2月		

第3章 八幡市環境マネジメントシステム

第1節 環境マネジメントシステムの概要

1. 経過

環境問題は「地球的な視野で考え、足元から行動する」と言われています。私たちにとっての足元は市役所であることから、市役所自らが率先して環境にやさしい取り組みを進め、環境に対して負荷の少ない循環型社会に変えていくために、平成9年度からエコ・オフィス計画の取り組みを進めてきました。さらに平成13年4月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、府下市町村で初めての実行計画として計画の全面改訂を行い、温室効果ガスと廃棄物の削減に向けた取り組みを推進してきました。

平成14年10月から、エコ・オフィス計画や環境基本計画の適切な進行管理や、環境問題に対する職員の意識の高揚を図り、より効果的に環境政策を推進するため、八幡市環境マネジメントシステムを構築し、平成15年4月からLAS-E環境自治体スタンダード規格に基づく環境マネジメントシステムの運用を開始しました。

運用から約7年間取り組んだ結果、市の事務事業における環境負荷軽減に一定の効果を得られ、職員の意識改革ができ、市民への環境配慮の取り組みが広がりました。平成22年度から、市内の多くの事業所や市民に対し、ISO14001等の国際基準に沿った環境配慮の取り組みを広げるための足掛かりとして、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードに変更しました。これまでの成果を維持発展することはもちろん、新たな視点に加えて自主運用を目指す環境マネジメントシステムの運用を行っています。

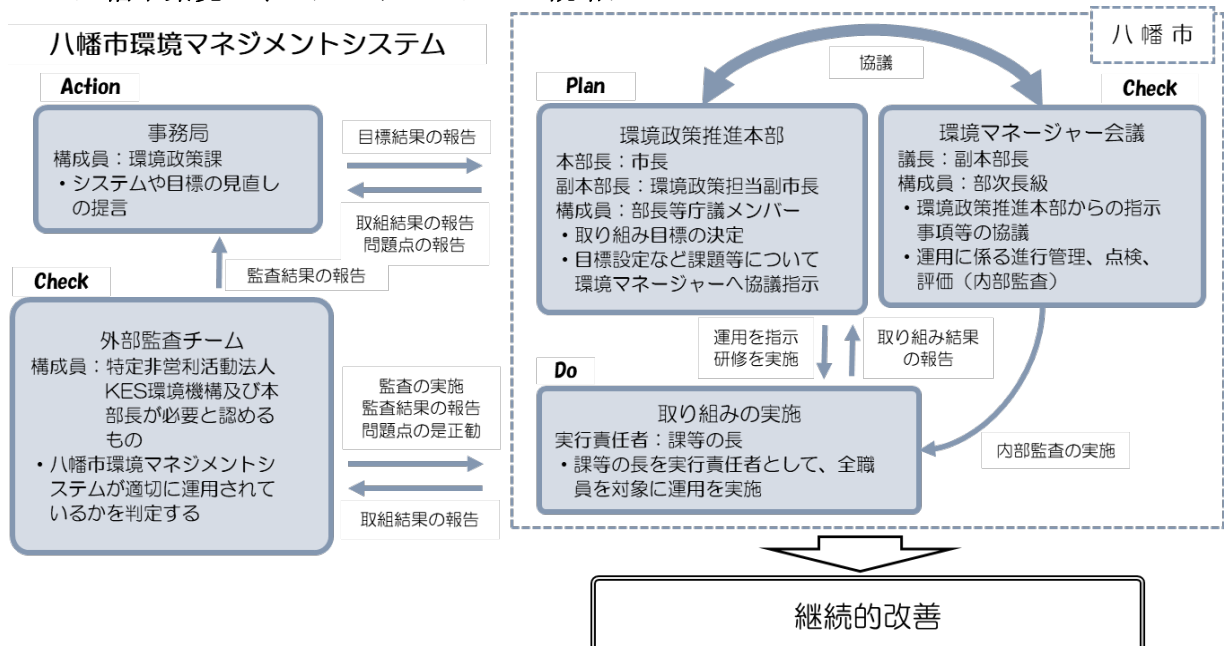
2. 概要

どんな仕事でも「計画を立てて (PLAN)、実行し (DO)、点検・評価し (CHECK)、計画を見直す (ACTION)」という一連の流れ (PDCA サイクル) で取り組まれます。環境マネジメントシステム (Environmental Management System 通称: EMS) は、環境に関するPDCA サイクルのことで、環境保全のための計画を立て、取り組みを実行し、点検・評価し、計画を見直すことをいいます。

本市の環境マネジメントシステムは、特定非営利活動法人「KES 環境機構」の規格で、「環境にやさしい基準」である「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」をベースに運用し、八幡市の望ましい環境像である「人と自然が共生し みんなで創る持続可能なまち」を実現するための進行管理ツールとしています。

本市の取り組みについて平成22年12月15日にKES環境機構が審査を行い、平成23年1月1日にKES・環境マネジメントシステム・スタンダードステップ1の登録をしました。

<八幡市環境マネジメントシステムの概略について>



3. 組織体制

(1) 環境政策推進本部

庁議メンバーで構成する「議決機関」で、本部長は市長、副本部長は環境政策担当副市長があたります。本部長は、八幡市環境マネジメントシステム（EMS）や環境政策についての決定権を有し、推進本部会議の総括をはじめ、環境マネージャー会議に対し、協議等の指示を行い、取り組み目標をはじめ、システム運用に関し必要事項の決定を行います。

- ・本部長：市長
- ・副本部長：環境政策担当副市長
- ・本部長：庁議メンバー
- ・事務局：環境保全担当課

(2) 環境マネージャー

部次長相当の職にある者のうちから市長が指名します。

環境マネージャーは、本部長からの指示による課題等の協議のほか、八幡市環境マネジメントシステム（EMS）運用の点検等、内部監査的な役割も担います。会議の議長は副本部長があたります。

(3) 実行責任者

各課等の長が実行責任者となり、全職員が実行部門の対象となります。実行責任者は、八幡市環境マネジメントシステム（EMS）運用の実務的な責任者として、以下の主な役割と責任があります。

- ・推進本部からの連絡・指示事項について職員等への周知
- ・取り組み目標に係る職員指導
- ・定期的に課内会議等を開催し、職員への環境教育
- ・環境改善計画書兼進捗管理書及び環境負荷実態調査票の実施と報告
- ・その他、システムの運用にあたり必要な事務

(4) 中学生・市民監査

八幡市環境マネジメントシステム（EMS）の点検・評価を行うため、年1回、中学生・市民監査を実施しています。市職員の環境に対する意識の向上を図るとともに、参加した中学生と市民の方に、市の環境に配慮した取組を知ってもらい、学校や家庭においても環境にやさしい取組を意識して実践してもらうことも狙いとしています。

(5) 外部監査

特定非営利活動法人 KES 環境機構及び本部長が必要と認める者で構成する組織です。監査員は、KES 環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ1）による、八幡市環境マネジメントシステムマニュアル（施設管理責任者用）に適合しているか、有効に運用されているかを監査し、判定の結果（監査結果）を取りまとめて本部長に報告します。

第2節 環境マネジメントシステムの運用

1. KES 環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ1）

【環境マネジメントシステムマニュアル（第10版）（施設管理責任者用）】

(1) 適用範囲

市が行うすべての活動及び行政サービスに適用する。KES 審査対象施設（各施設の施設管理責任者）は P.71 第3節「1. 【資料】KES 審査対象施設（各施設の施設管理責任者）」に示す。なお、対象施設に常駐する委託業者及び公共施設利用者には、市の職員に準じた環境教育・周知・活動を実行要請する。

(2) 計画（PLAN）

①環境影響項目及び環境活動項目

市の事務・事業により環境に影響を及ぼす項目またはその可能性のある項目（環境影響項目及び環境活動項目）の中で、環境に著しい影響をおよぼすと考えられるもの又はその可能性のある項目（著しい環境影響項目及び重要環境活動項目）を特定するため、環境影響評価を行い、特定された著しい環境影響項目及び重要環境活動項目は、環境改善目標の設定時に確実に考慮することにより、継続的改善に結びつける。

<著しい環境影響項目及び重要環境活動項目>

環境管理重点 テーマ	著しい環境影響項目及び 重要環境活動項目	主な設備・取組等
脱炭素の推進	電気	冷暖房機、照明、機械設備
	ガス	冷暖房機、給湯器、コンロ
	燃料（ガソリン、軽油、灯油）	公用車、エコドライブ、暖房器具等
省資源、資源 循環の推進	水	トイレ、給湯、プール、散水
	紙	コピー機（コピー用紙）、冊子、電子化
	一般廃棄物	廃棄物の削減（燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック容器等）、リユース、リサイクル、食品ロス対策
環境啓発活動 の実施	環境活動	ごみゼロ活動、施設周辺美化活動、壁面・屋上緑化、草木の水やり、打ち水、自然観察会、地産地消
	環境啓発	環境関連情報の発信、環境イベントの開催、施設利用者や工事請負業者への啓発
	環境学習	環境に関する講座、授業等

②環境改善目標及び改善計画

環境方針を具体化し環境改善活動を継続的に向上させるために、環境改善目標を設定し、環境改善計画書を作成する。

1) 環境改善目標

中長期の環境改善目標並びに単年度の環境改善目標は、環境管理責任者（環境政策担当部長）が環境方針と整合させ、可能な限り数値化し、数値化できない場合でも到達点を明確にすると共に、次の事項を考慮したうえで立案し設定する。

ア 法的及びその他の要求事項の順守

イ 環境に著しい影響を及ぼす項目

ウ 汚染の予防及び環境保護に関する約束

環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護などを含む

エ 技術的、経済的制約に基づく実現の可能性

オ 施設の業務に関係する者が必要とするもの、また要求事項等

カ 環境改善目標の課題や活動の進め方、活動の影響が及ぶ範囲

なお、環境改善目標については、第4次八幡市エコ・オフィス計画に示す数値とする。

2) 環境改善計画

施設管理責任者は、当年度の環境改善目標及び具体的施策を達成するため、「環境改

善計画書兼進捗管理書」を作成して進捗を管理する。なお、環境改善計画書には以下の内容を含むものとする。

- ア 目標を達成するための進捗を管理する施設管理責任者の明示
- イ 目標を達成するための具体的施策と日程を示す
- ウ 目標に対する実績が確認できる

(3) 実行 (DO)

環境方針、環境改善目標及び改善計画を達成するための活動を実行する。なお、活動内容については、環境に配慮した取組ガイド（職員用）に示す。

(4) 点検 (CHECK)

環境活動の有効性を保証するために、以下の確認、順守評価、修正と予防を実行する。

①確認

施設管理責任者は「環境改善計画書兼進捗管理書」において月次で適合性評価基準により適合性を評価し、記録する。

②順守評価

適用を受ける法的及びその他の要求事項への順守状況を定期的に評価するために、業務点検を実行し、「法的及びその他の要求事項チェック表」に記載し、記録する。

③修正と予防

環境マネジメントシステムの不適合、環境改善計画に係わる不適合及び法規制に係わる不適合の取扱いについては、不適合発生の場合もしくは不適合の発生を予測した場合の修正・予防処置を以下により行う。

1) 環境マネジメントシステム上の不適合及び法規制に係わる不適合

審査機関による審査、順守評価及び最高責任者による評価等により不適合が発生した場合、直ちに修正処置を講ずる。

2) 環境改善計画に係わる不適合

環境改善計画の進捗状況において、実績値が目標値の 90%に満たない場合は「不適合」とし、直ちに原因を調査し、修正処置を講ずる。修正処置の内容は環境改善計画書兼進捗管理書の総評欄に記録する。

90%以上 100%未満の「やや不足」が 2 ヶ月連続した場合は、予防処置として環境改善計画の見直しを検討する。見直しを実施した場合は環境改善計画書兼進捗管理書の総評欄に記録する。

(5) 見直し (ACTION)

最高責任者（市長）は、定期的に環境マネジメントシステム全体を見直す。これにより継続的な改善活動を行うのに適切で、妥当で、かつ有効であることを評価する。

この具体的な手続きは以下のとおりとする。

①評価

最高責任者は環境マネジメントシステムが KES・ステップ 1 の要求事項に対して、継続的に適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするため、年に 1 回評価を実行する。

②評価結果の記録

最高責任者は、評価結果に基づき環境方針・環境改善目標・環境マネジメントシステムのその他の活動に関して見直しを行う必要がある場合は、その内容を明確にして「最高責任者評価記録」としてまとめ、環境管理責任者に配付するとともに、あらゆる決定及び処置を指示する。

③改善と変更

環境管理責任者は、「最高責任者評価記録」に基づき、修正改善及び変更の処置をとる。

環境方針（環境改善への決意）

制定日 平成22年8月16日

改訂日 令和6年4月1日

基本理念

八幡市では平成13年10月に「人と自然が共生する環境にやさしいまち」を望ましい環境像とする「八幡市環境基本計画」を策定し、平成14年4月に、市民・事業者・行政が協働して行動する決意の表明として、八幡市を環境自治体とする「環境自治体宣言」を行いました。

私たち一人ひとりが、環境に配慮した取組を進め、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、市民・事業者・行政が協力し「人にやさしい 環境にやさしいまち」の実現をめざします。

方 針

八幡市は、全ての事務及び事業における環境影響を低減するとともに、次の方針に基づき環境マネジメントシステムを運用して環境保全に努めます。

職員一人ひとりが環境に対する意識を高め、環境に配慮した行政サービスの向上に努めます。

- 1 八幡市は、事務・事業に係る環境影響を常に認識し、環境汚染の予防及び環境保護を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。

なお環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護などを含みます。

- 2 八幡市は、事務・事業に係る環境関係法規、条例、規則及びその他の要求事項を順守します。

- 3 八幡市は、事務・事業に係る環境影響のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組みます。

- (1) 脱炭素の推進
- (2) 省資源、資源循環の推進
- (3) 環境啓発活動の実施

上記の方針を達成するために、環境改善目標を設定し、定期的に見直し環境マネジメント活動を推進します。

八幡市長 川田 翔子

2. 八幡市環境マネジメントシステムの運用について

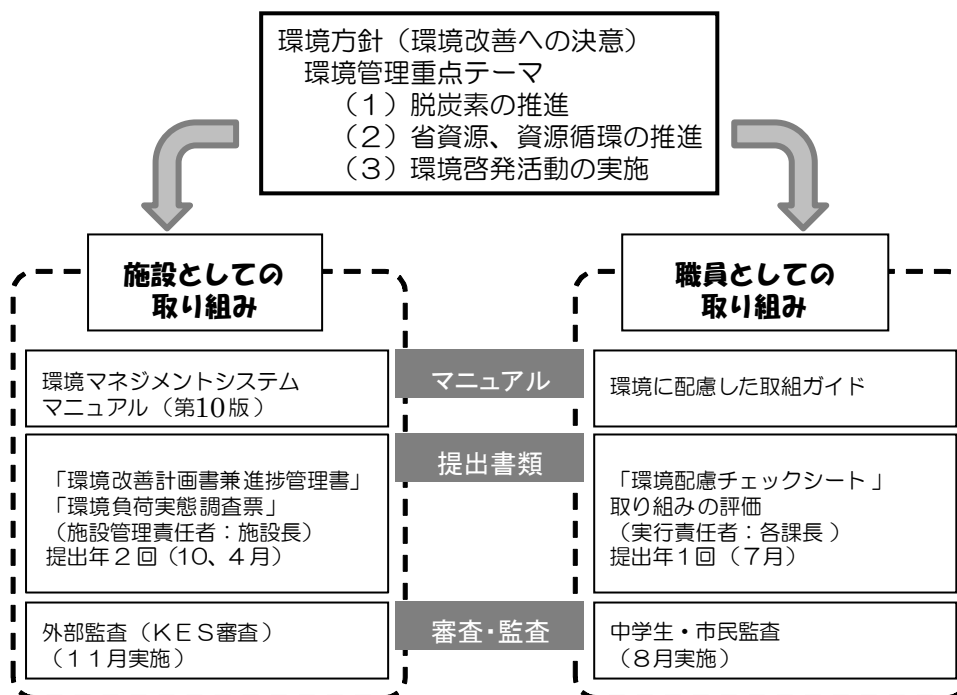
【環境に配慮した取組ガイド（職員用）】

八幡市では、平成27年度から、KES 審査対象施設以外について「環境に配慮した取組ガイド（職員用）」を作成し、日常の業務での環境配慮の行動を実践しています。

- ①適応範囲：全職員
- ②計画：市の環境方針（環境改善への決意）の環境管理重点テーマとして取り組みます。
 - (1) 脱炭素の推進
 - (2) 省資源、資源循環の推進
 - (3) 環境啓発活動の実施
- ③実行：「環境に配慮した取組ガイド（職員用）」の実施の徹底
- ④点検：「環境配慮チェックシート」による取り組みの評価（各課長）年1回実施。
「中学生・市民監査」年1回実施。
- ⑤見直し：取組の評価及び中学生・市民監査の監査結果に基づき、各課で取組の見直しを行う。

* 「2. 【資料】環境に配慮した取組ガイド」

＜八幡市環境マネジメントシステム取り組みの流れ＞



第3節 環境マネジメントシステムに係る資料

1. 【資料】 KES 審査対象施設（各施設の施設管理責任者）

番号	施設名	施設管理責任者
1	本庁舎（分庁舎、別館、第二分庁舎含む）	総務課長
2	消防本部（消防署東部分署除く）	消防総務課長
3	消防署東部分署	分署長
4	有都交流センター	館長
5	八幡人権・交流センター	
6	竹園児童センター	
7	橋本児童センター	
8	指月児童センター（子育て支援センター含む）	
9	南ヶ丘児童センター（南ヶ丘教育集会所含む）	
10	志水公民館	
11	山柴公民館	
12	橋本公民館	
13	男山公民館（男山児童センター含む）	
14	川口コミュニティセンター	
15	生涯学習センター（男山図書館含む）	
16	八幡市民図書館	
17	有都福祉交流センター	
18	南ヶ丘老人の家	高齢介護課長
19	生活情報センター	所長
20	子ども・子育て支援センターすくすくの杜	
21	教育支援センター	
22	美濃山浄水場	場長
23	やわたこども園	園長
24	南ヶ丘保育園	
25	南ヶ丘第二保育園	
26	有都こども園	
27	わかたけ保育園	
28	さくら幼稚園	
29	橋本幼稚園	
30	八幡小学校	校長
31	くすのき小学校	
32	さくら小学校	
33	橋本小学校	
34	有都小学校	
35	中央小学校	
36	南山小学校	
37	美濃山小学校（美濃山コミュニティセンター含む）	
38	男山中学校	
39	男山第二中学校	
40	男山第三中学校	
41	男山東中学校	

環境に配慮した取組ガイド



市が行うすべての事務・事業については、常に環境へ大きな負荷を与えていることを、職員一人ひとりが常に認識し、環境に配慮した行動を率先して取り組む必要があります。

このガイドは、職員が取り組むべき環境に配慮した行動についてまとめたものです。このガイドを身近に置いて、日常の業務での、環境配慮の行動の参考にしてください。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

環境に配慮した行動は SDGs のゴールの達成に貢献する取組です。

令和 5 年 4 月 1 日改訂

八 幡 市

環境管理重点テーマ

八幡市では以下の環境管理重点テーマを設定しています。

- ① 脱炭素の推進
- ② 省資源、資源循環の推進
- ③ 環境啓発活動の実施

この3つのテーマの具体的な取組項目を以下に示しましたので、日常業務を行ううえで、常に意識するようにしましょう。

取組項目

脱炭素の推進	1	始業前や昼休み中、来庁者がある場合や業務を行っている場合を除き消灯する。
	2	更衣室、会議室、トイレ等使用していない場所は消灯する。
	3	勤務時間外等に業務を行う場合は、必要最小限の照明にする。
	4	ノー残業デーの毎週月・水曜日は、定時に業務を終了する。
	5	支障の出ない範囲で電源を切断するなど、電子機器の待機電力の削減を図る。
	6	スリープモード・省エネモードの設定など、電子機器の電力削減に努める。
	7	空調の温度は、夏季は28℃以上、冬季は20℃以下を目安に設定する。
	8	窓の開閉、カーテンやブラインドの活用等により、室温を適正に管理する。
	9	エレベーターを使用するときは、健康増進の観点からも、無理のない範囲で階段を利用する。(2アップ3ダウン運動※)
	10	クールビズ及びウォームビズを励行する。
	11	電気のスイッチは一か所ずつ適切に操作を行い、不必要な電気は消す。
	12	ガスコンロ、湯沸かし器を効率的に使用し、使用後は栓締めを徹底する。
	13	灯油を使用する暖房器具は、状況に応じてこまめに温度設定を行い、効率のよい配置を行う。
	14	公用車のエコドライブを励行する。
	15	出張等は、できる限り公共交通機関を利用する。

16	近距離の移動は徒歩・自転車を積極的に利用する。
17	施設の機器や設備の更新の際には、省エネルギーや再生可能エネルギー型の導入を進める。

※「2アップ3ダウン運動」とは、エレベーターを使用する際に、2階上がったたり(=2アップ)、3階下りたり(=3ダウン)する程度であれば、エレベーターではなく階段を利用することによってビルの電力の削減を目指すもの。

省資源、資源循環の推進	1	流しや洗面では、こまめに蛇口をしめるなど、節水に努める。
	2	庁内LANや電子メールでの文章の電子化に努め、ペーパーレスに努める。
	3	印刷やコピーをする場合は、可能な限り両面使用する。
	4	資料の簡略化や共有化に努める。
	5	ファイルボックスやフォルダー、封筒などの再利用に努める。
	6	会議資料は必要最小限の部数とし、プロジェクターなどを活用し、ペーパーレス化に努める。
	7	ミスプリントの削減に努め、ミスプリントした用紙は、メモ用紙等として再利用する。
	8	コピー機を使用する際は、枚数や拡大・縮小等の設定を確認し、ミスコピーを防ぐ。また、使用後は必ずリセットする。
	9	必要な印刷部数把握に努め、余分な印刷を削減する。
	10	ごみの分別を徹底する。
	11	名刺サイズ以上の紙等は、古紙回収に出す。
	12	機密文書は、シュレッダーを使用せず機密文書用回収ボックスを利用する。
	13	事務用品等の長期使用及び再利用に努める。
	14	プラマークの入ったごみは、汚れのひどいものを除き、洗ってリサイクルする。
	15	会議等で、紙コップ等の使い捨て容器の使用は控える。
	16	マイバック、マイボトル等を持参し、プラスチック製品のごみ削減に努める。

	17	市が実施する公共工事では、廃棄物の再資源化、再生資源の利用に努める。
環境啓発活動の実施	1	移動する際のCO2排出量削減のため、オンライン会議の活用を推進する。
	2	徒歩、自転車、公共交通機関を利用した通勤方法を検討する。
	3	施設利用者に対し、節電などの環境に配慮した利用を啓発する。
	4	フードマイレージの削減や廃棄物の削減のため、地産地消や食品ロス対策を啓発する。
	5	施設周辺の清掃活動や地域の清掃活動に積極的に参加する。
	6	グリーンカーテンづくりなど施設の壁面緑化や農作物、草木の育成を推進する
	7	身の回りの整理整頓を行い、効率よく業務を行う。
	8	市が行う「まちかどのごみ」ゼロの日に参加する。
	9	環境に対する情報を常にチェックし、知識を得るよう努力する。
	10	環境に関する研修やイベント等に積極的に参加する。
	11	職場での会議や朝礼等において、環境に配慮した取組ガイドの内容について定期的に確認する。
	12	市民や市内業者、工事請負事業者等に対しても、環境配慮の取り組みへの理解を呼びかける。
	13	クールチョイス（COOL CHOICE）※の取組を実践、啓発する。
	14	打ち水を実践し、地球温暖化防止と節水意識の普及・啓発に努める。
	15	自然観察会の開催や参加など、自然とふれあう機会を創出する。



※「クールチョイス（COOL CHOICE）」とは CO₂ などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしようという取組のこと。

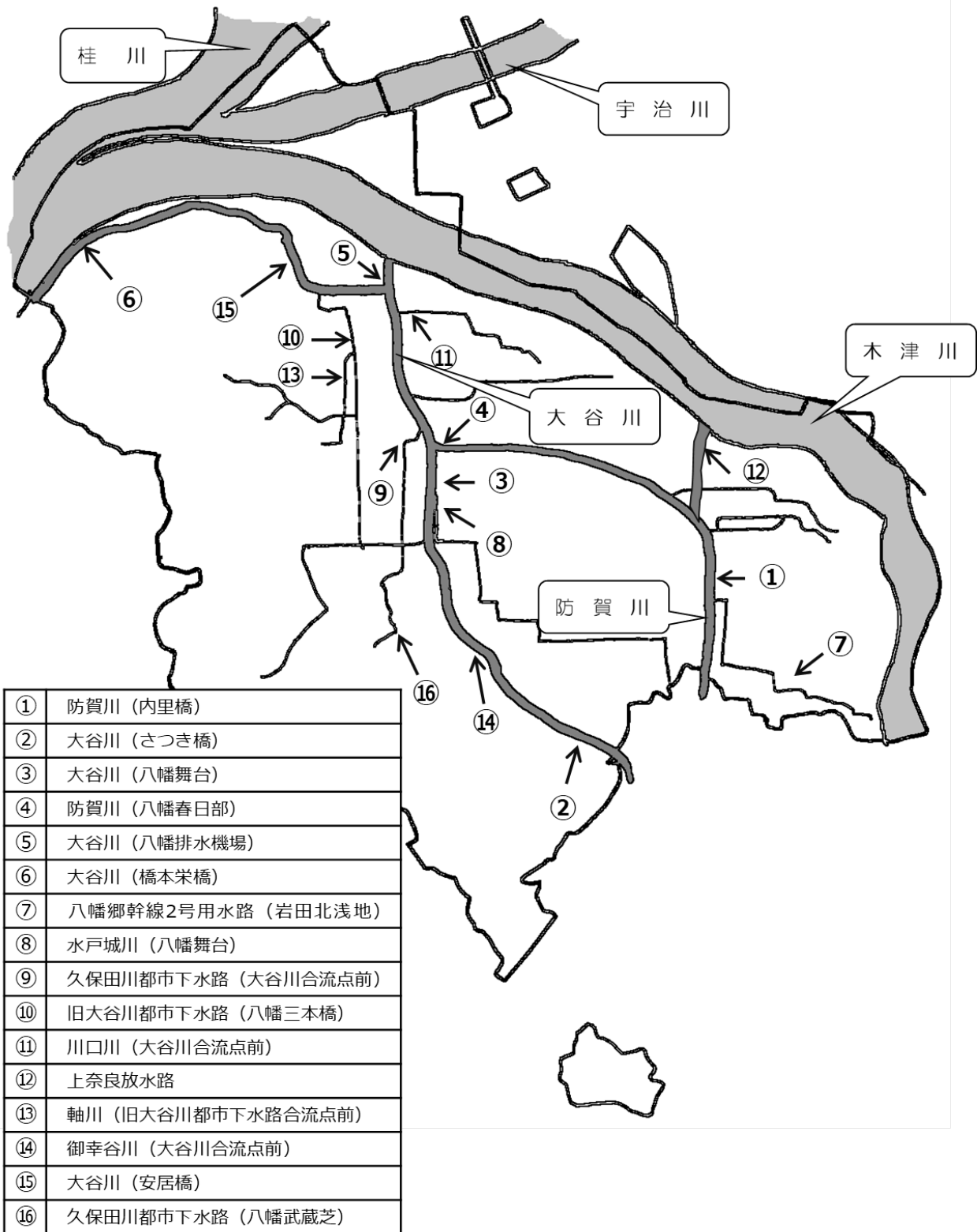
資料編

1. 市内河川水質の現状
2. 大気質の環境基準と調査結果
3. 騒音・振動の環境基準等と測定結果
4. 騒音・振動・悪臭の規制基準と届出状況
5. その他の環境に配慮した取組
6. CO₂排出量の算定方法
7. 用語解説

1. 市内河川水質の現状

本市では、市内河川等の水質汚濁状況を把握するため、市内 16 箇所において年 4 回水質調査を実施しています。各測定地点の位置は資料図 1-1、調査結果は資料表 1-2 のとおりです。

資料図1-1 八幡市内主要河川図（水質調査採水場所）



(1) 大谷川

京田辺市松井の手水ヶ谷・口大谷を源流とする淀川の支流として、八幡市の中央部を南北に流れている一級河川です。京田辺市との境界である市南部から市中央部にかけて、防賀川及び水戸城川と合流することにより水量が多くなり、八幡排水機場付近で流れを西に変え、淀川と合流しています。市では5地点で年4回測定しています（資料表1-1 ②③⑤⑥⑬）。

令和6年度の測定の結果としては、pH に関して1回、環境基準の超過が見られました。

(2) 防賀川

京田辺市興戸地区西部を源流とし、八幡市の東部から中央部にかけて流れ、大谷川右岸に合流する一級河川です。水量は多く流れはゆるやかで、京田辺市内では天井川として知られていません。市では2地点で年4回測定しています。（資料表1-1 ①④）

令和6年度の結果としては、環境基準の超過がみられませんでした。

(3) その他河川

大谷川、防賀川を除く市内を流れる大小の河川については、9地点で年4回測定しています（資料表1-1 ⑦～⑭⑯）。基本的に流水量が少ないため、大谷川や防賀川と比較して水質が悪化しやすい傾向にあります。

令和6年度の結果としては、pHに関して3回、BODに関して1回、SSに関して1回、大腸菌数に関して1回、環境基準の超過が見られました。

**みんなが食べている食品をそのまま流すと
BODが高くなり、水質汚濁につながるのじゃ。
少量たりともそのまま流してはいかんよ!!**



食品に含まれる BOD (生物化学的酸素要求量)	
みそ汁	22,000～26,000mg/l
米のとぎ汁	1,200～3,200mg/l
日本酒	150,000～200,000mg/l
ラーメンの汁	20,000mg/l
牛乳	10,000mg/l

BOD (生物化学的酸素要求量)
・・・水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川においては、この指標により環境基準が設定されています。数値が高いほど汚濁が進んでいることを示しています。なお、単位はmg/l (ppmと同じ) で表します。

pH (水素イオン濃度指数)
・・・物質の酸性、アルカリ性の度合いを示しています。pH=7 の場合は中性と呼ばれ、これより小さいと酸性が強く、高いとアルカリ性が強いとされています。

資料表1-2 市内河川水質測定経年度変化表

①防賀川（内里橋）

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/ℓ)	溶存酸素量 DO (mg/ℓ)	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 n-Hex (mg/ℓ)	<~R4年度> 大腸菌群数 Coli (MPN/100ml) <R5年度~> 大腸菌数 Coli (CFU/100ml)
H29.5.30	8.9	6.0	10.0	1.7	<0.5	3.3×10 ⁴
H29.8.30	8.2	2.0	9.2	1.3	<0.5	4.9×10 ⁴
H29.11.21	8.0	3.0	11.0	1.0	<0.5	1.3×10 ⁴
H30.2.27	9.1	4.0	13.0	2.4	<0.5	1.3×10 ³
H30.5.31	7.4	3.0	6.5	1.9	0.5	7.0×10 ³
H30.8.4	7.2	1.0	6.4	3.3	<0.5	4.9×10 ³
H30.11.10	7.2	1.0	8.6	1.6	<0.5	7.0×10 ²
H31.2.2	7.7	4.0	12.0	1.8	<0.5	49
R1.5.24	7.4	<1.0	9.8	2.1	<0.5	2.2×10 ³
R1.8.24	7.1	1.0	6.1	1.6	0.5	1.7×10 ⁴
R1.11.9	7.5	2.0	11.0	1.4	<0.5	4.9×10 ²
R2.2.1	7.5	4.0	11.0	1.1	<0.5	4.6×10 ²
R2.5.26	7.7	2.0	4.7	1.5	0.5	7.0×10 ³
R2.8.1	7.1	1.0	6.7	1.7	<0.5	1.4×10 ⁴
R2.11.24	8.7	4.0	10.0	1.4	<0.5	49
R3.2.6	7.7	2.0	11.0	1.3	<0.5	70
R3.5.14	7.6	<1.0	9.0	1.4	<0.5	1.7×10 ³
R3.8.7	7.3	<1.0	8.4	1.9	<0.5	2.4×10 ³
R3.11.12	7.3	6.0	9.5	2.9	<0.5	4.9×10 ²
R4.2.16	8.3	4.0	12.0	2.5	<0.5	2.8×10 ²
R4.5.30	7.7	3.0	9.6	0.9	<0.5	7000
R4.8.20	7.3	2.0	6.6	1.1	0.6	1300
R4.11.2	7.3	2.0	9.5	1.9	<0.5	790
R5.2.13	7.4	<1.0	6.2	3.3	<0.5	220
R5.5.26	8.4	1.0	10.0	1.3	0.6	19
R5.8.26	7.4	<1.0	8.6	1.6	<0.5	64
R5.11.22	7.9	1.0	10.0	1.8	<0.5	610
R6.2.19	7.9	<1.0	6.9	1.7	<0.5	63
R6.5.30	7.9	4.0	8.7	1.7	0.6	95
R6.8.19	7.4	<1.0	7.7	1.8	0.8	37
R6.11.8	7.8	1.0	10.0	2.0	0.6	59
R7.2.21	8.0	4.0	13.0	1.1	<0.5	84

②大谷川（さつき橋）

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/ℓ)	溶存酸素量 DO (mg/ℓ)	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 n-Hex (mg/ℓ)	<~R4年度> 大腸菌群数 Coli (MPN/100ml) <R5年度~> 大腸菌群数 Coli (CFU/100ml)
H29.5.30	8.3	2.0	11.0	1.2	<0.5	9.4×10 ³
H29.8.30	8.2	3.0	9.3	<0.5	<0.5	4.9×10 ⁴
H29.11.21	8.3	1.0	13.0	0.5	<0.5	2.3×10 ³
H30.2.27	8.2	1.0	13.0	1.0	<0.5	3.3×10 ²
H30.5.31	7.4	1.0	7.3	1.3	<0.5	7.0×10 ²
H30.8.4	7.6	1.0	7.4	1.8	<0.5	4.6×10 ²
H30.11.10	7.4	1.0	8.9	0.9	<0.5	1.3×10 ²
H31.2.2	7.6	3.0	10.0	1.7	<0.5	4.0
R1.5.24	7.9	<1.0	8.5	0.8	<0.5	1.7×10 ³
R1.8.24	7.7	3.0	7.5	1.4	1.0	7.9×10 ³
R1.11.9	7.9	1.0	10.0	1.7	<0.5	7.8
R2.2.1	7.9	1.0	12.0	0.7	<0.5	2.0
R2.5.26	8.2	<1.0	8.8	1.3	<0.5	<1.8
R2.8.1	7.8	1.0	7.8	1.2	0.5	1.4×10 ³
R2.11.24	7.6	<1.0	9.8	1.4	<0.5	70
R3.2.6	7.5	1.0	11.0	1.3	<0.5	2.1×10 ²
R3.5.14	7.8	<1.0	9.7	1.4	<0.5	7.9×10 ²
R3.8.7	7.5	<1.0	7.6	1.7	<0.5	2.3×10 ²
R3.11.12	7.3	3.0	10.0	2.0	<0.5	2.6×10 ²
R4.2.16	7.6	2.0	11.0	2.3	0.6	1.7×10 ²
R4.5.30	7.9	<1.0	7.1	0.5	0.8	700
R4.8.20	7.8	<1.0	8.0	1.3	0.5	1100
R4.11.2	7.5	1.0	8.4	1.9	<0.5	1700
R5.2.13	7.8	5.0	6.6	2.3	0.9	230
R5.5.26	7.7	1.0	9.4	0.9	0.5	210
R5.8.26	7.2	<1.0	7.8	1.3	<0.5	2900
R5.11.22	7.7	<1.0	11.0	1.5	<0.5	15
R6.2.19	7.6	<1.0	5.0	2.1	0.8	10
R6.5.30	7.9	<1.0	9.1	1.2	<0.5	130
R6.8.19	7.6	<1.0	7.5	1.2	<0.5	18
R6.11.8	7.8	<1.0	10.0	1.5	<0.5	42
R7.2.21	7.6	2.0	11.0	1.0	<0.5	12

③大谷川（八幡舞台）

採水 年月日	調査 項目 水素イオン 濃度 pH	浮遊物質 量 SS (mg/ℓ)	溶存酸素 量 DO (mg/ℓ)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/ℓ)	<~R4年度> 大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
						<R5年度~> 大腸菌数 Coli (CFU/100ml)
H29.5.30	7.7	5.0	6.0	1.3	<0.5	1.7×10 ⁴
H29.8.30	7.8	10.0	6.2	1.2	<0.5	7.9×10 ⁴
H29.11.21	7.8	1.0	11.0	<0.5	<0.5	7.9×10 ³
H30.2.27	7.8	2.0	10.0	6.2	<0.5	1.7×10 ³
H30.5.31	7.4	2.0	5.8	1.6	<0.5	3.3×10 ³
H30.8.4	8.1	1.0	4.8	2.0	0.5	7.9×10 ²
H30.11.10	7.2	2.0	7.4	1.2	<0.5	3.3×10 ³
H31.2.2	7.5	3.0	10.0	2.3	0.5	1.7×10 ²
R1.5.24	7.6	<1.0	6.2	0.5	<0.5	1.3×10 ³
R1.8.24	7.5	5.0	6.8	1.1	<0.5	3.3×10 ³
R1.11.9	7.9	1.0	8.8	1.1	<0.5	1.3×10 ³
R2.2.1	7.5	1.0	9.6	4.4	<0.5	3.3×10 ²
R2.5.26	7.6	2.0	3.5	1.4	<0.5	1.4×10 ³
R2.8.1	6.9	2.0	6.3	2.0	0.6	2.4×10 ⁴
R2.11.24	7.4	2.0	7.7	1.2	<0.5	2.2×10 ²
R3.2.6	7.3	2.0	8.8	5.2	<0.5	2.2×10 ²
R3.5.14	7.2	<1.0	6.8	1.4	<0.5	7.9×10 ²
R3.8.7	7.6	1.0	6.7	1.6	<0.5	1.7×10 ²
R3.11.12	7.3	4.0	9.7	1.8	0.6	3.3×10 ²
R4.2.16	7.4	7.0	9.6	5.9	0.5	2.2×10 ²
R4.5.30	7.3	1.0	3.9	0.7	<0.5	790
R4.8.20	7.5	<1.0	6.4	1.1	<0.5	4900
R4.11.2	7.0	1.0	8.0	2.3	<0.5	1700
R5.2.13	7.4	<1.0	6.8	7.5	0.9	3300
R5.5.26	7.5	<1.0	7.7	0.8	<0.5	120
R5.8.26	7.3	<1.0	6.7	1.3	<0.5	51
R5.11.22	7.5	1.0	9.8	1.5	<0.5	110
R6.2.19	7.3	<1.0	4.4	1.8	<0.5	92
R6.5.30	8.9	4.0	13.0	1.6	0.5	31
R6.8.19	7.6	1.0	7.7	1.5	1.0	34
R6.11.8	8.0	<1.0	12.0	1.5	<0.5	42
R7.2.21	7.5	3.0	11.0	1.3	<0.5	4

④防賀川（八幡春日部）

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/ℓ)	溶存酸素量 DO (mg/ℓ)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/ℓ)	<~R4年度> 大腸菌群数 Coli (MPN/100mℓ)
						<R5年度~> 大腸菌数 Coli (CFU/100mℓ)
H29.5.30	7.6	16.0	5.5	2.1	<0.5	2.3×10 ⁴
H29.8.30	7.4	7.0	8.5	1.0	<0.5	7.9×10 ⁴
H29.11.21	7.8	4.0	13.0	1.1	<0.5	7.9×10 ³
H30.2.27	8.2	20.0	10.0	2.4	<0.5	7.9×10 ³
H30.5.31	7.3	2.0	5.3	1.9	<0.5	7.9×10 ³
H30.8.4	7.1	1.0	6.6	1.9	<0.5	2.3×10 ³
H30.11.10	7.1	3.0	7.7	1.3	<0.5	4.9×10 ³
H31.2.2	7.6	2.0	8.8	1.9	<0.5	1.7×10 ²
R1.5.24	7.6	<1.0	7.2	1.6	<0.5	2.3×10 ⁴
R1.8.24	7.1	<1.0	6.4	1.7	0.5	2.2×10 ³
R1.11.9	7.8	1.0	9.3	1.3	<0.5	3.3×10 ²
R2.2.1	7.7	2.0	11.0	1.4	<0.5	1.1×10 ²
R2.5.26	7.5	2.0	4.2	1.2	<0.5	7.0×10 ³
R2.8.1	7.1	1.0	6.8	1.6	0.6	1.3×10 ⁴
R2.11.24	7.3	1.0	9.3	1.1	<0.5	1.3×10 ³
R3.2.6	7.5	2.0	10.0	3.5	<0.5	70
R3.5.14	7.2	<1.0	7.7	1.9	<0.5	7.9×10 ³
R3.8.7	7.1	1.0	7.2	1.4	<0.5	1.3×10 ³
R3.11.12	7.3	5.0	9.7	2.1	<0.5	4.9×10 ²
R4.2.16	8.7	4.0	12.0	3.6	0.5	49
R4.5.30	7.7	3.0	7.7	0.7	<0.5	1700
R4.8.20	7.2	<1.0	6.0	1.2	<0.5	3300
R4.11.2	7.3	1.0	9.0	1.4	<0.5	1300
R5.2.13	7.4	1.0	5.6	2.6	0.8	110
R5.5.26	7.4	<1.0	7.2	1.2	<0.5	49
R5.8.26	7.1	<1.0	8.6	1.3	<0.5	46
R5.11.22	7.6	2.0	10.0	1.4	<0.5	86
R6.2.19	7.5	<1.0	5.4	1.9	<0.5	110
R6.5.30	7.9	4.0	10.0	1.8	0.8	66
R6.8.19	7.1	2.0	7.0	1.2	<0.5	65
R6.11.8	7.6	<1.0	9.6	1.2	<0.5	50
R7.2.21	8.5	4.0	13.0	1.5	<0.5	4

⑤大谷川（八幡排水機場）

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質質量 SS (mg/ℓ)	溶存酸素量 DO (mg/ℓ)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/ℓ)	<~R4年度> 大腸菌群数 Coli (MPN/100mℓ)
						<R5年度~> 大腸菌群数 Coli (CFU/100mℓ)
H29.5.30	9.3	6.0	20.0	3.6	<0.5	7.9×10 ⁴
H29.8.30	7.4	6.0	8.2	1.0	<0.5	1.3×10 ⁴
H29.11.21	7.5	5.0	11.0	2.1	<0.5	7.9×10 ³
H30.2.27	8.3	8.0	14.0	3.9	<0.5	2.1×10 ³
H30.5.31	7.2	2.0	5.2	2.0	<0.5	3.3×10 ²
H30.8.4	7.1	2.0	6.9	1.5	0.5	7.9×10 ²
H30.11.10	7.2	3.0	8.0	1.2	0.7	2.3×10 ³
H31.2.2	7.5	4.0	10.0	2.1	<0.5	4.9×10 ²
R1.5.24	8.1	<1.0	10.0	0.8	<0.5	4.9×10 ²
R1.8.24	7.1	1.0	6.7	1.1	<0.5	1.7×10 ³
R1.11.9	7.9	2.0	10.0	0.6	<0.5	1.3×10 ³
R2.2.1	7.7	2.0	11.0	1.7	<0.5	4.9×10 ²
R2.5.26	8.5	2.0	7.1	2.0	0.6	7.9×10 ²
R2.8.1	7.2	2.0	7.0	1.5	0.5	7.9×10 ³
R2.11.24	7.4	4.0	10.0	1.3	<0.5	2.6×10 ²
R3.2.6	7.5	4.0	10.0	2.9	<0.5	3.3×10 ²
R3.5.14	7.5	1.0	9.7	1.2	<0.5	7.9×10 ²
R3.8.7	7.3	1.0	8.0	1.7	<0.5	7.9×10 ²
R3.11.12	7.3	2.0	9.7	1.5	<0.5	2.2×10 ²
R4.2.16	7.8	10.0	11.0	4.2	0.7	1.3×10 ²
R4.5.30	8.3	2.0	8.0	0.8	0.5	1300
R4.8.20	7.4	<1.0	6.2	0.9	<0.5	1700
R4.11.2	7.4	2.0	8.8	2.4	<0.5	1700
R5.2.13	7.3	<1.0	5.3	3.9	1.0	3300
R5.5.26	7.5	<1.0	9.6	1.0	0.5	44
R5.8.26	7.2	<1.0	7.3	1.4	<0.5	170
R5.11.22	7.6	1.0	10.0	1.8	<0.5	78
R6.2.19	7.4	<1.0	5.3	2.4	<0.5	310
R6.5.30	7.5	2.0	8.4	1.6	0.5	140
R6.8.19	7.2	1.0	7.1	2.0	<0.5	41
R6.11.8	7.6	<1.0	9.4	1.4	<0.5	240
R7.2.21	7.5	3.0	11.0	1.4	0.7	18

⑥大谷川（橋本栄橋）

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/ℓ)	溶存酸素量 DO (mg/ℓ)	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 n-Hex (mg/ℓ)	<~R4年度> 大腸菌群数 Coli (MPN/100ml) <R5年度~> 大腸菌数 Coli (CFU/100ml)
H29.5.30	7.6	16.0	5.0	2.8	<0.5	1.3×10 ⁵
H29.8.30	7.3	5.0	3.4	1.1	<0.5	3.3×10 ⁴
H29.11.21	7.7	1.0	10.0	1.2	<0.5	2.3×10 ⁴
H30.2.27	8.0	11.0	10.0	7.2	0.5	3.3×10 ³
H30.5.31	7.3	4.0	4.2	1.8	<0.5	4.9×10 ³
H30.8.4	7.4	1.0	4.4	1.4	<0.5	3.3×10 ²
H30.11.10	7.0	5.0	6.5	1.6	<0.5	3.3×10 ³
H31.2.2	7.5	5.0	11.0	2.3	<0.5	7.9×10 ²
R1.5.24	7.5	1.0	6.4	0.7	<0.5	3.3×10 ³
R1.8.24	7.1	<1.0	6.4	1.6	<0.5	1.3×10 ³
R1.11.9	7.8	6.0	8.1	1.4	<0.5	1.3×10 ⁴
R2.2.1	7.7	3.0	11.0	1.3	<0.5	1.7×10 ³
R2.5.26	7.6	2.0	3.0	1.0	<0.5	7.9×10 ³
R2.8.1	7.2	2.0	5.7	1.0	0.8	3.3×10 ³
R2.11.24	7.4	4.0	7.7	1.1	<0.5	1.3×10 ³
R3.2.6	7.6	2.0	10.0	1.7	<0.5	2.1×10 ²
R3.5.14	7.5	1.0	7.5	1.2	<0.5	2.2×10 ³
R3.8.7	7.3	1.0	5.6	1.4	0.5	4.9×10 ²
R3.11.12	7.3	2.0	7.9	1.3	<0.5	1.3×10 ³
R4.2.16	7.8	3.0	11.0	3.3	<0.5	7.0×10 ²
R4.5.30	7.6	2.0	7.0	0.7	<0.5	1700
R4.8.20	7.3	<1.0	5.2	0.8	<0.5	1300
R4.11.2	7.2	2.0	7.2	1.6	<0.5	790
R5.2.13	7.4	1.0	5.2	3.5	0.8	460
R5.5.26	7.2	<1.0	7.0	1.3	<0.5	190
R5.8.26	7.4	<1.0	6.3	1.5	<0.5	11
R5.11.22	7.4	1.0	9.4	1.9	<0.5	95
R6.2.19	7.4	1.0	5.0	2.0	<0.5	65
R6.5.30	7.5	<1.0	9.5	1.4	0.5	260
R6.8.19	7.3	1.0	7.2	1.4	0.6	13
R6.11.8	7.7	<1.0	8.9	1.3	<0.5	220
R7.2.21	7.9	3.0	12.0	1.8	<0.5	12

⑦八幡郷幹線 2号用水路 (岩田北浅地)

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/l)	溶存酸素量 DO (mg/l)	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/l)	ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量 n-Hex (mg/l)	<~R4年度> 大腸菌群数 Coli (MPN/100ml) <R5年度~> 大腸菌数 Coli (CFU/100ml)
H29.5.30	8.8	2.0	7.6	2.5	<0.5	7.9×10 ⁵
H29.8.30	7.9	11.0	8.7	<0.5	<0.5	4.9×10 ³
H29.11.21	8.3	1.0	6.5	1.3	<0.5	4.9×10 ³
H30.2.27	9.4	2.0	12.0	3.2	<0.5	3.3×10 ²
H30.5.31	7.6	2.0	4.8	3.6	<0.5	4.9×10 ²
H30.8.4	7.6	1.0	6.8	1.6	<0.5	2.3×10 ³
H30.11.10	7.6	<1.0	5.6	1.8	<0.5	7.0×10 ¹
H31.2.2	7.8	<1.0	7.4	1.7	<0.5	1.3×10 ³
R1.5.24	7.5	<1.0	4.5	0.9	<0.5	2.3×10 ³
R1.8.24	8.6	<1.0	9.5	1.2	<0.5	1.7×10 ³
R1.11.9	7.8	<1.0	10.0	1.0	<0.5	2.3×10 ²
R2.2.1	8.3	<1.0	13.0	0.7	<0.5	49
R2.5.26	7.7	<1.0	6.0	1.0	<0.5	1.7×10 ³
R2.8.1	9.0	<1.0	13.0	1.3	0.5	9.4×10 ²
R2.11.24	7.3	<1.0	9.6	1.5	0.5	1.4×10 ²
R3.2.6	7.5	2.0	9.8	1.0	<0.5	1.7×10 ²
R3.5.14	8.5	1.0	12.0	1.3	<0.5	1.4×10 ²
R3.8.7	7.4	1.0	7.6	1.4	0.6	2.3×10 ²
R3.11.12	7.4	<1.0	8.4	1.1	<0.5	22
R4.2.16	8.2	<1.0	12.0	1.5	<0.5	79
R4.5.30	7.8	2.0	8.3	0.6	0.5	3500
R4.8.20	7.2	<1.0	7.0	1.0	<0.5	1700
R4.11.2	7.4	1.0	10.0	1.2	<0.5	330
R5.2.13	7.6	5.0	6.0	2.6	1.2	7.8
R5.5.26	8.1	<1.0	8.4	1.5	<0.5	65
R5.8.26	7.2	<1.0	8.6	1.6	0.5	35
R5.11.22	7.1	<1.0	9.3	1.7	<0.5	13
R6.2.19	7.3	<1.0	5.9	2.0	<0.5	12
R6.5.30	8.4	<1.0	11.0	1.3	0.6	110
R6.8.19	7.6	<1.0	8.2	1.5	<0.5	27
R6.11.8	7.8	<1.0	9.9	1.5	0.5	3
R7.2.21	7.8	4.0	12.0	1.2	<0.5	7

⑧水戸城川（八幡舞台）

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/ℓ)	溶存酸素量 DO (mg/ℓ)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	ノルマルヘキサ ン抽出物質含有 量 n-Hex (mg/ℓ)	<~R4年度> 大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
						<R5年度~> 大腸菌数 Coli (CFU/100ml)
H29.5.30	10.1	15.0	23.0	7.1	<0.5	3.3×10 ³
H29.8.30	7.3	8.0	10.0	1.5	<0.5	4.6×10 ⁴
H29.11.21	8.3	5.0	12.0	3.0	<0.5	7.9×10 ⁴
H30.2.27	9.2	7.0	19.0	4.4	<0.5	4.9×10 ³
H30.5.31	7.8	2.0	8.2	2.0	<0.5	7.0×10 ²
H30.8.4	7.1	3.0	7.9	1.9	<0.5	1.7×10 ³
H30.11.10	7.7	2.0	10.0	2.2	<0.5	1.3×10 ⁴
H31.2.2	7.8	2.0	12.0	2.3	1.0	1.3×10 ⁴
R1.5.24	8.9	<1.0	13.0	2.4	<0.5	1.3×10 ³
R1.8.24	7.2	2.0	7.3	1.8	<0.5	3.3×10 ³
R1.11.9	7.8	8.0	11.0	0.8	<0.5	7.9×10 ²
R2.2.1	8.1	1.0	13.0	2.2	<0.5	79
R2.5.26	9.3	3.0	7.3	1.4	0.5	1.2×10 ³
R2.8.1	7.7	3.0	9.2	1.7	0.5	4.9×10 ⁴
R2.11.24	8.0	2.0	10.0	1.1	<0.5	70
R3.2.6	7.7	2.0	12.0	5.8	0.5	7.9×10 ²
R3.5.14	9.0	<1.0	13.0	2.1	<0.5	9.4×10 ²
R3.8.7	7.0	2.0	8.9	2.2	0.5	7.9×10 ²
R3.11.12	7.6	1.0	10.0	2.3	<0.5	2.4×10 ³
R4.2.16	8.7	4.0	14.0	3.9	<0.5	7.0×10 ²
R4.5.30	9.5	1.0	14.0	1.8	<0.5	49
R4.8.20	7.5	<1.0	8.2	1.3	1.1	3300
R4.11.2	7.7	12.0	10.0	4.0	<0.5	7900
R5.2.13	7.8	2.0	7.0	3.4	1.0	4900
R5.5.26	9.1	<1.0	10.0	1.0	0.6	22
R5.8.26	7.2	<1.0	8.8	1.7	<0.5	630
R5.11.22	8.6	2.0	12.0	1.8	<0.5	18
R6.2.19	7.3	<1.0	5.2	1.8	1.1	33
R6.5.30	7.7	<1.0	8.7	1.2	0.5	130
R6.8.19	7.4	2.0	9.2	1.3	<0.5	45
R6.11.8	7.6	<1.0	8.8	1.5	<0.5	39
R7.2.21	9.1	4.0	16.0	1.2	<0.5	14

⑨久保田川都市下水路（大谷川合流点前）

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/ℓ)	溶存酸素量 DO (mg/ℓ)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/ℓ)	<~R4年度> 大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
						<R5年度~> 大腸菌数 Coli (CFU/100ml)
H29.5.30	7.9	<1.0	13.0	1.5	<0.5	2.3×10 ⁴
H29.8.30	7.7	<1.0	9.2	1.5	<0.5	3.3×10 ⁴
H29.11.21	7.4	3.0	6.4	2.0	<0.5	1.3×10 ⁵
H30.2.27	7.3	4.0	8.4	2.9	<0.5	7.9×10 ²
H30.5.31	7.3	1.0	3.7	13.0	<0.5	2.3×10 ³
H30.8.4	8.2	5.0	8.8	2.0	<0.5	1.3×10 ³
H30.11.10	7.5	3.0	7.7	3.0	<0.5	1.7×10 ³
H31.2.2	7.3	5.0	6.6	1.6	0.5	2.3×10 ³
R1.5.24	7.2	5.0	3.9	2.3	<0.5	1.7×10 ³
R1.8.24	7.5	1.0	8.1	1.3	<0.5	1.7×10 ³
R1.11.9	7.6	5.0	6.6	1.7	<0.5	1.3×10 ³
R2.2.1	7.4	3.0	16.0	6.5	<0.5	4.9×10 ²
R2.5.26	7.8	2.0	6.4	1.5	0.6	4.9×10 ³
R2.8.1	7.1	4.0	7.3	1.3	0.7	4.9×10 ³
R2.11.24	7.0	11.0	5.2	1.8	<0.5	79
R3.2.6	7.2	4.0	8.5	3.4	0.5	7.0×10 ²
R3.5.14	7.6	<1.0	9.8	1.3	0.5	3.5×10 ⁴
R3.8.7	7.7	<1.0	9.2	1.7	<0.5	3.3×10 ²
R3.11.12	7.6	<1.0	8.5	2.0	<0.5	79
R4.2.16	7.7	1.0	9.6	2.3	0.8	27
R4.5.30	8.0	<1.0	7.8	1.7	0.6	2400
R4.8.20	8.4	<1.0	10.0	1.1	1.1	1700
R4.11.2	7.3	1.0	6.4	2.6	<0.5	330
R5.2.13	7.0	<1.0	5.2	4.7	0.9	1100
R5.5.26	7.5	<1.0	10.0	1.0	<0.5	1900
R5.8.26	7.9	<1.0	12.0	1.6	<0.5	630
R5.11.22	8.0	<1.0	13.0	1.8	<0.5	430
R6.2.19	6.9	<1.0	4.4	2.0	<0.5	54
R6.5.30	7.6	1.0	10.0	1.2	0.5	42
R6.8.19	7.8	1.0	11.0	1.3	<0.5	180
R6.11.8	7.5	<1.0	10.0	1.3	0.8	270
R7.2.21	7.4	3.0	10.0	1.6	<0.5	11

⑩旧大谷川都市下水路（八幡三本橋）

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/ℓ)	溶存酸素量 DO (mg/ℓ)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/ℓ)	<~R4年度> 大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
						<R5年度~> 大腸菌数 Coli (CFU/100ml)
H29.5.30	9.4	1.0	18.0	4.3	<0.5	1.1×10 ⁴
H29.8.30	7.6	1.0	5.7	0.9	<0.5	3.3×10 ⁴
H29.11.21	7.8	2.0	12.0	1.0	<0.5	3.3×10 ⁴
H30.2.27	7.6	11.0	9.1	4.1	<0.5	3.3×10 ⁴
H30.5.31	7.5	1.0	5.7	1.3	<0.5	4.9×10 ³
H30.8.4	7.1	2.0	4.9	1.5	<0.5	4.9×10 ²
H30.11.10	7.5	2.0	7.0	1.9	<0.5	1.3×10 ⁴
H31.2.2	7.6	4.0	6.6	1.8	<0.5	7.9×10 ³
R1.5.24	7.8	1.0	9.3	<0.5	<0.5	7.9×10 ³
R1.8.24	7.4	<1.0	6.7	1.5	<0.5	1.3×10 ³
R1.11.9	7.9	3.0	9.5	2.0	<0.5	3.3×10 ²
R2.2.1	7.5	2.0	9.1	4.1	<0.5	7.9×10 ²
R2.5.26	8.4	1.0	6.8	1.6	<0.5	4.9×10 ³
R2.8.1	7.5	1.0	6.8	1.3	0.5	4.9×10 ³
R2.11.24	7.6	1.0	9.7	1.7	0.5	46
R3.2.6	7.5	3.0	9.4	4.4	0.5	1.7×10 ³
R3.5.14	7.8	<1.0	9.8	1.9	<0.5	3.3×10 ³
R3.8.7	7.1	<1.0	6.6	2.0	<0.5	1.3×10 ²
R3.11.12	7.5	1.0	9.7	1.4	<0.5	70
R4.2.16	7.7	3.0	10.0	4.0	0.8	4.9×10 ²
R4.5.30	7.9	1.0	8.5	1.2	<0.5	1100
R4.8.20	7.5	<1.0	6.2	0.8	0.6	700
R4.11.2	7.1	2.0	8.2	1.2	<0.5	1700
R5.2.13	7.4	<1.0	5.0	2.4	0.8	170
R5.5.26	7.6	<1.0	10.0	0.7	<0.5	520
R5.8.26	7.0	<1.0	6.4	1.1	<0.5	160
R5.11.22	7.6	<1.0	9.7	1.6	<0.5	80
R6.2.19	7.2	<1.0	4.1	2.1	0.5	270
R6.5.30	7.7	<1.0	9.2	1.5	<0.5	110
R6.8.19	7.4	<1.0	7.9	1.8	<0.5	10
R6.11.8	7.5	<1.0	7.8	1.3	<0.5	15
R7.2.21	7.3	5.0	9.6	1.5	<0.5	180

⑪川口川（大谷川合流点前）

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/ℓ)	溶存酸素量 DO (mg/ℓ)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/ℓ)	<~R4年度> 大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
						<R5年度~> 大腸菌数 Coli (CFU/100ml)
H29.5.30	9.8	1.0	15.0	0.9	<0.5	4.9×10 ³
H29.8.30	7.7	3.0	7.8	0.6	<0.5	7.9×10 ⁴
H29.11.21	8.4	<1.0	13.0	2.4	<0.5	1.3×10 ⁴
H30.2.27	8.8	2.0	16.0	2.0	<0.5	4.9×10 ²
H30.5.31	7.6	<1.0	7.9	1.4	<0.5	7.9×10 ²
H30.8.4	7.4	<1.0	8.6	1.6	<0.5	<0.5
H30.11.10	7.7	<1.0	9.0	3.1	<0.5	7.9×10 ²
H31.2.2	7.6	2.0	11.0	3.1	<0.5	2.3×10 ²
R1.5.24	9.1	<1.0	12.0	0.9	<0.5	1.3×10 ³
R1.8.24	7.3	1.0	6.9	1.8	0.5	2.8×10 ³
R1.11.9	8.1	<1.0	10.0	1.8	<0.5	79
R2.2.1	8.4	1.0	14.0	1.6	<0.5	4.6×10 ²
R2.5.26	9.2	<1.0	7.3	1.5	<0.5	3.3×10 ³
R2.8.1	7.4	1.0	8.1	1.2	0.6	4.9×10 ³
R2.11.24	8.2	<1.0	12.0	1.6	0.8	1.3×10 ²
R3.2.6	8.1	1.0	13.0	3.2	0.5	49
R3.5.14	9.1	<1.0	13.0	1.8	0.5	79
R3.8.7	7.4	1.0	8.2	1.8	<0.5	1.1×10 ³
R3.11.12	7.7	<1.0	9.9	1.1	0.5	7.9×10 ²
R4.2.16	8.6	2.0	14.0	3.3	<0.5	17
R4.5.30	10.2	1.0	12.0	0.6	<0.5	<1.8
R4.8.20	8.2	<1.0	10.0	0.8	0.6	7900
R4.11.2	7.6	1.0	10.0	1.4	<0.5	1100
R5.2.13	8.0	<1.0	7.4	1.8	<0.5	79
R5.5.26	9.1	<1.0	10.0	1.6	<0.5	10
R5.8.26	8.1	<1.0	11.0	1.5	<0.5	3000
R5.11.22	8.9	<1.0	15.0	2.7	<0.5	3
R6.2.19	8.1	<1.0	8.0	1.4	0.6	440
R6.5.30	8.8	<1.0	13.0	1.9	0.5	130
R6.8.19	7.2	1.0	7.8	1.5	<0.5	77
R6.11.8	8.4	<1.0	14.0	2.5	0.6	95
R7.2.21	8.4	2.0	15.0	1.7	0.6	17

⑫上奈良放水路

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/ℓ)	溶存酸素量 DO (mg/ℓ)	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 n-Hex (mg/ℓ)	<~R4年度> 大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
						<R5年度~> 大腸菌群数 Coli (CFU/100ml)
H29.5.30	9.4	3.0	11.0	2.4	<0.5	7.0×10 ⁴
H29.8.30	7.9	1.0	10.0	0.6	<0.5	3.3×10 ⁴
H29.11.21	9.2	<1.0	13.0	0.7	<0.5	1.1×10 ⁴
H30.2.27	8.1	7.0	12.0	1.3	<0.5	2.3×10 ²
H30.5.31	7.6	7.0	7.7	2.0	<0.5	1.1×10 ³
H30.8.4	7.5	<1.0	7.5	1.4	<0.5	1.1×10 ³
H30.11.10	7.7	<1.0	8.4	1.2	<0.5	2.4×10 ⁴
H31.2.2	7.5	1.0	11.0	2.3	0.6	3.3×10 ²
R1.5.24	8.0	<1.0	9.9	<0.5	<0.5	2.3×10 ³
R1.8.24	7.3	<1.0	7.4	1.8	<0.5	1.3×10 ⁴
R1.11.9	7.9	<1.0	9.6	1.5	<0.5	4.9×10 ²
R2.2.1	7.7	2.0	11.0	2.4	<0.5	1.7×10 ²
R2.5.26	9.0	<1.0	6.6	1.3	0.5	2.3×10 ³
R2.8.1	7.8	1.0	8.0	1.2	0.6	1.1×10 ⁴
R2.11.24	7.9	1.0	11.0	1.2	0.6	2.2×10 ²
R3.2.6	7.7	1.0	11.0	2.8	<0.5	79
R3.5.14	7.6	<1.0	9.7	1.1	<0.5	1.3×10 ³
R3.8.7	7.1	<1.0	5.2	1.8	0.5	3.3×10 ²
R3.11.12	7.4	3.0	9.6	1.1	0.5	1.7×10 ³
R4.2.16	8.0	1.0	13.0	2.7	0.9	33
R4.5.30	8.6	1.0	7.9	1.3	<0.5	2200
R4.8.20	8.3	<1.0	9.0	1.1	<0.5	930
R4.11.2	9.2	1.0	12.0	1.3	<0.5	79
R5.2.13	8.0	4.0	7.2	1.9	0.9	490
R5.5.26	8.3	<1.0	10.0	1.3	0.5	400
R5.8.26	7.4	2.0	8.5	1.7	<0.5	260
R5.11.22	7.9	<1.0	11.0	1.6	<0.5	25
R6.2.19	8.9	<1.0	8.5	1.7	1.1	930
R6.5.30	8.7	<1.0	11.0	2.0	<0.5	77
R6.8.19	7.9	<1.0	8.1	1.8	0.7	28
R6.11.8	8.0	<1.0	10.0	1.6	0.5	110
R7.2.21	8.2	2.0	13.0	1.8	<0.5	10

⑬軸川（旧大谷川都市下水路合流点前）

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/ℓ)	溶存酸素量 DO (mg/ℓ)	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 n-Hex (mg/ℓ)	<~R4年度> 大腸菌群数 Coli (MPN/100mℓ)
						<R5年度~> 大腸菌群数 Coli (CFU/100mℓ)
H29.5.30	8.1	<1.0	11.0	1.1	<0.5	7.0×10 ⁴
H29.8.30	7.6	1.0	5.4	0.8	<0.5	2.8×10 ⁴
H29.11.21	7.6	1.0	9.2	4.5	<0.5	7.0×10 ³
H30.2.27	7.5	11.0	9.1	2.2	<0.5	1.3×10 ⁴
H30.5.31	7.4	1.0	6.1	1.1	<0.5	4.9×10 ²
H30.8.4	7.2	4.0	5.3	1.6	<0.5	7.9×10 ²
H30.11.10	7.6	1.0	7.7	1.0	<0.5	2.4×10 ⁴
H31.2.2	7.6	2.0	10.0	2.9	0.6	4.9×10 ²
R1.5.24	7.5	<1.0	6.8	<0.5	<0.5	1.3×10 ⁴
R1.8.24	7.4	2.0	6.9	1.0	<0.5	9.4×10 ³
R1.11.9	7.9	1.0	7.7	1.4	<0.5	1.3×10 ³
R2.2.1	7.6	1.0	11.0	2.0	<0.5	1.4×10 ³
R2.5.26	7.8	1.0	4.8	1.3	<0.5	4.9×10 ²
R2.8.1	7.4	1.0	6.7	1.2	<0.5	4.9×10 ³
R2.11.24	7.5	2.0	8.3	1.1	<0.5	7.9×10 ²
R3.2.6	7.6	3.0	9.9	1.9	<0.5	7.0×10 ²
R3.5.14	7.5	1.0	8.0	1.2	<0.5	1.7×10 ³
R3.8.7	7.3	<1.0	7.6	1.6	<0.5	4.9×10 ²
R3.11.12	7.4	1.0	8.0	1.1	<0.5	7.0×10 ²
R4.2.16	7.7	2.0	10.0	2.7	1.1	70
R4.5.30	7.6	1.0	6.4	0.9	<0.5	3500
R4.8.20	7.4	1.0	5.8	1.0	0.5	1700
R4.11.2	7.2	2.0	7.6	1.4	<0.5	1300
R5.2.13	7.3	1.0	6.6	2.2	0.6	1700
R5.5.26	7.5	<1.0	9.4	1.0	0.5	360
R5.8.26	7.3	1.0	5.1	1.3	<0.5	510
R5.11.22	7.5	<1.0	8.3	0.9	<0.5	270
R6.2.19	7.3	<1.0	4.8	1.6	<0.5	85
R6.5.30	7.6	1.0	7.9	1.4	<0.5	410
R6.8.19	7.0	1.0	7.4	1.6	0.5	1900
R6.11.8	7.6	<1.0	6.8	1.3	<0.5	160
R7.2.21	7.5	4.0	10.0	1.6	<0.5	350

⑭御幸谷川(大谷川合流点前)

調査項目 採水年月日	水素イオン 濃度 pH	浮遊物質 量 SS (mg/l)	溶存酸素量 DO (mg/l)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/l)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/l)	<~R4年度> 大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
						<R5年度~> 大腸菌数 Coli (CFU/100ml)
H29.5.30	9.1	8.0	11.0	2.1	<0.5	2.3×10 ³
H29.8.30	10	32.0	11.0	2.3	<0.5	46
H29.11.21	8.6	2.0	14.0	0.8	<0.5	1.3×10 ²
H30.2.27	8.4	1.0	14.0	1.8	<0.5	2.8×10 ²
H30.5.31	7.4	2.0	7.0	1.3	<0.5	3.3×10 ³
H30.8.4	7.3	1.0	7.3	1.4	<0.5	1.1×10 ³
H30.11.10	8.6	1.0	9.0	1.2	0.5	3.3×10 ³
H31.2.2	7.7	2.0	10.0	1.8	0.5	1.3×10 ³
R1.5.24	7.7	<1.0	8.9	0.8	<0.5	7.9×10 ²
R1.8.24	8.8	7.0	7.9	1.1	<0.5	1.1×10 ³
R1.11.9	8.1	1.0	11.0	1.4	<0.5	49
R2.2.1	7.7	1.0	12.0	1.7	<0.5	1.3×10 ²
R2.5.26	8.5	1.0	7.4	1.5	<0.5	7.9×10 ²
R2.8.1	8.6	2.0	8.3	1.5	<0.5	4.9×10 ³
R2.11.24	7.3	2.0	8.4	1.6	<0.5	3.3×10 ³
R3.2.6	7.6	2.0	10.0	1.4	<0.5	4.9×10 ²
R3.5.14	7.7	<1.0	9.8	1.5	0.7	3.3×10 ²
R3.8.7	8.0	3.0	8.5	2.1	<0.5	7.0×10 ²
R3.11.12	7.6	5.0	10.0	1.0	0.6	2.8×10 ³
R4.2.16	8.0	9.0	12.0	1.8	0.7	1.1×10 ³
R4.5.30	7.7	1.0	6.2	0.8	<0.5	1100
R4.8.20	7.5	<1.0	7.2	1.3	<0.5	790
R4.11.2	7.7	1.0	9.6	1.2	<0.5	2800
R5.2.13	7.7	2.0	6.4	2.4	0.9	490
R5.5.26	7.7	<1.0	9.8	1.0	<0.5	45
R5.8.26	7.2	<1.0	5.8	1.5	<0.5	230
R5.11.22	9.3	<1.0	11.0	1.3	<0.5	58
R6.2.19	7.6	<1.0	6.0	1.5	<0.5	550
R6.5.30	7.8	<1.0	9.0	1.3	<0.5	110
R6.8.19	7.3	2.0	7.7	2.3	0.6	30
R6.11.8	7.9	<1.0	11.0	2.9	<0.5	60
R7.2.21	7.9	5.0	11.0	1.6	<0.5	9

⑮大谷川(安居橋)

調査項目 採水年月日	水素イオン 濃度 pH	浮遊物質 量 SS (mg/l)	溶存酸素 量 DO (mg/l)	生物化学的 酸素要求 量 BOD (mg/l)	ノルマルヘキサン 抽出物質 含有量 n-Hex (mg/l)	<~R4年度> 大腸菌群 数 Coli (MPN/100ml) <R5年度~> 大腸菌 数 Coli (CFU/100ml)
H29.5.30	8.6	1.0	11.0	1.4	0.5	2.8×10 ⁴
H29.8.30	7.7	3.0	6.8	0.5	<0.5	4.6×10 ⁴
H29.11.21	7.7	9.0	10.0	1.8	<0.5	7.9×10 ³
H30.2.27	7.8	3.0	10.0	2.6	<0.5	4.9×10 ³
H30.5.31	7.3	1.0	5.2	1.1	0.5	1.7×10 ³
H30.8.4	7.2	1.0	5.2	1.5	<0.5	4.9×10 ²
H30.11.10	7.4	1.0	8.2	2.5	0.6	1.3×10 ⁴
H31.2.2	7.6	3.0	10.0	2.2	<0.5	2.3×10 ³
R1.5.24	7.8	1.0	9.5	0.7	<0.5	7.9×10 ²
R1.8.24	7.4	1.0	6.3	1.4	<0.5	1.1×10 ³
R1.11.9	7.8	2.0	8.1	1.4	<0.5	7.9×10 ²
R2.2.1	7.7	1.0	10.0	1.5	<0.5	4.9×10 ²
R2.5.26	8.0	1.0	6.8	1.4	0.5	7.0×10 ²
R2.8.1	7.3	1.0	6.3	1.1	<0.5	7.9×10 ³
R2.11.24	7.4	2.0	8.4	1.7	0.5	1.7×10 ²
R3.2.6	7.7	2.0	9.9	1.5	0.7	1.7×10 ²
R3.5.14	7.4	<1.0	7.2	1.4	0.5	1.4×10 ³
R3.8.7	7.1	1.0	5.8	1.6	0.6	1.1×10 ²
R3.11.12	7.5	1.0	9.2	0.9	0.7	4.9×10 ²
R4.2.16	7.7	3.0	11.0	3.3	0.9	23
R4.5.30	7.6	2.0	6.6	1.0	<0.5	1300
R4.8.20	7.3	<1.0	5.0	1.2	<0.5	7000
R4.11.2	7.0	1.0	7.9	0.8	<0.5	790
R5.2.13	7.4	1.0	6.9	2.1	0.6	130
R5.5.26	7.5	1.0	8.8	1.0	0.8	140
R5.8.26	7.2	<1.0	6.7	1.7	<0.5	17
R5.11.22	7.7	<1.0	10.0	1.1	<0.5	140
R6.2.19	7.3	<1.0	4.6	1.9	<0.5	190
R6.5.30	7.5	1.0	8.7	2.0	<0.5	110
R6.8.19	6.9	2.0	6.6	1.9	<0.5	16
R6.11.8	7.6	2.0	7.9	1.6	<0.5	150
R7.2.21	7.5	4.0	10.0	1.3	<0.5	18

⑩久保田川都市下水路(八幡武蔵芝)

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/ℓ)	溶存酸素量 DO (mg/ℓ)	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 n-Hex (mg/ℓ)	<~R4年度> 大腸菌群数 Coli (MPN/100ml) <R5年度~> 大腸菌数 Coli (CFU/100ml)
R1.5.24	8.0	1.0	9.6	3.0	<0.5	1.3×10 ⁴
R1.8.24	8.1	<1.0	9.9	2.7	<0.5	1.7×10 ³
R1.11.9	8.2	<1.0	10.0	1.8	<0.5	3.3×10 ²
R2.2.1	9.6	2.0	6.7	3.6	<0.5	7.9×10 ²
R2.5.26	9.4	<1.0	8.8	3.1	0.6	1.4×10 ²
R2.8.1	8.3	<1.0	9.2	1.4	<0.5	1.7×10 ³
R2.11.24	8.3	<1.0	12.0	1.6	<0.5	1.1×10 ²
R3.2.6	7.7	1.0	12.0	4.2	<0.5	94
R3.5.14	8.9	<1.0	11.0	1.4	0.6	1.2×10 ³
R3.8.7	8.4	<1.0	7.8	1.2	0.6	7.9×10 ²
R3.11.12	7.9	1.0	10.0	1.3	<0.5	1.7×10 ²
R4.2.16	7.9	2.0	13.0	3.8	0.5	46
R4.5.30	9.0	2.0	9.4	1.6	<0.5	2200
R4.8.20	9.8	<1.0	10.0	0.8	<0.5	1100
R4.11.2	8.5	1.0	10.0	1.6	0.5	1100
R5.2.13	7.6	1.0	6.7	3.6	0.5	13000
R5.5.26	8.4	<1.0	11.0	1.5	0.8	35
R5.8.26	8.5	1.0	10.0	1.3	<0.5	18
R5.11.22	8.7	<1.0	13.0	1.4	<0.5	10
R6.2.19	7.4	<1.0	5.4	3.6	0.8	610
R6.5.30	8.5	5.0	10.0	3.9	<0.5	120
R6.8.19	7.6	<1.0	8.1	2.0	0.5	31
R6.11.8	7.5	87.0	7.2	1.5	<0.5	56
R7.2.21	7.5	3.0	9.7	2.0	<0.5	45

※平成31年度/令和元年度から測定を開始しました。

○環境基準

環境基準は、河川と水域を利用目的に応じて類型指定している「生活環境の保全に関する環境基準」（資料表 1-3）と全公共水域について適用される「人の健康の保護に関する環境基準」（資料表 1-4）に分けられます。

本市において、大谷川は B 類型（類型は AA～E までの 6 段階に分かれ、B 類型の BOD（生物化学的酸素要求量）基準値は 3mg/ℓ）に指定され、京都府は二ノ橋（八幡源氏垣外）付近で水質の状況を測定しています。

また、これまで大腸菌のみを簡便に検出する技術がなかったため、大腸菌群数が基準とされていましたが、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことから、令和 5 年度大腸菌数に見直しています。

資料表 1-3 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					
		水 素 イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求 量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群 数 (~R4)	大腸菌数 (R5~)
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100ml以下	20CFU /100ml以下
A	水道 2 級、水産 1 級水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1000MPN /100ml以下	300CFU /100ml以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5000MPN /100ml以下	1000CFU /100ml以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E 以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（海域もこれに準ずる。）
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 4 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 5 “ 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 6 “ 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 7 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
- 8 “ 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
- 9 “ 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 10 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 11 “ 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 12 “ 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 13 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料表1-4 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/l以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
ヒ素	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
ふっ素	0.8mg/l以下
ほう素	1mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、指定した測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2. 大気質の環境基準と調査結果

(1) 環境基準

環境基本法第16条には、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるとされています。これは環境基準と呼ばれ、大気汚染の状況を判断する上での尺度になります。

資料表2-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準 (設定年月日等)	測定方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法またはエチレンを用いる化学発光法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)	非分散型赤外線分析計を用いる方法

※₁ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

※₂ 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

※₃ 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

※₄ 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

資料表2-2 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。 また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有することが確認された測定方法についても使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示)	

※₁ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域、場所については適用しない。

※₂ ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(2) 京都府下、及び八幡市内の大気質調査結果

八幡市内では、京都府が市内1箇所（令和7年3月時点）で大気質の調査を実施しています。京都府下における環境基準の長期的評価による達成状況は、資料表2-3のとおりです。

資料表2-3 令和6年度大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況等（京都府資料）

市 町	測 定 局	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	光化学オキシダント	微粒子状物質
京 都 市	市 役 所	○	○			×	○
	壬 生	○	○	○		×	○
	伏 見	○	○	○		×	○
	山 科	○	○	○		×	○
	左 京	○	○			×	
	西 京	○	○	○		×	○
	久 我	○	○			×	
	北	○				×	
	醍 醐	○	○			×	○
	自 排 南	○	○		○		○
	自 排 大 宮	○	○		○		○
	自 排 山 科	○	○		○		○
	自 排 上 京	○	○				○
自 排 西 ノ 京	○	○				○	
向 日 市	向 陽	○	○	○		×	○
大 山 崎 町	大 山 崎	○	○			×	
宇 治 市	宇 治	○	○			×	○
城 陽 市	城 陽	○	○			×	○
久 御 山 町	久 御 山	○	○	○		×	○
京 田 辺 市	田 辺	○	○			×	○
井 手 町	井 手						○
木 津 川 市	木 津	○	○	○		×	○
南 山 城 村	南 山 城						○
精 華 町	精 華	○	○			×	○
亀 岡 市	亀 岡	○	○	○		×	○
南 丹 市	南 丹	○	○			×	○
福 知 山 市	福 知 山	○	○	○		×	○
舞 鶴 市	東 舞 鶴	○	○	○		×	○
綾 部 市	綾 部	○	○			×	○
宮 津 市	宮 津	○	○			×	○
京 丹 後 市	京 丹 後	○	○			×	○
大 山 崎 町	国道 171 号 (自排)	○	○		○		○
八 幡 市	国道 1 号 (自排)	○	○			×	○

※₁ 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、長期的評価による環境基準達成を○、非達成を●で示しています。

※₂ 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の1時間値（6から20時）が環境基準を達成していない局を×で示しています。

※₃ 微小粒子状物質については、環境基準達成（長期基準、短期基準をともに満足しているもの）を○、環境基準非達成のうち長期基準の満足しているものを●、長期基準、短期基準をともに満足していないものを×で示しています。

※₄ 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質については、有効測定局（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については年間の測定時間が6,000時間以上の測定局、微小粒子状物質については年間有効測定日数が250日以上の測定局）について、評価を行いました。

※₅ 京都市内の測定局については、京都市が測定したものです。

※₆ 精華局は平成27年3月19日に精北小学校からけいはんなプラザ敷地内に移設されています。

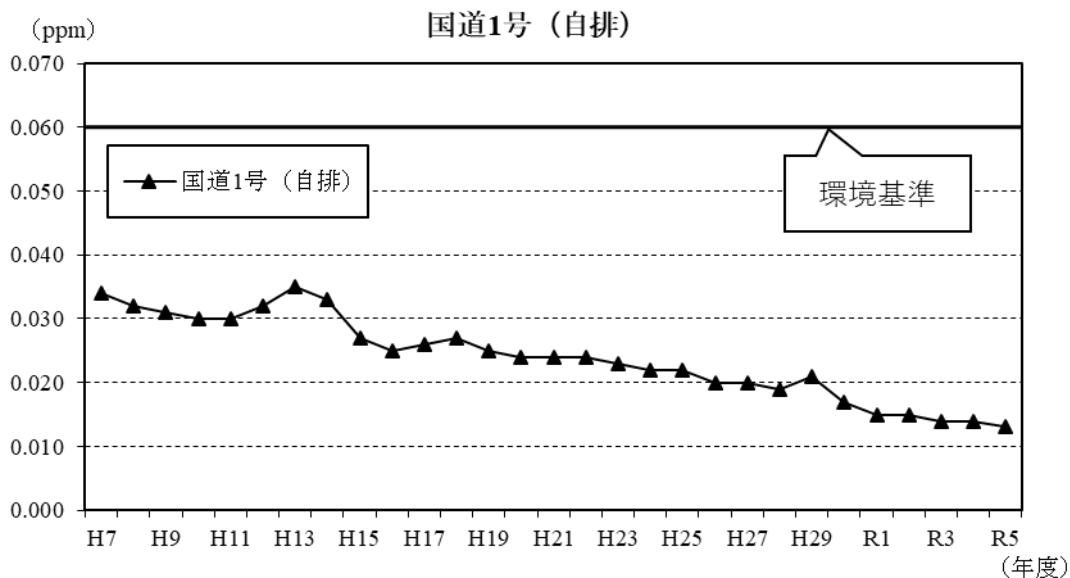
※₇ 「自排」は自動車排出ガス測定局を示しています。

(3) 項目別測定結果

① 二酸化窒素

赤褐色、刺激性のガスで、粘膜刺激性があり、呼吸器等に影響を与えるといわれる物質です。排出の原因である工場や自動車の排出基準の強化がはかられているにもかかわらず、自動車の著しい増加のため、京都府内においてはほぼ横ばいの状況が続いています。

令和5年度においては、市内にある1箇所の測定局において、年平均値は0.013ppmと環境基準である0.06ppm以下でした。



資料図2-4 二酸化窒素年平均値の経年変化グラフ

資料表2-5 二酸化窒素 (NO₂) 測定結果 (年平均値)

測定局	年度	年 平 均 値 (ppm)							
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
国道1号 (自排)		0.019	0.021	0.017	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013

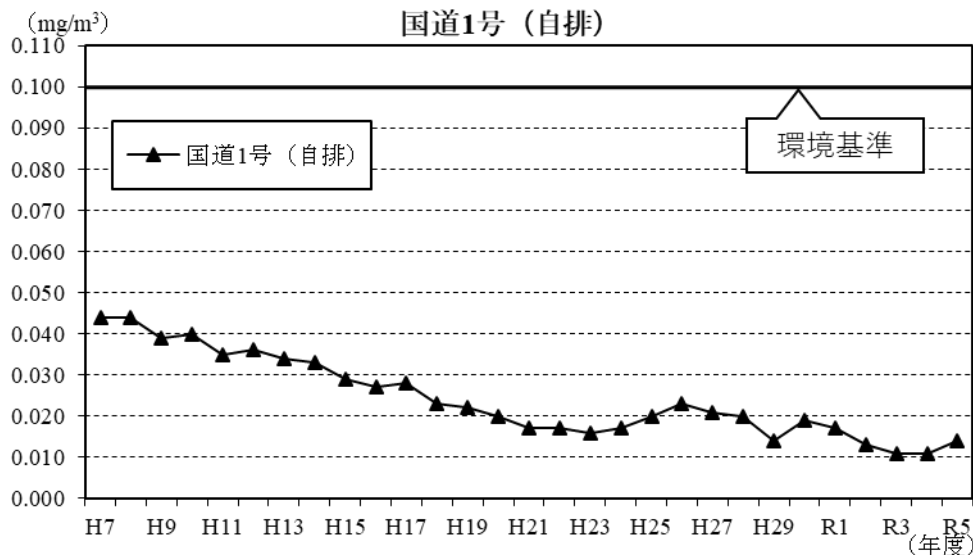
※₁ ザルツマン係数は0.84として計算しています。

※₂ 京都府測定のため、令和5年度のデータが最新となっています。

② 浮遊粒子状物質

大気中の浮遊粉じんの総称で、工場や交通機関などの人為的な原因によって発生します。粒径が10 μm （マイクロメートル）以下の粒子は、人の気道や肺胞に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

令和5年度においては、市内にある1箇所の測定局において、年平均値は0.014 mg/m³と環境基準である0.10mg/m³以下でした。



資料図2-6 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化グラフ

資料表2-7 浮遊粒子状物質（SPM）測定結果（年平均値）

測定局	年度	年平均値 (mg/m ³)							
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
国道1号（自排）		0.020	0.014	0.019	0.017	0.013	0.011	0.011	0.014

※ 京都府測定のため、令和5年度のデータが最新となっています。

③ 二酸化硫黄

亜硫酸ガスとも言われ、無色で刺激臭があり、粘膜炎、特に気道に対する刺激作用が強く空気中に0.012%～0.015%あると人体に有毒であるといわれる物質です。

工場等の固定発生源に対する規制強化等により低硫黄燃料の使用や脱硫装置の設置が進められてきました。平成18年以降、京都府による八幡市内での測定は行われていません。

④ 一酸化炭素

物が不完全燃焼した場合に発生する物質で、燃焼反応のあらゆる場所で発生します。主な発生源は自動車で、その排ガス中に数パーセントが含まれています。主な排出源である自動車排出ガスの規制が昭和41年度から実施され、逐次強化されています。平成17年以降、京都府による八幡市内での測定は行われていません。

⑤ 有害大気汚染物質

平成9年2月にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質に環境基準が設定され、平成10年度から府内の代表的な地域で測定が行われています。

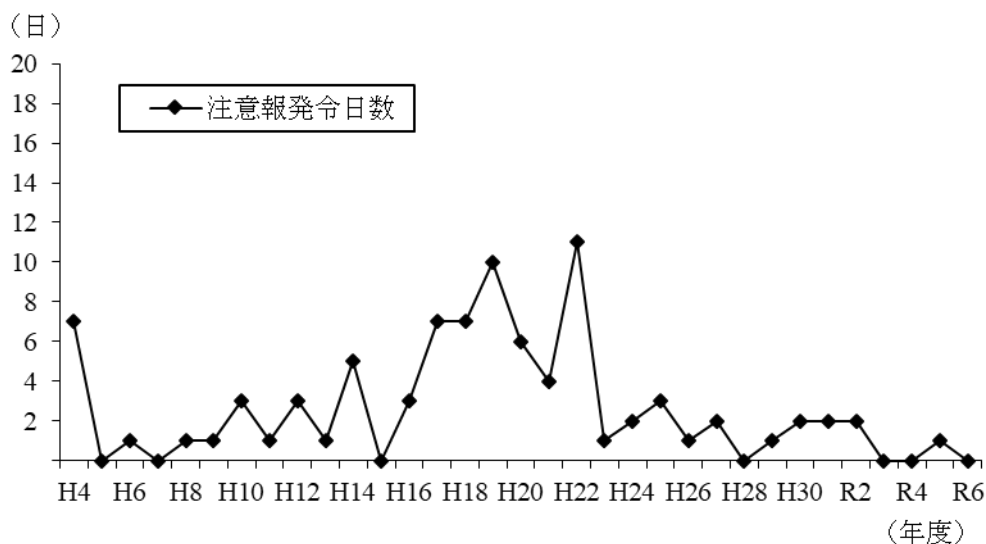
本市においては、国道1号でベンゼンを測定しており、平成10年度においては環境基準を若干超過しましたが、平成11年度以降は改善が見られ環境基準を達成しています。

主な発生源は、自動車の排気ガスで、ガソリン中に含まれています。発生源対策として、平成12年1月施行の改正大気汚染防止法で、ガソリン中のベンゼン濃度が従来の5%から1%以下に規制強化されました。

⑥ 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、工場や自動車等から排出される窒素酸化物、炭化水素などが強い紫外線により光化学反応をおこした結果、生成される酸化性物質の総称です。そのオゾンを主成分とし、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）やアルデヒドも含んでいます。

令和6年度における光化学スモッグ注意報は、京都府下において発令されませんでした。



資料図2-8 京都府の光化学スモッグ注意報発令状況の推移

資料表2-9 光化学スモッグにおける被害訴え者数

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
被害訴え者数	0	0	0	0	0	0	0	0

資料表2-10 光化学オキシダント（Ox）測定結果（昼間の1時間値の年平均値）

年度	昼間の1時間値の年平均値（ppm）							
	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
国道1号（自排）	0.027	0.029	0.027	0.029	0.029	0.029	0.028	0.029

※₁ 昼間の1時間値は6時から20時までの測定値です。

※₂ 光化学オキシダントの環境基準は1時間値が0.06ppm以下であることです。

※₃ 京都府測定のため、令和5年度のデータが最新となっています。

資料表2-11 光化学スモッグ注意報発令状況等の推移

年 度		令和 2		令和 3		令和 4		令和 5		令和 6	
項 目	区 分	注意報	被 害 の訴え	注意報	被 害 の訴え	注意報	被 害 の訴え	注意報	被 害 の訴え	注意報	被 害 の訴え
		年 間 発 令 日 数		2 日	0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	1 日	0 人
発令、発生数 月 別 内 訳		4 月 5 月 6 月 7 月 8 月 9 月 10 月	2					1			
地 域 別 発 令 状 況 の 内 訳	京都市地域	京 都 市						1			
	乙訓地域	向 日 市 長岡京市 大山崎町	1					1			
	宇治地域	宇 治 市 城 陽 市 久御山町	1					1			
	綴喜地域	八 幡 市 京田辺市 井手町	2								
	相楽地域	木津川市 精 華 町	2								
被害訴え者 状況の内訳		幼 児 小 学 生 中 学 生 高 校 生 外勤職員 一般住民									

○PM2.5 について

PM2.5 とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも、粒径が 2.5 μm 以下 (1,000 μm =1mm) の小さいもので、肺や気管支の奥深くまで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されています。PM2.5 の大気環境基準は、1 m^3 中の微小粒子状物質の 1 年平均値が 15 μg 以下であり、かつ 1 日平均値が 35 μg 以下となっています。京都府では、平成 25 年 2 月 28 日から、1 日平均値が 1 m^3 あたり 70 μg を超えると予想される場合、注意報喚起が発出されます。

京都府は、府内における微小粒子状物質 (PM2.5) を含む大気汚染物質について、府内の各地に配置された測定局で、大気汚染物質を常時測定し、測定結果 (速報値) をホームページで公表しています。八幡市内では、京都府国道 1 号大気汚染測定局 (戸津堂田) で測定されています。

・京都府下の状況：京都府ホームページ

「微小粒子状物質 (PM2.5) 測定結果」 (<http://www.pref.kyoto.jp/taiki/1111111.html>)

3. 騒音・振動の環境基準等と測定結果

(1) 環境基準

資料表 3-1 騒音にかかる環境基準

		地域の類型	基準値	
			昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
一般地域	要静穏	AA (府内未指定)	50dB 以下	40dB 以下
	住居系	A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
	商工系	C	60dB 以下	50dB 以下
道路に面する地域	住居系	A	2車線以上	60dB
		B		65dB
	商工系	C	1車線以上	65dB
		幹線道路近接空間 (室内)		A・B及びC
			60dB	55dB
			65dB	60dB
			65dB	60dB
			70dB (45dB)	65dB (40dB)

※ 幹線道路近接空間とは、高速道路、国府道、4車線以上の市町村道のこと。

資料表 3-2 自動車騒音の要請限度

類 型	時 間 区 分	
	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
A 及び B の 1 車 線	65dB	55dB
A の 2 車 線 以 上	70dB	65dB
B の 2 車 線 以 上	75dB	70dB
C の 2 車 線 以 上		
幹 線 道 路 近 接 空 間	75dB	70dB

資料表 3-3 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前8時～午後7時)	夜 間 (午後7時～午前8時)
	第1種区域	65dB
第2種区域	70dB	65dB

資料表 3-4 騒音・振動にかかる類型の区分

類 型		当 該 地 域
騒 音	振 動	
AA 区域	—	(京都府内未指定)
A 区域	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
B 区域		第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
C 区域	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※ 類型 AA は、保養施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を必要とする地域にあてはめるもので、京都府内では未指定。

(2) 自動車騒音測定結果

資料表 3-5 道路交通騒音測定結果

(単位：dB)

		測定結果		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
市道橋本南山線 (環境基準:60dB[昼間]55dB[夜間] 要請限度:70dB[昼間]65dB[夜間])				
西山足立	昼間	64.3	64.2	63.2
	夜間	58.4	56.2	59.7
市道西山下奈良線 (環境基準:60dB[昼間]55dB[夜間] 要請限度:70dB[昼間]65dB[夜間])				
西山和気	昼間	56.2	55.8	56.1
	夜間	51.3	46.3	49.8
市道山手幹線 (環境基準:60dB[昼間]55dB[夜間] 要請限度:70dB[昼間]65dB[夜間])				
欽明台西	昼間	65.1	66.6	65.6
	夜間	61.0	61.1	61.1
市道八幡城陽線 (環境基準:65dB[昼間]60dB[夜間] 要請限度:75dB[昼間]70dB[夜間])				
八幡女郎花	昼間	64.8	65.0	65.0
	夜間	62.1	63.3	61.2

※ 昼間は午前6時から午後10時まで、夜間は午後10時から翌日の午前6時まで。

資料図 3-6 音の大きさの目安

騒音レベル	音の大きさのめやす
120dB	飛行機のエンジン近く
110dB	自動車の警笛 (前方 2m)、リベット打ち
100dB	電車が通るときのガード下
90dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
80dB	地下鉄の車内、電車内
70dB	電話のベル、騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車、普通の会話
50dB	静かな事務所
40dB	図書館
30dB	郊外の深夜、ささやき声
20dB	木の葉のふれあう音、置き時計の秒針の音 (前方 1m)

(3) 道路交通振動測定結果

資料表 3-7 道路交通振動測定結果

(単位：dB)

		測定結果		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
市道橋本南山線 (要請限度:65dB[昼間]60dB[夜間])				
西山足立	昼間	34.9	34.7	34.0
	夜間	29.4	29.1	28.8
市道西山下奈良線 (要請限度:65dB[昼間]60dB[夜間])				
西山和気	昼間	33.0	32.9	32.7
	夜間	26.2	26.4	25.8
市道山手幹線 (要請限度:65dB[昼間]60dB[夜間])				
欽明台西	昼間	40.5	46.5	41.8
	夜間	36.3	36.0	36.8
市道八幡城陽線 (要請限度:65dB[昼間]60dB[夜間])				
八幡女郎花	昼間	29.4	28.9	29.1
	夜間	25.2	24.6	25.0

※ 昼間は午前8時から午後7時まで、夜間は午後7時から翌日の午前8時まで。

資料図 3-8 振動レベルとその影響の概要

振動レベル	振動の影響	震度の解説	震度	Gal
90dB —	有意な生理的影響が生じ始める	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする	4	25~80
80dB —	深い眠りに対して影響が出始める	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じ、恐怖を覚える人もいる	3	8~25
70dB —	過半数の人が振動をよく感じる 浅い眠りに対して影響が出始める	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じ、眠っている人の一部が目覚ます	2	2.5~8
60dB —	振動を感じ始める (振動感覚閾値)	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる	1	0.8~2.5
50dB —		人は揺れを感じない	0	0~0.8
40dB —				

4. 騒音・振動・悪臭の規制基準と届出状況

(1) 規制基準

騒音・振動規制法及び京都府環境を守り育てる条例に基づき、工場又は事業場に特定施設を設置又は変更しようとする場合は、その特定施設設置工事の開始日の30日前までに、各市町村長に届け出るよう義務づけられています。規制地域内において特定施設を有する工場等には、規制基準が適用されます。

また、規制地域内においては、騒音・振動規制法に基づく特定の建設作業に対する規制があり、京都府環境を守り育てる条例に基づく拡声器の使用の制限に関する規制や夜間営業等に関する規制があります。

① 騒音関係

資料表 4-1 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分 時間の区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
		第1種低層 住居専用地域 第2種低層 住居専用地域	第1種区域以外 の住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域
昼間	午前8時から 午後6時まで	45dB	50dB	65dB	70dB
朝・夕	午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後10時まで	40dB	45dB	55dB	60dB
夜間	午後10時から 翌日午前6時まで	40dB	40dB	50dB	55dB

※ 第2種、第3種、第4種区域内に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、5dBを減じた値(第2種区域については、昼間及び朝夕に限る)とする。

資料表 4-2 法令・条例に基づく特定施設数(騒音) (令和7年3月31日現在)

施設の種類	騒音規制法		京都府環境を守り育てる条例	
	特定工場数	特定施設数	特定工場数	特定施設数
金属加工機械	10	67	39	493
圧縮機・送風機	34	78	189	1,703
粉砕機	—	—	9	26
繊維機械	—	—	4	13
建設用資材製造機械	—	—	—	—
穀物用製粉機	—	—	—	—
木材加工機械	8	19	8	13
抄紙機	—	—	—	—
印刷機械	2	5	2	3
合成樹脂加工機械	1	12	5	33
鋳造型機	—	—	—	—
その他			24	549
合計	43	181	223	2,343

※ ひとつの工場で、特定施設に指定されている機械を複数種設置している工場もあるため特定工場数の合計は、縦合計数と合致しない。

資料表 4-3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

騒音の 大きさ	作業できない時間		1日あたりの作業時間		同一場所の 作業時間	日曜等休日 における作業
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
85dB	午後7時から 翌日午前7時 まで	午後10時から 翌日午前6時 まで	10時間 以内	14時間 以内	連続6日 以内	禁止

※ 第1号区域とは、規制区域のうち第1、2種低層住居専用、第1、2種中高層住居専用、第1、2種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業の各地域。これらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域をいう。第2号区域とは、規制地域のうち第1号区域以外の区域とする。

資料表 4-4 令和6年度特定建設作業実施届出件数

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	0
びょう打機等を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	6
空気圧縮機を使用する作業	2
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
バックホウを使用する作業	8
トラクターショベルを使用する作業	2
ブルドーザーを使用する作業	0
合計	18(12※)

※ 一度の工事で複数種の機械を使用する場合がありますため、届出工事数は括弧内の数値である。

資料表 4-5 商業宣伝を目的とした拡声器の使用の制限

区域の区分 時間の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
		第1種低層 住居専用地域 第2種低層 住居専用地域	第1種区域以外 の住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
午前8時から 午後6時まで	55dB	60dB	75dB	80dB
午後6時から 午後8時まで	50dB	55dB	65dB	70dB

※ 測定場所は、拡声器の直下の地点から10メートルの地点とする。

[遵守事項]

- (1) 午後8時から翌日の午前8時までの間においては、拡声器を使用しないこと。(飲食物の販売を目的とする移動式の店舗により移動して一時的に拡声器を使用する場合であって、周辺の人々の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがないときを除く)
- (2) 幅員4メートル未満の道路においては、拡声器を使用しないこと。
- (3) 地上10メートル以上の位置で拡声器を使用しないこと。
- (4) 同一場所において拡声器を使用する場合は、毎時15分以上の休止時間をおくこと。
- (5) 50メートル以内の距離で同一の事業者が2以上の拡声器により内容を異にする放送を同時に行わないこと。

資料表 4-6 夜間営業等に係る音量規制（午後 10 時～翌日午前 6 時）

区域の区分	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域
	すべての住居地域 知事が告示で指定する区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 知事が告示で指定する区域	工業地域 知事が告示で指定する区域
飲食店営業 喫茶店営業 専らカラオケ装置を使用させて 営む営業	40dB	50dB	55dB
資材及び土砂その他これらに 類するものを屋外で常時保管 する場所においてクレーン・ バックホウ等の機械を使用し て行う作業	40dB	50dB	適用しない

※ なお、飲食店営業等の音響機器の使用制限は、第 1 種区域のみにおいて午後 11 時～翌日午前 6 時とする。ただし、カラオケ装置等の音が外部へもれない構造の店には、この使用規制は適用されない。

② 振動関係

資料表 4-7 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分 時間の区分		第 1 種区域	第 2 種区域
		すべての住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
昼間	午前 8 時から 午後 7 時まで	60dB	65dB
夜間	午後 7 時から 翌日午前 8 時まで	55dB	60dB

※ 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m の区域内においては、5dB を減じた値(第 1 種区域の夜間を除く)とする。

資料表 4-8 法令・条例に基づく特定施設数（振動）

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

施設の種類	振動規制法		京都府環境を守り育てる条例	
	特定工場数	特定施設数	特定工場数	特定施設数
金属加工機械	7	64	28	121
圧縮機	22	41	14	31
粉砕機	—	—	9	26
織機	—	—	—	—
コンクリートブロックマシン等	—	—	—	—
木材加工機械	—	—	—	—
印刷機械	1	2	2	3
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	—	—	—	—
合成樹脂用射出成型機	1	12	—	—
鋳造型機	—	—	—	—
バッチャープラント			—	—
冷凍機			50	406
その他			1	5
合計	23	119	91	592

※ ひとつの工場で、特定施設に指定されている機械を複数種設置している工場もあるため特定工場数の合計は、縦合計数と合致しない。

資料表 4-9 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

振動の 大きさ	作業できない時間		1日あたりの作業時間		同一場所の 作業時間	日曜等休日 における作業
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
75dB	午後 7 時から翌 日午前 7 時まで	午後 10 時から翌 日午前 6 時まで	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	禁止

※ 第 1 号区域とは、規制区域のうち第 1、2 種低層住居専用、第 1、2 種中高層住居専用、第 1、2 種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業各区域。これらの区域以外の規制区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域をいう。第 2 号区域とは、規制区域のうち第 1 号区域以外の区域とする。

資料表 4-10 令和 6 年度特定建設作業実施届出件数

作 業 の 種 類	届 出 件 数
くい打機等を使用する作業	0
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破砕機を使用する作業	0
ブレーカーを使用する作業	8
合 計	8 (8※)

※ 一度の工事で複数種の機械を使用する場合があるため、届出工事数は括弧内の数値である。

③ 悪臭関係

資料表 4-11 敷地境界線における悪臭の規制基準

特定悪臭物質の種類	許 容 限 度 (ppm)	
	A 地 域	B 地 域
ア ン モ ニ ア	1	5
メチルメルカプタン	0.002	0.01
硫 化 水 素	0.02	0.2
硫 化 メ チ ル	0.01	0.2
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.01
イ ソ ブ タ ノ ール	0.9	20
酢 酸 エ チ ル	3	20
メチルイソブチルケトン	1	6
ト ル エ ン	10	60
ス チ レ ン	0.4	2
キ シ レ ン	1	5
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.2
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.006
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.004
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.01

※₁ A 地域とは、都市計画法第 7 条第 2 項に規定する市街化区域及び市街化調整区域のうち B 地域以外の区域をいう。

※₂ B 地域とは、市街化調整区域のうち、農業振興地域の整備に関する法律（44 年法律第 58 号）第 6 条により、農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（49 年法律第 92 号）第 9 条の規定により森林地域として定められた地域をいう。

5. その他の環境に配慮した取組

(1) 市民 1 人当たりの公園面積

令和 6 年度に都市公園等が 1 箇所増えたことに加え、八幡市人口が減少したため、市民 1 人当たりの公園面積は 7.96m² から 8.05m² に増加しました。

年度（末）	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
1 人当たり面積 (m ²)	7.67	7.70	7.75	7.81	7.87	7.91	7.96	8.05

(2) 公共下水道の普及促進

令和 6 年度は 1.0km の整備を行い、人口普及率は 99.9% となっています。

年度（末）	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
普及率（%）	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

(3) 雨水タンク設置の助成金

この制度は、雨水の流出抑制、資源の有効利用、環境負荷の低減及び非常用の生活用水の確保を目的として、八幡市内の区域において雨水タンクを設置する者に対し、設置費用の一部を助成するものです。

年度（末）	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
補助基数	13 基	21 基	14 基	10 基	8 基	14 基	10 基	11 基
補助金額	395 千円	608 千円	318 千円	379 千円	229 千円	374 千円	325 千円	332 千円

6. CO₂ 排出量の算定方法

本編 P.19 「(1) 温室効果ガス排出量」については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」を参考として、以下の方法により CO₂ 排出量の算定を行っております。

表 CO₂ 排出量の算定方法

部門・分野		発生源	算定手法	出典資料
産業部門	製造業	対象業種の工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出	京都府の炭素排出量（製造業） ×44/12×八幡市製造品出荷額等÷ 京都府製造品出荷額等	京都府の炭素排出量：都道府県別エネルギー消費統計 製造品出荷額等：経済構造実態調査
	建設業		京都府の炭素排出量（建設業） ×44/12×八幡市従業員数（建設業） ÷京都府従業員数（建設業）	京都府の炭素排出量：都道府県別エネルギー消費統計 従業員数：経済センサス
	農業		京都府の炭素排出量（農業） ×44/12×八幡市従業員数（農業）÷ 京都府従業員数（農業）	京都府の炭素排出量：都道府県別エネルギー消費統計 従業員数：経済センサス
業務その他部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出	京都府の業務その他部門の炭素排出量×44/12×八幡市従業員数÷ 京都府従業員数	京都府の炭素排出量：都道府県別エネルギー消費統計 従業員数：経済センサス
家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出	京都府炭素排出量×44/12×八幡市世帯数÷ 京都府世帯数	京都府の炭素排出量：都道府県別エネルギー消費統計 世帯数：住民基本台帳
運輸部門	自動車（旅客・貨物）	自動車におけるエネルギー消費に伴う排出	※環境省が公表する「部門別 CO ₂ 排出量の現況推計結果」を活用 （全国の車種別炭素排出量×44/12×八幡市の車種別自動車保有台数÷ 全国の車種別自動車保有台数）	全国の車種別炭素排出量：総合エネルギー統計 自動車保有車両数：一般財団法人自動車検査登録情報協会、一般社団法人全国軽自動車協会連合会
	鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出	※環境省が公表する「部門別 CO ₂ 排出量の現況推計結果」を活用 （全国の人口あたり炭素排出量×44/12×八幡市人口÷ 全国人口）	全国の人口あたり炭素排出量：総合エネルギー統計 人口：住民基本台帳
廃棄物部門		廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出	※環境省が公表する「部門別 CO ₂ 排出量の現況推計結果」を活用 （一般廃棄物焼却量×（1－水分率）×プラスチック類比率×2.77＋ 焼却処理量×全国平均合成繊維比率（0.028）×排出係数 2.29）	一般廃棄物処理実態調査結果

7. 用語解説

用語	説明
BDF	Bio Diesel Fuel の略称。廃食油を、家庭、飲食店等から回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）を製造し、公共交通機関等の車両に、温室効果の低いバイオ燃料として代替利用する取組。
BEMS（ベムス）	Building Energy System の略称。業務用ビルのエネルギー管理システムのこと。ビル内の配電設備、空調設備、照明設備、換気設備、OA機器等をネットワーク化し、電力使用量のモニタリングや制御を行う。
BOD （生物化学的酸素要求量）	河川の水質を表す代表的な指標。水中の有機物が、微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量を mg/l で表したものの。値が大きいほど、その水中には汚濁物質（有機物）が多く、水質の汚濁が進んでいることを意味する。
COD（化学的酸素要求量）	湖沼、海域の水質を表す代表的な指標。水中の有機性汚濁物質が化学的に分解されるときに必要な酸素の量を mg/l で表したものの。値が大きいほど、その水中には汚濁物質（有機物）が多く、水質の汚濁が進んでいることを意味する。
CSR	Corporate Social Responsibility の略称。企業の社会的責任（CSR）を、企業の活動が各主体に及ぼす影響を把握し、これを考慮に入れた企業行動であり、企業と各主体とのコミュニケーションに重点が置かれる。持続可能な環境と経済とも整理されている。
DX（デジタルトランスフォーメーション）	組織が経営環境の変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズをもとに、製品やサービス、ビジネスモデルを変革し、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革させること。
FEMS（フェムス）	工場エネルギー管理システム（Factory Energy Management System）の略称。エネルギーコストを分析・管理し、設備の省エネ化に貢献するシステム。例えば、工場内のエネルギー使用量などの情報を「見える化」し、これらの情報をもとにエネルギー使用量の予測を行うもの、エネルギー需要量に合わせてエネルギー供給設備を最適化するものなど、様々な機能を有するものが実用化されている。最近では工場・プラント内で生成したエネルギーだけでなく、外部のエネルギーグリッド（供給網）からのエネルギー調達量を工場の稼働状況に応じて柔軟に調整するなど、機能の高度化及び複数の組織間での情報交換を行えるものも登場している。
FIP 制度	フィードインプレミアム（Feed-in Premium）の略称。FIT 制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電した時、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする。電力の需給バランスを意識し、蓄電池の活用などにより市場価格が高いときに売電されるようになると思われ、再エネ導入の促進が期待されている。
FIT 制度	再生可能エネルギーの固定価格買取制度のことで、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。電力会社が買い取る費用の一部を電気利用者から賦課金という形で集め、コストの高い再生可能エネルギーの導入を支えている。
GX（グリーントランスフォーメーション）	CO ₂ などの温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーなどのグリーンエネルギーに転換することで、環境だけでなく、経済社会システム全体の構造を変革させること。
HEMS（へムス）	Home Energy Management System の略称。家庭のエネルギー管理システムのこと。家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのこと。家庭の省エネルギーを促進するツールとして期待される。制御機能には、遠隔地からの機器のオンオフ制御や、温度や時間などの自動制御がある。
ISO14001	国際標準化機構（ISO）が規定した、環境に関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を低減する活動を継続的に実施するためのしくみについての規定。これに沿って環境マネジメントシステムを構築し、審査を経て、認証を取得する。
KES （京都・環境マネジメントシステム・スタンダード）	環境マネジメントシステムの1つで、システム導入のノウハウや経費の面で難しい課題を抱える中小企業等のために、わかりやすく、必要経費も安価な「環境にやさしい基準」として「特定非営利活動法人・KES 環境機構」が策定し、審査・登録制度を推進している。

LCC (ライフサイクルコスト)	Life Cycle Cost の略称。施設建設費、運営管理費 (運転費、点検補修費)、解体費を含めた施設や製品の生涯費用の総計。LCA (ライフサイクルアセスメント・Life Cycle Assessment) が製品のライフサイクル全体の環境負荷を扱うのに対して、LCC はライフサイクル全体のコストを集計したもの。各種の資源循環システムの環境負荷とコストの評価に利用されている。
pH	水素イオン濃度のこと。河川や海域での水質判定項目である。pH7 が中性、pH 7 を超えるとアルカリ性、pH 7 未満を酸性と定義されている。
PM2.5	微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=1\text{mm}$ の千分の 1) 以下の非常に小さな粒子のこと。その成分には、炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩のほか、ケイ素、ナトリウム、アルミニウムなどの無機元素などが含まれる。また、さまざまな粒径のものが含まれており、地域や季節、気象条件などによって組成も変動する。
RE100	企業が自らの事業の使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアチブで、世界や日本の企業が参加している。
SDGs (エスディージーズ)	持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称。2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことで、「誰ひとり取り残さない」社会を築くことをめざして、先進国と途上国が一丸となって達成すべき 17 の目標 (ゴール) と、目標をより具体的に示した 169 のターゲットからなる。2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載。
ZEB (ゼブ)	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (Net Zero Energy Building) の略称。建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した店舗、オフィス等の建物。基準建築物に対する消費エネルギーの削減割合によってランクづけされており、省エネと創エネ等により正味ゼロまたはマイナスとする ZEB のほか、Nearly ZEB (省エネ基準から ▲75%以上)、ZEB Ready (再生可能エネルギーは加味せず省エネ基準から ▲50%以上)、ZEB Oriented (再生可能エネルギーは加味せず、省エネ基準から ▲40%もしくは ▲30%以上) からなる。
2 アップ 3 ダウン運動	エレベーターを使用する際に、2 階上がった (＝2 アップ)、3 階下りた (＝3 ダウン) する程度であれば、エレベーターではなく階段を利用することによってビルの電力の削減を目指す運動。
硫黄酸化物 (SOx)	石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する二酸化硫黄 (SO ₂)、三酸化硫黄 (SO ₃)、硫酸ミストなどの総称。
一酸化炭素 (CO)	炭素または炭素化合物が不十分な酸素供給の下に燃焼するときなどに生ずる無色、無臭の気体である。生理上極めて有害で、血液中のヘモグロビンと結合し酸素の供給を阻害する。主な発生源は自動車である。
エコ・オフィス計画 (地球温暖化アクションプラン)	市役所自らが、市内の一事業所として率先して環境にやさしい取り組みを実践すべく、市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を規制することにより、地球規模での環境問題の解決と、循環型社会への取り組みを目的とする計画。
エシカル消費	倫理的消費とも言い、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら買い物を行うことが求められている。
環境アセスメント (環境影響評価)	環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業の実施に際して、その影響の程度と範囲などについて事前に調査、予測、評価を行うこと。
環境家計簿	ライフスタイルの見直しをめざして、日々の生活において、環境に負荷を与える行動や環境により影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算にあうように一定期間の集計を行ったりするもの。家庭における電力、ガス、水道などのエネルギーや資源の消費量、廃棄物の排出量などを定期的に記録する帳簿など。
環境活動評価プログラム (EA21)	平成 8 年 (1996 年) 9 月の ISO14001 の発行に合わせて環境庁 (当時) から出された中小企業向けの環境保全活動推進プログラム。内容としては環境への負荷の自己チェック、取組の自己チェックと環境保全計画の策定及び環境活動レポートの公表からなる。

環境基準	環境基本法第 16 条に基づいて定められた、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいう。現在までに、大気（8 物質）、水質（健康項目 23、生活環境項目 9）、地下水（23 物質）、土壌（25 物質）、騒音（一般、航空機、新幹線）について環境基準が設定されている。また、新たにダイオキシン類の環境基準が平成 11 年に定められた。
環境マネジメントシステム (EMS)	事業の実施にあたり「環境の保全及び創造に関する方針を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定 (PLAN) し、実施 (DO) し、その実施状況を点検 (CHECK) し、必要な見直し (ACTION) を行う」いわゆる PDCA サイクルを自主的、循環的に繰り返すことによって継続的な改善を図っていく体制をいう。 ISO14001 や主に中小企業向けのエコアクション 21、京都府内の事業者等のグループが策定した KES、自治体に特化した LAS-E 等の手法がある。
京都議定書 (Kyoto Protocol)	平成 9 年 (1997 年) 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議において採択されたもので、先進各国等の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値約束が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の仕組みが合意された。平成 17 年 2 月 16 日に発効した。
クールチョイス (COOL CHOICE)	CO ₂ などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組のこと。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線によって複雑な光化学反応を起してつくられるオゾン、PAN (パーキシアシルナイトレート) などの酸性物質の総称を光化学オキシダントといい、光化学オキシダントによる大気汚染を光化学スモッグという。特に夏期、日ざしが強く、温度が高く、風の弱い日に発生しやすく、その影響は、目がチカチカする、ノドが痛くなるなどの人的影響のほか、植物の葉の組織を破壊するなど広域にわたる。
コージェネレーション	コージェネレーション (熱電併給) は、天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際生じる廃熱も同時に回収するシステム。
再エネ 100 宣言 RE Action	国内の中小企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を 100% 再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ 100% 利用を促進していくための枠組み。
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。
循環型社会	資源の採取や廃棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最小にするような物質循環が保たれた地域社会のこと。
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食べ物のこと。家庭では、食べ残しや、調理時に皮を厚く剥きすぎるなどの過剰除去、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄などが主な原因。日本では平成 29 年 (2017 年) 度に、約 612 万トンの食品ロス (事業者から約 328 万トン、家庭から約 284 万トン) が発生したと推計されており、可燃ごみとして燃やすことによる CO ₂ 排出等の環境負荷も問題となっている。
生物多様性	生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。地球上では 3,000 万種ともいわれる多様な生き物が生まれており、これらの生命は一つひとつに個性があり、すべて直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとされている。
ゼロエミッション	あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムをいう。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分 (埋め立て処分) する量をゼロにすることを指す。

ダイオキシン類	物の焼却の過程等で自然に生成してしまう副生成物。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーPCB を含めてダイオキシン類と定義している。塩素の数や付く位置により PCDD は 75 種類、PCDF は 135 種類、コプラナー PCB は十数種類と多くの異性体があり、毒性の強さはそれぞれ異なっている。現在の主な発生源はごみ焼却による燃焼などであり、食物連鎖を通してプランクトンや魚介類に取り込まれていくことで、生物にも蓄積していくと考えられている。特に、人に対しては、発ガン性、甲状腺や免疫の機能低下がいられている。
炭化水素	炭素と水素からできているものを炭化水素といい、メタン、エタン、プロパン、アセチレン、ベンゼン、トルエン等があり、有機溶剤や塗料、プラスチック製品等の原料として使用されている。主として塗料・印刷工場、化学工場やガソリンスタンド等の貯蔵タンクからも発生するほか、自動車等の排出ガスにも含まれている。窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。
地域循環共生圏	環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。各地域が保持している地域資源を活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより実現できる。地域での SDGs の実践（ローカル SDGs）を目指すものでもある。
地球温暖化	二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素などの温室効果ガスが大気中で増加し、地表面付近の気温が上昇すること。現在のまま温室効果ガスが増加すれば、地球の平均温度が 21 世紀末までに約 1.4℃～5.8℃上昇すると予測され、極地の氷が融け出すことなどによって、海面の水位の上昇、集中豪雨や干ばつなどの異常気象の頻発、農業への悪影響による食糧危機、マラリアなどの伝染病の流行など重大な影響も予想される。
地球温暖化防止京都会議 —COP3	気候変動に関する国際連合枠組条約第 3 回締約国会議 (COP3) として、平成 9 年 12 月に 161 か国の参加のもと、京都市で開催された国際会議。この会議では、平成 12 年以降の地球温暖化対策の国際的な取り組みについて議論され、平成 2 年を基準年とし、平成 20 年から平成 24 年の目標期間の締約国全体の対象ガスの排出量を削減することを内容とする「京都議定書」が採択された。わが国については 6%の削減目標が定められた。
窒素酸化物 (NOx)	窒素と酸素の化合物の総称である。燃料その他の物質の燃焼に伴って発生する。大気中には多くの種類のもので存在するが、主に一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO ₂) が大気汚染に関係する。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つでもある。
特定外来生物	生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼす恐れがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物。生きているものに限られ、卵、種子、器官などを含む。同法で規定する「外来生物」は、海外から我が国に導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を指す。
二酸化炭素 (CO ₂)	炭素を含む物質の燃焼によって発生する。生物の呼吸によっても発生する。最近では、産業革命以後の経済活動の活発化により、石油、石炭などの化石燃料が大量に消費され、大気中の二酸化炭素濃度が上昇していることが、地球温暖化の原因の一つとして注目をあびている。
二酸化炭素排出係数	電力の場合なら、1kWh の電力を発電する際に排出される CO ₂ 排出量を排出係数として表す。発電手法によって、それぞれ排出係数は変わる。
パリ協定	平成 27 年 (2015 年) の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で採択された、地球温暖化対策に関する令和 2 年 (2020 年) 以降の新たな国際枠組み。途上国を含むすべての加盟国が参加し、産業革命前からの気温上昇を 2 度より十分に低く抑える目標を掲げ、さらに 1.5 度以内に抑える努力をしようとしている。自国の削減目標を掲げ実行するとともに、5 年ごとにその目標をさらに高めることなどが定められている。
パートナーシップ	市民、事業者、行政など、これまで各々の目的に応じた生活や事業などを行い、時には、相反する関係にもなってきた主体が、地域単位で環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協調的関係のこと。

ヒートポンプ	気体を圧縮すると温度が上がり、膨張させると温度が下がる性質を活用した技術。冷暖房や給湯にも対応可能で、ガスや石油による燃焼方式に比べて、使ったエネルギー以上の熱エネルギーを得ることができ、CO2 排出量の削減に貢献。
浮遊物質 (SS)	粒径 2mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質の総称で、数値が大きいほど水がにごっている。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中の粒子状物質のうち、粒径 10 μ m 以下のもの。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場などの事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。
フロン	塩素化、フッ素化されたメタンやエタンの総称。不燃性、無毒性であり非常に安定であることから、冷媒、洗浄剤、噴霧材、発泡剤など広く用いられていた。しかし、近年大気中に放出されたフロンがオゾン層まで達し、紫外線によりオゾン層を破壊する問題が生じ、クロロフルオロカーボン (CFC) 等の製造が禁止され、代替フロンの導入が図られているが、その代替フロンも地球温暖化物質として、京都議定書で削減目標が定められており、その排出削減が行われている。
フードバンク、フードドライブ	フードバンクとは、安全に食べられるにもかかわらず、包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で流通に出すことができない食品を抱える企業などから寄贈を受け、施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のこと。またフードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り、それらを地域の福祉団体や施設に寄付する活動のこと。
フードマイレージ	輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたもの。食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージの高い国ほど、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる。
マイクロプラスチック	微細なプラスチックごみ (5mm 以下) のこと。含有/吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。令和元年 (2019 年) 6 月に開催された G20 大阪サミットでは、令和 32 年 (2050 年) までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すという「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が、日本の提案により共有された。
ユニバーサルデザイン	住宅や都市空間並びに生活用品の設計段階から、高齢者や障がい者をはじめとして、誰もが使いやすいように配慮するデザインの考え方。
要請限度	この限度を超える道路交通騒音 (振動) が観測され、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市町村長は道路の舗装、維持又は修繕することにより騒音 (振動) を減少することが出来る場合、道路管理者に、交通規制を行うことにより騒音 (振動) を減少することが出来る場合は都道府県公安委員会に対し、措置を要請するものとする。
溶存酸素量 (DO)	水中に溶けている酸素量のことをいう。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものである。汚濁度の高い水中では、消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。一般的にきれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇し、藻類が著しく繁殖するときには過飽和の状態となる。

令和 7 年度版環境白書-令和 6 年度報告-
発 行 八幡市（建設産業部環境政策課）
所在地 京都府八幡市八幡園内 7 5 番地
電 話 （0 7 5）9 8 3 - 2 7 9 5
URL : <http://www.city.yawata.kyoto.jp>
Mail : kankyo@mb.city.yawata.kyoto.jp